

## 目 次

1. 平成25年12月6日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第108号から議第136号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	12
10. 日程第6 陳情の報告（陳第3号から陳第6号まで）	18
11. 日程第7 先議（議第129号から議第136号まで）	18
12. 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第5号）	21
13. 日程第9 議会提出議案審議（質疑・討論・採決）	21
14. 日程第10 議会報編集特別委員会委員の選任	22
15. 日程第11 議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告	23
16. 散 会	23
17. 平成25年12月12日（木曜日）	27
18. 議事日程（第2号）	27
19. 開 議	31
20. 日程第1 一般質問	31
21. 北本議員 質問	31
22. 前田議員 質問	46
23. 徳村議員 質問	64
24. 内田議員 質問	70
25. 田畑議員 質問	80
26. 散 会	87
27. 平成25年12月13日（金曜日）	91
28. 議事日程（第3号）	91
29. 開 議	94
30. 日程第1 一般質問	94

31. 中尾議員 質問	94
32. 田中議員 質問	101
33. 城戸議員 質問	106
34. 吉田議員 質問	115
35. 福嶋議員 質問	125
36. 散 会	132
37. 平成25年12月16日(月曜日)	135
38. 議事日程(第4号)	135
39. 開 議	138
40. 日程第1 一般質問	138
41. 永野議員 質問	138
42. 嶋村議員 質問	148
43. 宮田議員 質問	152
44. 近松議員 質問	155
45. 江田議員 質問	176
46. 日程第2 議案及び陳情の委員会付託	180
47. 日程第3 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙	183
48. 散 会	184
49. 平成25年12月25日(水曜日)	187
50. 議事日程(第5号)	187
51. 開 議	189
52. 日程第1 委員長報告	189
53. 総務委員長報告	189
54. 建設経済委員長報告	195
55. 文教厚生委員長報告	199
56. 日程第2 質疑・討論・採決	203
57. 日程第3 玉名市選挙管理委員会補充員再選挙	212
58. 日程第4 玉名市農業委員会委員の推薦について	213
59. 閉 会	215
60. 署 名 欄	216

第 1 号

12月6日(金)

## 平成25年第5回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
12	6	金	本会議	<p style="text-align: center;">開 会 宣 告      午前3時</p> 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第108号から議第136号まで） 5 提案理由の説明 6 陳情の報告（陳第3号から陳情第6号まで） <p style="text-align: center;">散 会 宣 告</p>
12	7	土	休 会	
12	8	日	休 会	
12	9	月	休 会	
12	10	火	休 会	
12	11	水	休 会	
12	12	木	本会議	一般質問
12	13	金	本会議	一般質問
12	14	土	休 会	
12	15	日	休 会	
12	16	月	本会議	1 一般質問 2 議案及び陳情の委員会付託
12	17	火	委員会	・ 総務委員会
12	18	水	委員会	・ 建設経済委員会
12	19	木	委員会	・ 文教厚生委員会
12	20	金	休 会	
12	21	土	休 会	
12	22	日	休 会	
12	23	月	休 会	
12	24	火	休 会	
12	25	水	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 閉 会 宣 告

# 平成25年第5回玉名市議会定例会会議録（第1号）

## 議事日程（第1号）

平成25年12月6日（金曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第108号から議第136号まで）
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 陳情の報告（陳第3号から陳第6号まで）

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程
  - 議第108号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
  - 議第109号 平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
  - 議第110号 平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議第111号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議第112号 平成25年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議第113号 平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
  - 議第114号 平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）
  - 議第115号 玉名市特別会計条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議第116号 玉名市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第117号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第118号 玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第119号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第120号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第121号 指定管理者の指定について
  - 議第122号 指定管理者の指定について

- 議第 1 2 3 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 4 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 5 号 権利の放棄について
- 議第 1 2 6 号 権利の放棄について
- 議第 1 2 7 号 市道路線の認定について
- 議第 1 2 8 号 工事請負契約の変更について
- 議第 1 2 9 号 公平委員会委員の選任について
- 議第 1 3 0 号 監査委員の選任について
- 議第 1 3 1 号 監査委員の選任について
- 議第 1 3 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 3 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 3 5 号 玉名市長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 議第 1 3 6 号 監査委員の選任について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 陳情の報告
  - 陳第 3 号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する陳情
  - 陳第 4 号 玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区 6 小学校の校舎建設位置に関する陳情
  - 陳第 5 号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する陳情
  - 陳第 6 号 全市民を対象とした住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情
- 日程第 7 先議（質疑・討論・採決）
  - 議第 1 2 9 号 公平委員会委員の選任について
  - 議第 1 3 0 号 監査委員の選任について
  - 議第 1 3 1 号 監査委員の選任について
  - 議第 1 3 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 議第 1 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 議第 1 3 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 議第 1 3 6 号 監査委員の選任について
- 日程第 8 議員提出議案上程
  - 議員提出第 5 号 議会報編集特別委員会の設置について
- 日程第 9 議会提出議案審議（質疑・討論・採決）
- 日程第 1 0 議会報編集特別委員会委員の選任

(休憩中委員会)

日程第11 議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	企業局長	植原宏君
教育委員長	池田誠一君	教育長	森義臣君
教育次長	西田美德君	監査委員長	有働利昭君

午後 3時48分 開会

\*\*\*\*\*

- 議長（作本幸男君） 皆さん、長時間にわたり大変ご苦労さまです。  
ただいまから、平成25年度第5回玉名市議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。  
本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（作本幸男君） まず、会議録署名議員の指名を行ないます。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。  
3番議員 松本憲二君、4番議員 徳村登志郎君、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（作本幸男君） 次に、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、11月29日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月25日までの20日間にいたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月25日までの20日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第3 市長あいさつ

- 議長（作本幸男君） 市長より発言の申し出がっております。これを許可いたします。

市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

- 市長（高嵯哲哉君） 皆さんこんにちは。  
今年も残すところ3週間余りとなりました。先月半ばに開かれた臨時市議会から間もない本日、議員各位には、師走の大変お忙しい中に御出席を賜り、心より感謝申し上げます。  
まず、あいさつを申し上げる前に、本市下水道使用料の賦課漏れにつきまして、市民の皆さまへのおわびとともに、その後の経過について御報告申し上げます。  
この件につきましては、本年9月の市議会一般質問で取り上げられ、常任委員会へ御報告した時点では、件数で39件、総額約1,200万円、そのうち地方自治法による



金銭債権の消滅時効を除いた請求可能金額は約500万円と御報告申し上げたところでございます。その後、さらに調査を進めて精査をいたしましたところ、今回新たに判明した分を合わせますと、賦課漏れが52件、総額で約2,377万円であることが判明し、このうち金銭債権の消滅時効を除いた請求可能額は1,282万円という結果となりました。

市民の皆さま並びに市議会に対しまして、多大な御迷惑と御心配をおかけし、まことに申しわけなく、この場をおかりいたしまして深くおわびを申し上げます。

市といたしましては、最も基本である公平・公正であるべき公共料金が一部賦課されてなかったことで、市民の皆さまの信用を失墜させてしまうに至りましたが、この結果を真摯に受けとめ、今後再発を防止するため、申請から料金の賦課にかかわる一連の手続きについては、企業局で二重チェックを行なうなど改善に努め、常に慎重な事務処理のもとに、実際に工事を行なう指定工事店に対しましても、申請漏れ等がないよう指導を行ない、1日も早い市民の皆さまの信頼回復に取り組んでまいり所存でございます。

では、平成25年第5回玉名市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

作本議長のもとで初の市議会定例会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先の臨時市議会の中でも申し上げましたところでございますが、このたびの市長選挙におきまして、市民の皆さまを初め、各方面より本当の多くの方々から力強い御支援と温かい御厚情を賜り、第3代玉名市長として市政運営の重責を担わせていただくことになりました。改めて、市民の皆さまのお力添えに対し、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。

選挙後初の定例議会に臨むに当たり、初心の一端を述べさせていただきたいと存じます。

私は4年前の市長就任以来、常に市民の目線を大切に市民の一人一人の思いが通じ、市民の市民による市民のための市政を基本姿勢とし、財政状況の改善に努めながらも、市民にとって身近に感じられる温かい行政、バランスの取れた行政経営に心がけ、政のかじ取りに当たってまいりました。今後も引き続きこのスタンスを基本として、市民の皆さまに公約した事柄を行政施策として取りまとめた「輝け玉名「戦略21」」の実践により、私が目指す市政の実現に努めたいと考えております。

「輝け玉名「戦略21」」で取り組む施策は、「行政経営」「暮らし」「経済産業」「人づくり」「安心・安全」「まちづくり」の六つの分野で取りまとめをいたしました。これらの施策につきましては、一期目の「チェンジ玉名」と同様、市民の皆さまにわかりやすい形でお示しし、市民の皆さまとともに関連施策の推進・達成に努めていきたいと考

えております。

まず、行政運営、行政改革などの「行政経営」の分野でございますが、これは中長期の財政的な視点を踏まえ、市民目線を大切に、市政を進めたいと考えております。近年、住民により身近な市町村に対し、行政事務の権限委譲が進められており、地方自治体は、今まで以上にみずからの責任と判断によって、豊かな地域社会を築いていくことが重要になってまいりました。また、市の将来像やあるべき行政の姿を実現するためには、市民・住民ニーズを的確に把握し、それに応じた適切な施策を遂行できる行政能力の向上や、施策の選択と集中によるさらなる経費削減による財政力の強化が必要であり、加えて急激な環境の変化に柔軟かつスピーディーに対応することのできる職員力と経営力が求められております。具体的には、自治基本条例の制定、各種証明書発行サービスの拡充、外部専門家による行政評価の導入、情報技術の活用の推進を考えているところでございます。

次に医療、健康福祉、子育て、高齢者支援など「暮らし」の分野では、少子超高齢化社会を見据え、地域コミュニティーを強化する姿勢を推進します。

少子化は、社会に多様な負の影響を与え、深刻さを増しており、子どもを育てる楽しさや意義を伝え、また、子育てしやすい環境を整え、支援することがさらに強く求められております。

また、社会保障費の増大など高齢化の進展による弊害を抑制するための対策を講じることや、生きがいづくりなどを積極的に推進することが地方自治体の重要な責務となっております。その対策として、中学生までの医療費無料化、県北の拠点病院づくりの推進、子どもの夢を育む子育て支援施設の設置や見守り、生きがいづくりなど、高齢者生活支援のさらなる充実を図りたいと考えております。

農業、商業、雇用の確保など「経済産業」の分野では、雇用を拡大し、産業を育み、活力ある地域経済を牽引する市政を推進します。経済のグローバル化などを背景に、我が国の産業構造は大きく変化しつつあり、地方都市においても公共事業の縮小、大型商業施設の閉店、市場価格の低迷など、看過できない影響が見受けられ、これを改善・解消することが大きな課題となっております。活力ある経済を取り戻すためには、新たな消費者ニーズに対する各種産業の着実な振興を図ることが重要であり、また、雇用の安定を確保することが必要です。

市といたしましては、農業基本条例を制定し、農業の持続的な発展のため新規就農者を支援いたします。また、特産品の宣伝や売り込み、観光地への誘客活動など積極的なトップセールスを継続して行なうとともに、地域経済、景気浮揚対策の一助として市民生活支援、中小規模商店の商業活性化、地域の活性化を目的としたプレミアム商品券の発行も取り組みます。

教育文化などの「人づくり」の分野では、人々の笑顔が絶えない健やかな子どもや文化を育成する市政を行ないます。物やサービスがあふれ個人の価値観がますます多様化する現代にあっても、文化や伝統、道徳性や倫理観など、普遍的に守っていくべき大切なものがあることから、心に豊かさを実感できる感性と人間的な魅力を備えた人材を育てる教育や文化の振興が求められております。また、個々の幸福感や人生観が尊重されながら、多様な分野で社会の発展に貢献できる知力・能力・体力を培うことができる環境が整えられることも大切です。引き続き中小一貫教育の導入を推進し、あわせて「玉名学」と「エンジョイ・イングリッシュ」を導入し、玉名の伝統文化や日本人の美德、人格形成のための作法、基本的生活習慣の習得や国際理解、英会話力の育成を進めます。

特に、旧玉名市長のときから念願でありました市民サッカー場の整備につきましては、できるだけ早く具体的な構想を市民の皆さまにお示しし、早期実現に努めたいと考えております。

また、文化の発信拠点となる市民会館は、建てかえの道筋を改めて検討し、老朽化が著しい岱明公民館につきましても、新たな機能を付加した施設整備を具体的に進めてまいります。

環境・防災など「安心・安全」の分野では、共助のもとで安全に安心して生活できるまちを追求する市政を目指します。近年、地球温暖化など世界規模での環境問題が深刻化し、だれもが自然環境の保全に努め、環境負荷が少ない循環型社会の構築を目指すことが重要とされています。また、災害の未然防止、あるいは被害の軽減を図るため行政として適切な対策を講じることはもとより、共助の考え方のもとに自主防災組織の結成、育成するなど、地域の防災力を強化することが求められています。

市といたしましては、家庭用太陽光パネル設置補助の拡充を図ります。また、境川、尾田川、唐人川など水害多発地帯の河川改修の促進、自主防災組織の結成を強化するなど、自治体としての責務である施策の推進を図ります。

最後にまちづくりの分野ですが、音楽や花があふれ市民が主体となり活躍できる魅力ある市政を推し進めます。これからの地方自治体は、創意と工夫で地域の特性を生かした魅力あるまちづくりをさらに進め、定住の地として選ばれ、住み続けていただくことがますます重要になります。これまで以上に民意を尊重するため、より多くの市民の市民参加を促し、その知恵と力を結集し、市民の皆さまの活力を今まで行政のみが担ってきた分野にも広げ、活躍していただくという新しい公共の考え方を取り入れ、市民と行政の信頼、協力関係を深め、多種多様な地域課題の解消や軽減に取り組む、市民協働のまちづくりを進めます。具体的には、今まで取り組んできた音楽と花のあるまちづくりをその行動計画に基づき推進し、また、市民活動を助成するための市民提案型の補助金

制度や、定住化を推進するための助成制度についても拡充いたします。

以上、初心の一端を述べましたが、このほかにも市として進めなければならない政策は多様でございます。詳細につきましては割愛させていただきますが、市政の究極の目標は、市民の幸福、福祉の向上であり、それぞれの施策はその手段の一つであると確認をいたしております。

早速、今議会に新年度から取り組むために必要な補正予算を提案いたしておりますが、反映できることから鋭意進めてまいりたいと考えております。今後とも市勢発展のため、全力で政策を推進し、挑戦し続けてまいる覚悟でございますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今議会には予算案、条例案のほか、公平委員会委員選任など、人事案件などあわせて29件を提案いたしております。

このうち予算関係では、一般会計補正予算、総額約5億1,000万円のほか、特別会計などの補正予算案を提案いたしております。一般会計補正予算の主なものは、定住促進事業として、「おためし暮らし住宅」の整備費を計上いたしております。市が保有する普通財産のうち、長く利用されていない住宅1棟を「おためし暮らし住宅」として整備し、移住による人口の流入を促し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、子ども医療費事業では、私の公約に基づき、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子供たちが安心して必要な医療が受けられるよう、平成26年4月から中学生までの医療費の無料化を実施に向けて、案内通知や受給者証発送などの準備経費を計上いたしております。

次に、認定農業者の農業機械等の購入にかかわる補助といたしまして、国の補助事業である経営体育成交付金を計上いたしております。これは農作業の省力化を推進することで、効率的かつ安定的な農業経営を確立し、担い手の育成を図るもので、今回、玉名、岱明、横島地区の13件を追加し要望するものでございます。

以上、初心の一端と今議会に提案いたしております案件の主なものについて申し上げます。詳しくは、副市長、総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして御審議いただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げあいさついたします。お世話になります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 議案上程（議第108号から議第136号まで）

○議長（作本幸男君） これより、議案を上程いたします。

議第108号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第136号監査委員の選任についてまでの議案29件を一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、横手良弘君の退場を求めます。

[11番 横手良弘君 退場]

○議長（作本幸男君） お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 私のほうから議第108号から議第114号までの補正予算関係7件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回、御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので、御提案をいたすものでございます。

初めに、議第108号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億903万6,000円を追加し、総額を296億1,193万4,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は2億9,740万円の追加で、平成24年度の国の経済対策である地域の元気臨時交付金などによるものでございます。今回、交付決定による増額補正であり、市債を減額し財源組み替えを行っております。15款県支出金は9,664万5,000円の追加で、障害者自立支援給付費負担金、経営体育成支援事業補助金などによるものでございます。16款財産収入は197万3,000円の追加。17款寄附金は5万円の追加。19款繰越金は2億4,064万円の追加で、今回の補正の財源調整でございます。20款諸収入は1,576万1,000円の追加で、玉名平野地区湛水防除促進期成会負担金などによるものでございます。21款市債は1億4,343万3,000円の減額で、国庫支出金の地域の元気臨時交付金の増額による財源組み替え及び臨時財政対策債の決定によるものでございます。

次に歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。2款総務費は185万8,000円の追加で、定住促進事業126万8,000円などを計上しております。市が保有する普通財産で、長く利用されていない住宅1棟を「おためし暮らし住宅」として整備し、定住施策を推進する際に活用することにより、移住による人口の流入を促し、地域の活性化を図ってまいります。3款民生費は1億1,994万9,000円の追加で、障害サービス利用者の見込み増による障害者介護給付・訓練等給付事業の補正、また、

中学生までの医療費の無料化を平成26年4月から実施するため、案内通知などの準備経費を計上しております。4款衛生費は3,545万2,000円の追加で、公立玉名中央病院事業負担金などによるものでございます。6款農林水産業費は5,722万5,000円の追加で、認定農業者の農業機械等の購入補助である経営体育成支援交付金、横島排水機場のポンプ修繕工事などによるものでございます。7款商工費は40万円の追加。8款土木費は660万円の追加。2ページの9款消防費は93万4,000円の追加で、有明消防司令室の移転に伴う防災無線遠隔制御装置の移設料などでございます。10款教育費は1,136万7,000円の追加。12款公債費は2億7,525万1,000円の追加で、後年度の財政負担を軽減するため市債の繰上償還を行なうものでございます。第2表債務負担行為補正につきましては、重度心身障害者医療費助成処理業務ほか6件を追加するものでございます。第3表地方債補正につきましては、追加が土地改良施設整備事業ほか2件、廃止がコミュニティセンター施設整備事業ほか1件でございます。

以上が一般会計の補正予算でございます。

次に、議第109号平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

3ページでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,759万円を追加し、総額を97億650万2,000円とするものでございます。主な内容といたしまして、歳出の3款後期高齢者支援金の決定による追加、11款諸支出金は平成24年度の療養給付費等の決定に伴う国及び県への償還金でございます。

次に、議第110号平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回、総額の変更はございませんが、新たに債務負担行為を設定し、二次予防事業対象者把握業務ほか2件の期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、議第111号平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

4ページの第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ34万7,000円を追加し、総額を5億471万5,000円とするもので、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う農業集落排水システム改修業務委託料でございます。

次に、議第112号平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。今回、総額の変更はございませんが、用地交渉の難航等により繰越明許費を設定するもので、総額は2億350万円でございます。

次に、議第113号平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）です。今回、債務負担行為を追加及び変更するもので、予算総額の変更はございません。5ページの上下水道システム改修業務につきましては、期間及び限度額の設定、また、上下水道施設運転管理業務につきましては、限度額を変更するものでございます。

最後に、議第114号平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第2条の収益的収入の補正につきましては、752万6,000円を追加し、総額を12億7,594万4,000円とするものです。主な内容につきましては、下水道使用料の賦課漏れに係る下水道使用料及び過年度損益修正益の補正でございます。第3条債務負担行為の補正につきましては、新たに上下水道システム改修業務の期間及び限度額を設定、また、上下水道施設運転管理業務につきましては、限度額を変更するものでございます。

以上、主な内容等につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 副市長 築森 守君。

[副市長 築森 守君 登壇]

○副市長（築森 守君） 私のほうから条例案件等の議第115号から議第128号まで、及び議第135号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。

議第115号玉名市特別会計条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、第1条関係につきましては、特別会計から玉名市農業集落排水事業特別会計を削除するものでございます。次に、第2条関係につきましては、基金における積立て及び運用益金の処理を農業集落排水事業会計予算により行なうための改正を行なうものでございます。次に、第3条関係につきましては、下水道事業に玉名市農業集落排水事業を加えるものでございます。また、公共下水道事業の排水区域面積及び排水人口を改めるとともに、農業集落排水事業の処理区域面積及び計画処理人口を加えるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。議第116号玉名市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地方税法の一部改正に準じ、条例の整備を図るものでございます。内容といたしまして、現在の低金利の状況を勘案し、納税者等の負担を軽減する観点から地方税法の一部改正が行なわれたことに準じて、奨学金に係る延滞金の割合を引き下げ、玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に關す

る条例の規定により延滞金を徴収するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年1月1日から施行し、第15条第6号及び第18条第3号の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、改正後の第19条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用するものでございます。

4ページをお願いいたします。議第117号玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、医療費の助成の対象となる者の範囲の拡大に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、助成の対象となる者の範囲につきまして、現在の満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者を、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、制度の円滑な移行のため、準備行為及び経過措置について規定するものでございます。

5ページをお願いいたします。議第118号玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の題名が改正されたことに伴い、条例の本則に引用しております法律の題名を改めるものでございます。また、受給者に関する規定について、従来の配偶者からの暴力及びその被害者に加え、生活の本拠を共にする交際相手から暴力及びその被害者を対象とするものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年1月3日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたします。議第119号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の題名が改正されたことに伴い、条例の本則に引用しております法律の題名を改めるものでございます。また、入居者の資格要件として、同居親族要件が課されない老人等の一類型にあった配偶者からの暴力及びその被害者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者を対象とするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年1月3日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。議第120号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、機構改革に伴い、条例の整備を図るものでございます。主な内容といたしましては、公民館の区分を明確化するため、本館を玉名市



公民館とし、分館を玉名市中央公民館、玉名市岱明町公民館、玉名市横島町公民館、玉名市天水町公民館に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。8ページの議第121号から11ページの議第124号までは、指定管理者の指定についてでございますので、一括して御説明を申し上げます。これらは、各施設の条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案いたすものでございます。内容でございますが、管理を行なわせる施設は、議第121号が玉名市横島農産加工研究センター、玉名市横島農業体験施設及び玉名市ふるさとセンターY・BOX、議第122号が観光ほっとプラザ「たまらら」、議第123号が玉名市蛇ヶ谷公園テニスコート、議第124号が玉名市武道館でございます。また、それぞれの施設の指定管理者となる団体といたしましては、玉名市横島農産加工研究センター、玉名市横島農業体験施設及び玉名市ふるさとセンターY・BOXにつきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までを指定の期間として、有限会社横島町特産物振興協会を、観光ほっとプラザ「たまらら」につきましては、平成26年4月1日から平成30年3月31日までを指定の期間として、平成26年3月設立予定の一般社団法人玉名観光協会を、玉名市蛇ヶ谷公園テニスコートにつきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までを指定の期間として公益社団法人玉名市シルバー人材センターを、玉名市武道館につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までを指定の期間として公益社団法人玉名市シルバー人材センターを、それぞれ指定をするものでございます。

12ページをお願いいたします。議第125号及び議第126号の権利の放棄についてでございますが、これらは、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

議第125号の内容といたしましては、昭和55年度に玉名市住宅新築資金等貸付条例に基づき、住宅新築資金及び宅地取得資金として貸し付けた850万円のうち、回収見込みがない償還分827万2,079円の貸し付け債権を放棄するものでございます。放棄の理由といたしましては、債務者が破産宣告及び免責の決定を受け、また、保証人二人のうち一人は失踪の宣告がなされ、もう一人も生活保護受給者であることから貸し付け債権の回収の見込みがないためでございます。

次に13ページの議第126号の内容といたしましては、昭和56年度に同条例に基づき、住宅新築資金として貸し付けた550万円のうち、回収の見込みがない償還分701万9,112円の貸し付け債権を放棄するものでございます。放棄の理由といたしましては、債務者は破産の宣告及び免責の決定を受け、また、保証人三人のうち二人は

所在が不明であり、もう一人も生活保護受給者であることから貸し付け債権の回収の見込みがないためでございます。

14ページをお願いいたします。議第127号市道路線の認定についてでございますが、これは、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を得るものでございます。今回認定する路線は、船津唐人町2号線の1路線でございます。

16ページをお願いいたします。議第128号工事請負契約の変更についてでございますが、これは、平成25年6月24日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございまして、九州新幹線湯水等被害対策に伴う福山地区1号配水池新設工事におきまして、想定外の転石が発見されたことによる工程の追加に伴い、契約金額922万970円の増額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。なお、増額分につきましては、現在契約の相手方であります株式会社中川組と変更の仮契約を締結しており、今議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結をいたすものでございます。

議案書（その2）の1ページをお願いいたします。議第135号玉名市長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは、下水道使用料の賦課徴収漏れに伴い、市長及び副市長の給与を平成26年1月1日から同月31日までの間、1割減額するため条例を制定するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年1月1日から施行し、同月31日でその効力を失うものでございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 本議会に提案いたしております人事案件について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。議第129号公平委員会委員の選任についてでございますが、現委員の久田見澄夫氏が本年12月17日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

次に、18ページ及び19ページをお願いいたします。議第130号及び議第131号の監査委員の選任についてでございますが、現委員の有働利昭氏及び前田敦子氏が本年12月17日をもって任期満了となるため、新たに坂口勝秀氏及び土田日出子氏を選任いたしたく、地方自治法196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求め

るものでございます。

20ページから22ページまでお願いいたします。議第132号から議第134号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員の米村博之氏が平成26年3月31日をもちまして任期満了となるため永田幸男氏を、同じく現委員の木村總子氏が同日をもちまして任期満了となるため引き続き同氏を、同じく現委員の村端勝洋氏が同日をもちまして任期満了となるため上森繁美氏を、それぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

議案書（その2）の2ページをお願いいたします。

議第136号監査委員の選任についてでございます。これは地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議員のうちから選任する監査委員といたしまして、横手良弘議員を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 陳情の報告

○議長（作本幸男君） 次に、陳情の報告をいたします。

今回、陳情4件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

次に、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第129号公平委員会委員の選任についてから、議第134号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、及び、議第136号監査委員の選任についての人事案件7件については、議事の都合により、これを先議し、あわせて会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、日程追加をして、議第129号から議第134号まで、及び、議第136号の人事案件7件については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 先議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 議第129号から議第134号まで、及び、議第136号の人事案件7件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

ただいま議第130号、議第131号そして議第136号の監査委員の選任についての提案がされました。

今年、住民監査請求が政務調査について、いま一つは八嘉の4支部への公民館管理のための補助金についての住民監査請求が出されました。これは、いずれも請求が棄却されたわけでありますが、私は、こういった請求は、監査のあり方について一石を投じたんではないかと、そのように理解をしているところであります。

そういう中で今回、監査委員の3名の選任が提案されているわけでありますが、私は現時点でこの監査委員の提案について可か否か判断をしかねる状況でありますので、私は採決を棄権いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（作本幸男君） ほかに討論ありませんか。

13番 福嶋讓治君。

[13番 福嶋讓治君 登壇]

○13番（福嶋讓治君） 新風玉名の福嶋讓治です。

私は非常に心苦しいんですけども、議第136号の監査委員の選任についての横手良弘氏について、反対の立場で討論させていただきます。

私、個人的に横手良弘氏の人間性について何ら否定することでもありませんし、ところでもありませんし、横手議員はいろんところで役職もされておりますし、社会の評価も非常に高いものだとは思っております。しかしながら、先の4年間監査委員をされておりますし、今回、また選任されるとなれば8年間ということになります。非常に、ただいまの前田議員の反対討論にもありましたけれども、そういうことも含めてなれ合いになる可能性もあるということで反対といたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議第129号公平委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第129号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第130号監査委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第130号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第131号監査委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第131号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第132号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第132号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第133号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第133号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第134号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第134号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第136号監査委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 異議ありますので、起立により採決いたします。

議第136号については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。

よって、議第136号については、原案に同意しないことに決定いたしました。

横手良弘君の入場を許します。

[11番 横手良弘君 入場]

○議長（作本幸男君） 議事の都合により、休憩いたします。

午後 4時46分 休憩

---

午後 5時39分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

議員提出第5号議会報編集特別委員会の設置について、日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第5号）

○議長（作本幸男君） これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第5号議会報編集特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第9 議会提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） これより、議員提出議案の審議に入ります。

お手元に配布しております原案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第5号議会報編集特別委員会の設置については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第5号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第5号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第5号議会報編集特別委員会の設置については、原案のとおり8人の委員をもって構成する議会報編集特別委員会を設置し、議会報の編集・発行等に必要な調査のための事項を付託の上、調査することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第5号については、原案のとおり8人の委員をもって構成する議会報編集特別委員会を設置し、議会報の編集・発行等に必要な調査のための事項を付託の上、調査することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 議会報編集特別委員会委員の選任

○議長（作本幸男君） ただいま設置されました議会報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、北本将幸議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、城戸淳議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、田中英雄議員、近松恵美子議員、以上の8人の諸君を議会報編集特別委員会の委員に指名いたします。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君が議会報編集特別委員会の委員に選任されました。

この際、お諮りいたします。議会報編集特別委員会に付託いたしました議会報の編集・発行等に必要な調査のための事項につきましては、今任期の4年間、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議会報編集特別委員会に付託いたしました議会報の編集・発行等に必要な調査のための事項につきましては、今任期の4年間、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことに決定いたしました。

この際、議会報編集特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、委員会を第2委員会室に招集しますので、御了承願います。

議会報編集特別委員会におかれましては、直ちに委員会を開会の上、その結果を議長まで報告願います。

議会報編集特別委員会における正副委員長の互選のため、休憩いたします。

午後 5時44分 休憩

---

午後 5時56分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

**日程第11 議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告**

○議長（作本幸男君） 議会報編集特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会報編集特別委員会委員長、近松恵美子さん、議会報編集特別委員会副委員長、徳村登志郎君。以上のとおり、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明7日から11日までは休会とし、12日は定刻より会議を開き、一般質問を行いません。一般質問を希望されておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、9日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 5時57分 散会



第 2 号

1 2 月 1 2 日 (木)

## 平成25年第5回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

平成25年12月12日（木曜日）午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 1番 北本議員
  - 2 16番 前田議員
  - 3 4番 徳村議員
  - 4 8番 内田議員
  - 5 20番 田畑議員
- 散会宣告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 1番 北本議員

##### 1 学校規模・配置適正化実施計画について

(1) 新しい学校づくりの意見交換会を開催されての、今後の方向性について

- ア 意見交換会において、アンケート調査などは実施されたのか
- イ 意見交換会に参加された方の意見はどのようなものがあったのか
- ウ 統廃合後の閉校校舎の利用法、地域性を守っていく具体的な方針はあるのか
- エ 新設校での地域的取り組み、旧校区間の連携の取り方について
- オ 新設校を軸とした定住化対策等、新たなまちづくりの具体的な方針はあるのか

(2) 学校規模・配置適正化について

- ア 学校規模のグローバルスタンダードについて
- イ 学校統廃合による教職員の負担について
- ウ 現在の校舎を利用した学校再編について

##### 2 安全な通学路について

(1) 通学路の危険箇所の改善について、道路改良など計画的に進められているのか

(2) 小学校通学路の危険な道路、横断歩道のカラー舗装実施について

(3) カラー舗装実施にはどのような工程が必要になるのか

(4) 通学路における防犯灯の設置について

3 子ども医療費助成について

(1) 中学生までの医療費助成拡大に当たる財源はどこから来るのか

(2) 今後の市長の方針として、償還払い方式を継続されていくのか

(3) 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額はどの程度予想されるか

(4) 子ども医療費助成拡大の前後での小児科受診者数、医療費等の変化について

(5) 小児救急医療電話相談事業の充実、周知徹底について

2 16番 前田 議員

1 市長の政策について

(1) 太陽光発電普及を地域振興、地域づくりなどにどうつなげていくか市長の見解

(2) 玉名市における現在の設置箇所数、面積、今後の設置計画など

(3) 子ども医療費現物給付の導入が市長の認識に至った理由を聞きたい

(4) 新庁舎完成後、各支所での事務と人員配置はどのようになるか

(5) J A大浜の問題について市長の見解と今後の対応を聞く

2 給食センターの民間委託について

(1) 中央給食センターで栄養士と調理師の配置はどのようになっているか

(2) 中央給食センターで学校栄養士は調理現場でどのような仕事をしているか

(3) 中央給食センター調理員の定期健康診断や検便検査の実施はどうしているか

(4) 岱明給食センターを民間委託することでどのようなことが改善されるか

(5) 天水給食センターを民間委託することでどのようなことが改善されるか

(6) 中央給食センターにおける民間委託は、請負契約か派遣契約かどちらになるか

3 小学校統廃合、小中一貫教育問題について

(1) 玉陵中校区における意見交換会開催後の教育委員会の見解を聞く

(2) 意見交換会で、6小学校から1小学校への統合には反対の意見が多い。この状況下でも1小学校への統合を推進するのか、市長の

見解を聞きたい

(3) 新入児童が少数（1名など）で保護者の子育てへの不安も切実になっている。統合以前に、まずは玉陵校区内で同学年の保護者同士子育て相談会を開催してはどうか

(4) 平成26年度4月からスタートする小中一貫教育実施について、「職員を増員しなければ無理だ」という先生が多い。4月からの職員体制、一貫教育の内容を聞きたい

3 4番 徳 村 議 員

1 インフルエンザ予防接種について

(1) 流行予防に備える市としての具体的な対策は

(2) 乳幼児を抱える家族への助成拡大について

(3) 高校受験を控えた中学3年生の予防接種について

(4) 65歳以上、乳幼児、就学中児童、一般大人の玉名市民のインフルエンザ予防接種の接種状況は

(5) 流行に備えるインフルエンザワクチンの各医療機関の在庫状況は

2 子ども医療費助成について

(1) 現行の償還払い方式から現物給付方式へ移行の市長の見解は

(2) 現物給付方式実施時の医療費・助成金の増加、国民健康保険療養費等国庫負担金の減額での市の負担増を具体的に試算し判断基準を示せ

(3) 現行の償還払い方式が、受給者へ医療費総額の把握及び公費負担を確認するためのものとしたとき、市民からの理解と支持は得られるか否か、市長の見解は

4 8番 内 田 議 員

1 交通空白地域対策について

2 下水道使用料の賦課漏れ、未徴収の対応について

5 20番 田 畑 議 員

1 農業政策問題について

(1) 土地改良事業について

2 交通渋滞について

(1) 高瀬大橋の渋滞緩和について

3 契約と検査の仕組みについて

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**出席議員（24名）**

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

\*\*\*\*\*

**欠席議員（なし）**

\*\*\*\*\*

**事務局職員出席者**

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	富田享助君

\*\*\*\*\*

**説明のため出席した者**

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	企業局長	植原宏君
教育委員長	池田誠一君	教育長	森義臣君
教育次長	西田美德君	監査委員	有働利昭君

\*\*\*\*\*

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） おはようございます。市民クラブの北本将幸です。本日は新人議員として初めての定例議会一般質問のしかもトップバッターということで、少し緊張しておりますが、頑張っております。

一昨日、今月5日に95歳で死去された南アフリカのネルソン・マンデラ元大統領の公式追悼式がヨハネスブルクで営まれました。葬儀には、数万人の国民と約100カ国の国や国際機関の首脳級が出席されました。マンデラ氏はアパルトヘイト体制下で27年半の獄中生活を送った後、90年に釈放され、アパルトヘイト人種隔離を終結させ、93年ノーベル平和賞を受賞され、94年に黒人初の南アフリカ大統領に就任されました。マンデラ氏の理念として、すべての人々が、調和と平等な機会のもとに暮らすこととされていきました。マンデラ氏に心から御冥福をお祈りいたしますとともに、政治に携わっていく者として、だれもが平等に安心して暮らせるまちを目指していきたいと思っております。

それでは通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、学校規模・配置適正化実施計画について質問いたします。これまでの経緯として平成23年度に玉名市学校規模適正化審議会が設置され、学校規模についての検討がスタートされました。

その後、玉陵中学校校区にて「新しい学校づくり委員会」が立ち上げられ、同時に小中一貫教育も進められております。しかし平成25年度6月市議会において見直しを求める決議案が全会一致で可決され、玉名市学校規模・配置適正化及び小中一貫教育の見直しを求める要望書が提出されました。それでも学校再編はそのまま進められましたが、9月市議会において新しい学校の測量、地質調査等の予算が否決され現在に至っております。

予算の否決に伴い教育委員会において、玉陵中学校校区にて新しい学校づくりの意見交換会が開催されました。私自身も1回だけではありますが、参加させていただきました。

た。そこでは、参加者は20名程度でしたが、賛成意見、反対意見ともに市民の方々が発言されておりました。また、意見交換会でもたびたび学校標準規模の重要性が話されておりました。

そもそも学校統合の始まりは、1956年に旧文部省より、公立小・中学校の統合方策についてという通達が出されました。当時、各地の町村では昭和の大合併が進んでいたため、それにあわせて学校の積極的、計画的な統合を進めていくという計画でした。そのときは、戦後最初の小学生児童数のピークを迎えており、中央教育審議会答申で示された学校統合の基準が学校の標準規模12から18学級としており、1958年の省令改正で学校教育法施行規則に条文化され、国が補助金を出すのに適正な学校規模を12から18学級として、同年施行された法律に盛り込まれたものです。このときに定められた標準規模が今でも用いられていることとなります。このように当時は、合併と同時に、統合が進められておりました。

しかし、国は1973年9月にそれまでの学校統合を奨励してきた立場を反省して、再度通達を出しました。それは学校規模を重視する余り、無理な学校統合を行なうことで、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招く恐れがあり、また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあるという内容でした。詳しい内容としては、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等を考え、十分に地域住民の理解と協力を得て行なうよう努めること。統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や、現に適正規模である学校について、さらに統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定することなどが記載されております。つまり、無理な学校統廃合の禁止、地域住民の合意、小規模校の尊重、学校の地域的意義を考慮するなどを柱としています。これが現在の学校統合についての指針となっております。

しかし、現在少子化を背景に統廃合が進められております。この背景には、財政的な経費削減の面も理由にあるのではないかと思います。教育財政効果との関連では、学校規模が小さくなると児童・生徒一人当たりの諸経費が増加する傾向があります。また、学校統廃合において一番懸念されることとしては、地域性が失われることにより、さらなる地域の衰退を生み出してしまうことです。地域コミュニティとしての学校の持つ役割ははかり知れないものがあります。しかし、実際に少子化は進み、生徒数の関係上学校運営が難しい地域もあるのは事実であります。よって、統廃合に関する審議の

決定事項を中心に統廃合を推し進めていくのではなく、その当事者である保護者や地域住民、教職員の意見を総合的に判断し、統廃合の課題を考えることが重要ではないでしょうか。

統廃合をするまでの議論ではなく、統廃合後の方向性を見据えた上で、統廃合後の新たな学校と地域の協働性の構築、閉校校舎の利用法などに踏み込んで、地域住民と考えていくことが必要だと考えられます。市は住民と閉校後の施設利用、意見交換を進め、閉校となった施設を利用し、住民と市、学校が協力して伝統芸能や祭り事、町内清掃などの地域活動を支え、また、防災拠点としての複合的な役割を継続することが地域コミュニティを守っていくことにつながります。

また、閉校校舎だけでなく新設校での地域的取り組み、各校区での連携の取り方、また、新設校を軸とした定住化対策等新たなまちづくりの計画も進めていかななくてはなりません。

そこで質問いたします。

新しい学校づくりの意見交換会を開催されての今後の市としての方向性について、意見交換会においてアンケート調査などは実施されたのか。

また、参加された方々の意見はどのようなものがあったのか。

また、市としての統廃合後の閉校校舎の利用法、地域性を守っていく具体的な方針はあるのか。

新設校での地域的取り組み、旧校区間での連携の取り方について。

新設校を軸とした定住化対策など、新たなまちづくりの計画等具体的な方針はあるのか。

以上、5点質問いたします。御答弁をいただき、再質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。

北本議員の御質問をお聞きいたしました。北本議員御自身、非常に教育的な部分で歴史的に、あるいは、それを法律的に非常に勉強され、研究をされているということで、非常に敬服したところでございます。そうした中でこうやってこの場だけではなくて、北本議員と一緒にその小規模の意味、あるいは教育的な、今の子供たちが将来に向けてどうした生活、教育を受けて、そして大人になっていかなければならないかというような根本的なことをぜひ、またいつか議論させていただきたいと思っております。

まず、御質問の細かい点の相対的な部分で、学校規模・配置適正化実施計画ということの中での、新しい学校づくりの意見交換会を開催されてということで、相対的にお答えいたしたいと思っております。



北本議員も御存じのとおり、10月10日の玉名小学校区の意見交換会を皮切りに、玉陵中学校区において行政区単位を基本に11月15日まで、全17カ所で意見交換会を行ない、386名の方々に参加していただきました。現在、御意見や御要望を取りまとめ整理をし、検討をしているところでございます。

意見交換会では、現状での複式学級への補助員の配置、平成29年度開校から平成30年度開校になって、1年間延期したことによる対応等の学校教育関係の問題、また地域振興対策、支館活動のこと、地域自治組織のこと、跡地の利活用等の全庁的な取り組みが必要な課題として与えられ、地域の皆さまの御意見を再認識したところでございます。

教育委員会としましては、これらの御意見を整理し、方向性を地域住民、新しい学校づくり委員会及び市議会の皆さまにお示しをしながら、玉陵中学校区は、平成30年4月開校を目指して進めてまいります。

私のほうから以上です。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） おはようございます。

私のほうから北本議員の具体的な5点の質問に対してお答えをいたします。

まず、意見交換会において、アンケート調査などは実施されたのかとの御質問でございますけれども、その前にですね、北本議員におかれましては、三ツ川校区の川床公民館の意見交換会に参加ということで大変ありがとうございました。

今回の意見交換会につきましては、アンケート調査は実施しておりません。意見交換会は9月議会において予算の修正理由として、玉陵中学校区の6小学校を1校にする統合は、地元住民の十分な理解を得ているとは言いがたい。早急に新小学校の建設に向けた予算を計上するのではなく、再度住民と話し合いを持つべきであると考えためとのことでしたので、学校再編と小中一貫教育に分けて再説明し、地域住民や保護者の御意見や御要望をお伺いいたしました。

次に、意見交換会に参加された方の御意見は、どのようなものがあつたのかとの御質問でございますけれども、最初の玉名小学校区では、「新しい学校の建設予定地において教育委員会が提示している案では、運動場が狭い」との意見や、「通学路において、現在の玉陵中学校の入り口の市道には点滅信号はあるが、正式な信号がなく、道路が狭い上に歩道がない」とのハード面整備等の意見が多く見られました。

次の梅林小学校区においては、「最終的に6校を1校にするのはよいが、複式学級を有する子供たちのことを考えた案を出してもよいのではないか」とか、「2校を1校にすることで1学級はできるので、2段階、3段階の手順を踏んで、将来的に6校が1校

になるように進められないか」との意見が見られました。また、「梅林という地名をどう残していくのか。歴史的に考えて梅林・小田ぐらいならばという2校統合の意見をよく耳にする。」との御意見をいただきました。

月瀬小学校区におきましては、「小さい学校に通っている児童に、少しでも教育機会の均等が感じられる政策をとっていただきたい。」「県下でも小中一貫教育がふえているということは、時代の流れであり、反対されることがおかしい」との意見や保護者から子どもさんの意見として、「僕は友だちを100人つくりたいんだ。」「もっとたくさん勉強して、大きくなったらもっとたくさん友だちをつくるんだ」と言います。「月瀬小学校の子供たちに、玉陵中学校区の子供たちに友だちを100人つくらせてあげてください。」との切実な御要望や「建設が終わるまでの間、玉名小学校と一緒にできないのか」との御意見もいただいております。

石貫小学校区では、「2校を1校、3校を1校にしたらどうか」との御意見に、「どちらか一方、学校は残らないので話が進まない。それがあつために6校を1校にする統合がよい」との意見や、小中一貫教育においても「一番の問題が距離の問題であり、同じ敷地内に小中一貫校ができた場合は、今までの6・3制よりもより深い学校教育が行なうことができ、有意義な9年間になると思う」との御意見をいただいております。

小田小学校区においては、「学校再編に反対しているわけではないが、新しい学校の敷地は狭いと思わないのか」、「複式学級の解消を先にするという方法は全くないのか」、「小田小と梅林小を統合することでよいと思う」という御意見をいただきました。

最後の三ツ川小学校区では、「学校建設において、1年間延期になるのであれば、1学級が一人だろうと二人であろうと、教育委員会が責任を持って教育体制を支援してほしい」、「複式学級は平等ではないと考える。複式学級の解消を第一に進めていただきたい」との御意見や、「幼稚園、保育園の子どもがおられる保護者の方が一番重要ではないか。その人たちを集めて説明会をする考えはないのか」との御要望もいただいております。

6小学校区の地域性が非常に現れており、全体的に地域振興対策、支館活動、地域自治組織、跡地の利用活用等の全庁的な取り組みが必要な事項の要望があり、再認識し、関係各課とこれから協議を行なうところでございます。

次に、統廃合後の閉校校舎等の利用法、地域性を守っていく具体的な方針はあるのかとの御質問でございます。玉陵中学校区の新しい学校づくり委員会の中に、保存継承・跡地利用部会を組織しており、この中で調査及び協議を行ない、跡地利用に関することや6小学校区の歴史資料等の保存及び新設校への行事等の継承に関することを教育部会とともに検討していきます。

統廃合後の閉校校舎の利用法については、平成25年3月に、玉名市公共施設配置適

正化計画において、市の方向性が示されていますので、その計画に沿って地域の意見を尊重しながら検討していきます。新しい学校づくり委員会の中の保存継承・跡地利用部会において、地域住民の御意見を伺うために平成25年7月に6小学校の跡地利用アンケート調査を実施し、324人の方々から回答をいただいています。このアンケート結果につきましては、現在休止しています保存継承・跡地利用部会において公表した後に、広報誌に折り込み、地域住民の皆さまに周知を考えております。

次に、新設校での地域的な取り組み、旧校区間の連携のとり方についてでございますが、平成25年2月に玉陵中学校区の新しい学校づくり委員会を発足し、学校再編について円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するために、新しい学校づくり委員会の中に、総務部会、PTA・通学部会、教育部会、事務部会、保存継承・跡地利用部会の5部会を組織し、地域的な取り組みについても検討を行なっております。

次に、新設校を軸とした定住化対策等、新たなまちづくりの具体的な方針はあるのかについてでございますが、現在、定住促進に関しては、住民生活に結びつくさまざまな施策の質を高めることで、本市の魅力を上げることが定住人口の増加につながることから、全庁的な課題として取り組んでおります。また、平成23年度からは住宅を取得して市外から転入した方に対して住宅取得補助金、住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期券購入補助金からなる定住促進補助金を交付することで移住希望者の背中を後押しをしております。一方で、教育面におきましても、玉名学の実施を初めとした特色ある教育課程を研究しているほか、小学校の規模・配置適正化とともに、小中一貫教育を実施することで充実した教育環境の実現を目指しています。新設校の実現にあわせて、子育て世代の定住に向けて、このような本市の教育環境のよさをPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

意見交換会においては、386名もの参加者があったとおっしゃいましたが、386名もの参加者があったんだったら、せっかくだったら、アンケート調査を実施して、どういう考えが市民の人たちがあるのかを調査したほうがよかったのではないかなと思います。今後まだどのような形になるかわかりませんが、統廃合をもし進められていくのであれば、市としていろいろな対策の方法が計画されているということがわかりました。

再質問を1点だけしたいんですけど、そのアンケート調査が実施できなかった理由などが明確なものがあればお答えいただきたいと思います。

続けて、次の質問もしたいと思います。

玉名市においては玉名市教育振興基本計画を策定し、基本理念に未来を開き、地域と国際社会に貢献する人づくりを掲げられ、玉名学の推進により、ローカリズム（玉名への誇り）、ナショナリズム（日本人としての尊厳）、グローバリズム（世界への順応力）を持つ子供たちを育てていきたいと考えておられます。

先日、報道でも大きく取り上げられましたが、OECDの調査で日本の高校生の学力がトップレベルに回復したと報道されており、そこで文部科学省はその要因の一つとして、少人数教育の推進があげられることとしていました。現在、教育の世界的な流れ、グローバルスタンダードも多くの研究、調査をもとにしたWHO（世界保健機関）の発表では、学校は、生徒100人を上回らない規模が望ましいとしています。学校に対する関心と積極的に参加していく姿勢、自分が主人公であるという自覚、これが子供たちの学習意欲や人間形成にとって最も重要な要因であって、それは学校の規模が小さければ小さいほど高まり、さらに言えば、子供たちが自己肯定感を育み、社会の中で主体的に生きる力を養う環境こそが最も学校に求められていることなのであって、それは小さな学校でこそ最大限享受できるとしています。

100名規模の学校となりますと小学校の場合は6学年ですから、1学年当たり16.7人、中学校の場合は3学年ですから、1学年当たり33.3人となります。実際の1学級生徒数においても初等教育の国際比較では、世界平均21.4人となっているのに対し、日本は28人となっております。玉名学で掲げるグローバル化する社会で活躍する人材を育てていくためにも、英語を教科として取り入れるだけでなく、このようなグローバル的基準で学校規模を考えていくことも必要なことではないでしょうか。

また、ローカリズム、ナショナリズムのためにも地域とつながりが多く持てる小規模校のほうがいいのではないのでしょうか。玉名市の学校規模適正化審議会の小規模校のメリットの欄にも実際、小規模校では地域に対する愛情や誇りが形成されると記載されておりました。これこそがローカリズム、ナショナリズムの育成につながるのではないのでしょうか。

また、小規模校のデメリットとして複式学級等のため教職員の負担が大きいとされていましたが、現在、玉陵中学校校区には約330人の児童がおり、そこで約60数人の教職員の方々がおられると思いますが、これが統合されると、現在の基準では約20人弱の人数になると思われます。単純に考えても40人の削減では、教職員の方々の負担も増加するのではないのでしょうか。教育環境は、教員の人数が多いほうがいいのではないのでしょうか。

また、先ほども申したように実際に少子化が進み生徒数の関係上、学校運営が難しい地域もあります。しかし、校舎もまだ新しいところもあります。世界的流れに乗り、地

域コミュニティとしての学校の役割を発揮していくためにも、小規模校としての存続をしっかりと考えた上で、現在ある校舎を活用し、100名規模の学校をつくっていくほうが将来の玉名のためにもいいのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

学校規模のグローバルスタンダードについて。

学校統廃合による教職員の負担について。

現在の校舎を利用した学校再編について。

以上3点質問いたします。御答弁いただき再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） ちょっとアンケートのとりか、とらないかという点だけお答えさせていただきます。

アンケートはとらないということではなくて、なるべくとっていく方向でいろいろ情報を集めたほうがいいという、この考えは基本的にはあります。ただ、玉陵中学校での新しい学校づくり委員会があり、各部会がありますので、その各部会でなるべくそうしたことで、地域の皆さんの意見を収集する、そのときの手段としてアンケートをとるといようなことにつきましては、ぜひ、積極的に地域の御意見をいただいていくということを進めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 学校規模・配置適正化についての中の学校規模のグローバルスタンダードについてでございますけれども、WHOの指摘は、1966年のアメリカの社会学者、ジェームズ・コールマンがまとめた「コールマン」報告に基づくものと思っております。教育委員会では、小規模化が進み過ぎるとデメリットの影響のほうが大きいと考え、小規模校のメリットとして考えられるものは保ちつつ、デメリットを改善、克服していく考え方、発想を持って結論を見出しました。また、学校生活、学習指導、学校運営、学校施設など総合的に勘案した結果、望まれる学校規模として、1学年2から3学級を基準としております。

次に、学校統廃合による教職員の負担についてでございますが、仮に玉陵中学校区の統廃合がなされた場合、1学級25人前後の2学級ずつの学校ができますので、担任以外の教職員の配置が複数名可能になり、管理職を除いても20名近くの教職員が配置されますので、校務分掌とって、学校で必要とされる業務の分担ができるなど一人当たりの負担は減るものと思われまます。小さい規模の学校だとこの校務分掌を一人で5つも

6つも、あるいはそれ以上に担当することになりますので、負担が非常に大きくなっています。

また、学級内の子ども的人数はふえるかもしれませんが、先生方は、子供たちに教えることに関しての負担は、それほど感じてはおられないと聞いていますし、小学校においては20名から30名というのが、一般的に先生方が理想として掲げている児童数でもありますので、学校統廃合をすることで先生方の負担感は、確実に軽減できていくものと考えております。

次に、現在の校舎を利用した学校再編についての御質問ですが、先ほど説明しましたように、教育委員会としては望まれる学校規模として1学年2から3学級を基準として、中学校区単位で進めていく所存でございます。なお、玉陵中学校区においては、意見交換会を行ない、さまざまな御意見をいただいておりますので、その御意見を取りまとめ、教育委員会としての方針をお示ししていきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 1番 北本将幸君。

〔1番 北本将幸君 登壇〕

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

学校の教職員の先生たちの負担についてですけど、やはりその人数が減るということは、やはり負担としてはふえていくところもあると思うんで、その先生たちの負担についてもしっかりと調査をされた上で、統合の問題は進めていってもらいたいと思います。

また、中学校単位で統廃合を進められておりますが、先ほど申したように、今ある校舎を活用しながらでもできる場所があれば、そういう考えも含めた上で、今後進めていっていただきたいと思っています。

次の質問に移らせていただきます。

安全な通学路について質問いたします。昨年度、全国で登下校中の児童が巻き込まれる交通事故が相次いだことを踏まえ、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が通学路の安全確保を図るため、学校やPTA、地元警察署、道路管理者などが連携して通学路における緊急合同点検を実施するよう通達がされております。

玉名市でも点検が実施され、危険箇所が60カ所存在することが判明したとお伺いしております。玉名市においても交通安全を確保する取り組みが実施されていると思いますが、今月2日福井県の市道交差点で、集団登校中の小学5年生の女子児童が軽乗用車にはねられ頭などを強く打ち、頭の骨を折るなどの重傷、同日大阪府の小学校で横断歩道を歩いて下校していた小学4年生の男子児童3人が乗用車にはねられるという事件が起きています。このように今でも通学途中の事故、人的な災害が絶えません。私も今回、玉名中学校校区において通学路を実際歩き、学校、住民の方々の意見を聞きまし

た。時間の都合上、玉名町小、築山小、滑石小学校の3校のみでしたが、今後もっと進めていきたいと考えております。今回は、その調査活動をもとに、安全な通学路の環境について質問いたします。

子ども110番、地域交通パトロール隊、交通指導員、PTA、民生委員さんなどさまざまな方たちの参加によって、子供たちの安全を守る取り組みが広がっています。各小学校でも安全な通学路のために危険箇所マップの作成などさまざまな取り組みがなされております。しかし、事故では子どもの飛び出し以外にも歩道に車が進入してくるなど、ドライバー側の不注意による事故も多々見られます。しかし、路側帯の拡幅や、歩道の確保等は道幅的な問題もあり、なかなかすぐには取り組めません。

そこで、現在多くの自治体においては、道路の危険箇所をカラー舗装する地域が見受けられます。カラー舗装はドライバーの注意喚起を促し、交通事故防止に多大な効果を上げていると言われております。また、コスト面も抑えられ、速度抑制を図るのに有効的だと思われれます。熊本市においても横断歩道の周囲をカラー化したり、歩道に「危ない」などの文字を書いて注意喚起を行なうという取り組みがなされております。

玉名中学校校区においては、小学校の門の前にすら横断歩道がない箇所があり、もちろんカラー舗装されている箇所はありません。また通学路においても亀甲交差点の信用金庫から玉名町小正門への道路や、ベスト電器から天木住宅への道路は道幅が狭く、さらに交通量も多く危険との声が聞かれます。ほかにも危険とされている道路がたくさんあります。そういった危険道路における路側帯のカラー舗装化、学校周辺における横断歩道のカラー舗装化も検討されてもいいのではないかと思います。

また、市内の防犯灯の設置も進められているとは思いますが、まだまだ暗く危険な箇所が多くあると思われれます。特に冬場においては、夕方には日が暮れ、真っ暗になってしまいます。防犯灯の設置におきましても、歩行者や自転車に係る事故の危険性等を総合的に判断し、歩道の整備を含めまして交通安全対策を進めていただきたいと考えております。

そこで質問いたします。

通学路の危険箇所の改善についてですが、交通規制、道路改良など、現在も玉名市として計画的に進められているのか。

小学校通学路の危険な道路、横断歩道のカラー舗装の実施について。

また、実施するとしたらどのような工程が必要になるのか。

防犯灯の設置について。

以上4点質問いたします。御答弁いただき再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 次に安全な通学路についてお答えをいたします。

まず1点目の通学路の危険箇所の改善について、道路改良など計画的に進めておられるのかとの御質問でございます。

これまでの経緯ですけれども、平成24年8月に文科省、国交省、警察庁の3省庁の通達による緊急合同点検を、学校、PTA、地元警察署、道路管理者等と連携して実施を行ないました。その結果、危険箇所が60カ所存在することが判明し、国に報告をしております。さらに平成25年4月になりまして、通学路における緊急合同点検に関する平成24年度末の実施状況の報告を求められ、その時点において、交通指導の強化や停止線及び白線の引き直し等を実施したため、対策済みが48カ所、今後の対策予定が12カ所であることを関係機関と共通認識を持ち、報告を行なっております。

今後の改善計画についてですが、交通規制や道路改良、通学路の変更などさまざまな対策を関係機関と協議しながら、対策を講じていきたいと考えております。

次に、2点目の小学校通学路の危険な道路、横断歩道のカラー舗装実施についてと3点目のカラー舗装実施にはどのような工程が必要になるかについては、関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

通学路の安全確保のため、学校周辺におけるカラー舗装化を整備すべきではないかという趣旨の質問だと思います。教育委員会としましても、市内27小中学校の中に危険箇所が存在することは十分把握をしております。保護者や地域の皆さんから学校に要望された事案の中で、学校で対応できる交通指導等は、当然子供たちに教育を行なっているところですが、ハード的な分野であります歩道整備、横断歩道の設置等については、教育委員会に相談があった場合は、関係各課及び関係機関と打ち合わせを行ない、対策を講じていく工程となっております。

通学路の安全対策については、「輝け玉名「戦略21」」の施策にも位置づけられておりますので、生活安全課及び土木課と連携をとり、危険性や緊急性等を考慮しながら、通学路の安全性を確保してまいりたいと考えております。

最後に、通学路における防犯灯の設置についての御質問にお答えをいたします。

市内の防犯灯は、行政区やPTA等の管理団体からの申請に基づき、生活安全課において設置費用の一部を補助金として交付をしております。市が交付する補助金の額といたしましては、支柱の設置を伴う場合は上限3万円、支柱の設置を伴わない場合は、上限1万円となっており、またその後の維持管理費用として電気料補助を1灯につき年間1,320円交付しております。防犯灯の設置が必要な通学路につきましては、これらの制度を説明しながら、周辺の行政区やPTA等の管理団体に設置を働きかけてまいります。今後とも通学路における安全対策を図ってまいります。

○議長（作本幸男君） 1番 北本将幸君。



[1番 北本将幸君 登壇]

○1番(北本将幸君) 答弁いただきました。

危険箇所については、玉名市として現在48カ所を進められ、残り12カ所ということなんで、今後も進めていただきたいと思います。また、カラー舗装の実施についてですが、要望があるような箇所については予算確保をお願いして進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

子ども医療費助成について質問いたします。少子化が加速していく中、子どもを安心して、生み育てることができる環境づくりは、現在、最も重要な政策の一つであります。子供たちの健やかな成長を願い、子育て世代を励まし、安心して医療が受けられるようにするためにも、今回選挙におきまして市長がマニフェストの中に盛り込まれた子ども医療費助成の中学生までの拡大は、大変重要なことだと思われまます。医療費助成の拡大により、家庭の経済的負担減、少子化対策、子どもの健康保持、促進等の効果が見込まれます。その実施は、平成26年4月1日を予定しているとお伺いしております。私自身、これから子育てしていく世代として大変ありがたいと思っております。

しかし、地方自治財政は年々厳しい状況におかれています。今回医療費を中学生まで拡大するに当たり、市の負担は約3,100万円程度増加すると見込まれております。その医療費の財源確保も今後、医療費が増加していく中、問題となってくると思えます。また、現在玉名市は償還払い方式をとられておりますが、多くの自治体では利便性の面からも現物給付方式、いわゆる窓口無料をとるところがふえており、玉名市においても現物給付方式の要望が以前からもあっています。実際、現物給付方式をとられている自治体の方の話聞いてみても、利便性の面では向上していると思えます。

しかし、現物給付方式では、療養費等国庫負担金減額調整などのペナルティがかけられ、国民健康保険療養費等国庫負担金が減額されたり、窓口負担がなくなるため安易な小児科受診を助長させるという懸念もあります。

一方で償還払い方式では、受給者が医療費の負担を一旦は担うことで医療費を認識できるという考えもあります。今回の市長選挙におきましても支払い方法がマニフェストにおいて一つの争点となっております。メリット、デメリット考えた上で、今後しっかりと玉名市も考えていく必要があると思えます。

先ほど申したように、国は現物給付方式にすると、医療機関に受診する患者数がふえるという考えから自治体にペナルティを科しています。玉名市は、現物給付方式はとっていませんが、現在に至るまで段階的に子ども医療費助成の拡大をされてきました。その助成拡大時における患者数の変化、医療費の変化も自治体としては把握しておくことが必要だと思えます。子ども医療費助成拡大が政策として、きちんと子育て支援につな

がっているのか、自治体として把握することが必要です。助成拡大により今まで病院に行きたくても行けなかった人が、経済的負担が軽減され、病院にかかれるようになり、健康促進につながり子育て支援となっていると思います。

しかし、国が懸念するように安易な受診を増加させてしまっている場合もあるかもしれません。判断は難しいけれど、せめて患者数の変化、医療費の変化等は自治体として把握しておく必要があると思います。

安易な受診の増加は医療崩壊の原因の一つでもあります。私自身、医療従事者、薬剤師として働いておりますが、年々医療費の増加が深刻な状況となっております。救急医療においては安易な受診により、本当に救急医療を必要とする重症患者に適切な対応ができなくなったり、入院患者の急変時の対応が困難になったり、医師の負担を増大させてしまい、その結果、救急医療に携わる医師が不足する深刻な事態に陥ってしまうという地域もあります。小児科医療においても、医師不足が深刻な地域も見られ、子どもの医療のためによかれと思ってやっている医療費助成が、結果的に小児科医離れを生んで、子どもの医療環境を悪化させてしまうというような事態も起きかねません。

現在、玉名市においては、公立玉名中央病院が地域中核病院として、小児科医療の充実に力を入れておられます。なるべく診療時間内に受診し、何もかも安易に受診するのではなく、きちんと状況を判断した上で受診できる体制をつくることも必要であると思います。現在、熊本県においても熊本県小児救急電話相談事業を実施され、子どもの急な病気に対する保護者の不安を解消するため、県下全域を対象として、夜間における小児救急に関する相談を受け付けており、急な病気やけがに関する応急処置や受診可能な医療機関についての情報を提供されております。また、インターネットなどにおいても社団法人日本小児科学会が監修されている相談窓口もあります。

今後、子ども医療費助成拡大を進めていく中で、しっかりとした医療体制を維持していき、市民みんながきちんとした医療を受けられる体制を維持していくためにも、このような相談事業の充実やさらなる周知徹底が必要になってくると思います。このような体制をしっかりとつくっていくことが結果的に医療費の増加を抑え、みんなが安心して医療を受けられる体制ができるのではないかと思います。

そこで今回、子ども医療費助成において、五つ質問いたします。

中学生までの医療費助成拡大に当たる財源はどこから来るのか。

今後、市長の方針として、償還払い方式を継続されていくのか。

現物給付方式に変更した場合、国民健康保険療養費等国庫負担金の減額はどの程度予想されるか。

これまでの子ども医療費助成拡大の前後での小児科受診者数、医療費などの変化について。

小児救急医療電話相談事業のさらなる充実、周知徹底について。

以上5点質問いたします。御答弁いただき再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） おはようございます。

北本議員の子ども医療費助成についての御質問にお答えいたします。

まず、中学生までの医療費拡大に当たる財源の問題でございますけれども、現在の医療費助成制度で中学卒業まで引き上げました場合、担当職員の人件費、事務費等を含みまして、約3,100万円の増に、総額で約2億1,600万円の費用を見込んでおります。このうち満4歳児未満は、県の乳幼児医療助成事業補助金の対象になりますので、これにつきましては2分の1の補助があります。それ以外の部分につきましては、市の一般財源での負担でございます。

次に、国民健康保険の療養費等国庫負担金の減額がどれくらいかということでの御質問でございますけれども、国におきましては、現物給付方式を採用した場合、医療機関に受診する患者数がふえると解釈をし、国民健康保険療養費等国庫負担金を現物給付の場合は減額という形にしております。これはあくまで試算ではございますけれども、中学生まで拡大をいたしました場合、約1,900万円余りと見込んでおります。

それから次に、子ども医療費助成拡大の前後での小児科受診者数、医療費等の変化についてでございますけれども、玉名市におきましては、平成22年の7月から子ども医療費助成の対象を小学校の卒業まで拡大いたしております。前後での受診者数の変化でございますが、なかなか全体をつかむことが非常に難しく、市で把握できるデータといたしましては国民健康保険のほうでのデータ、また統計資料の分類上0歳から15歳までの区分という限定になりますけれども、受診件数全体につきましては、対象年齢拡大前の平成21年度が2万233件、拡大後の23年度が2万324件、24年度が1万8,831件と目立った変化はありません。小児科に限定した数字につきましては、把握いたしておりませんが、小学生の場合、低学年では虫歯による歯科受診、それから高学年では、けがと見られる受診が多くなっております。医療費につきましては、同じく0歳から15歳までの区分で、平成21年度が、3億1,600万円、23年度が、2億4,630万円、24年度が、2億8,750万円となっております。これは被保険者、すなわち子どもの数自体が減少していることもございますので、比較が難しいと考えられますが、制度の目的である子どもの疾病の早期治療、その健康の保持及び健全な育成と子どもの子育て世代の負担軽減につきましては、十分貢献できているものと考えております。

それから次に、小児救急電話相談事業の件でございますけれども、小児救急電話相談事

業、これは熊本県が実施している夜間の小児救急に関する相談事業でございます。午後7時から午前0時まで、看護師が対応しております。県下全域を対象に、短縮番号#8000番を押していただきますとつながりまして、相談を受けているところでございます。これは子どもの急な病気に対する不安解消を図るとともに、本当に受診が必要な人がスムーズに受診できるよう、地域の小児医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進することを目的としています。本市では、妊婦健診の際や、窓口での手続き時に配布いたしております、「玉名市子育てハンドブック」に記載しており、県の子育て支援情報誌の配布などとあわせて周知徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

[市長 高崎哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） おはようございます。

北本議員の今後の方針としての償還払いを継続させていくのかという質問にお答えをいたします。

子ども医療費助成の給付方法につきましては、本市では、一旦医療機関の窓口で負担分をお支払いいただいた上で、後日助成金を給付するという償還払い方式をとっておりますが、県内でもほとんどの自治体が窓口負担が不要な現物給付方式を併用しております。

両者を比較した場合、現物給付方式のほうがより利用しやすいというような指摘もありますけれども、本市の場合は、医療機関窓口を通じて助成の申請を受け付けておりますので、利便性では大差なく、また一旦支払うことによりまして、利用者に公費負担を認識していただくことも必要だと考えております。

さらに、現物給付方式は、医療費が増大するというような可能性がございますので、国民健康保険医療費等国庫負担金の減額措置がございます。

以上のようなことから、現在の償還払い方式をとっているところでございますが、平成26年度からの対象年齢拡大後の実施状況を踏まえて、事務の効率化の点などからも検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

償還払い方式の件ですが、市長として、今後検討されていくということで、その負担金の減額とか、また、公費を認識してもらおうとか利便性の面も考えられた上で、また今後検討していただきたいと思っております。

また、国庫負担金の減額が1,900万円程度予想されるという推定が出ておりますが、また中学生まで助成を拡大するに当たってまたその患者数の変化、医療費の変化等も市として、今後もしっかりと把握して行って、みんなが安心して医療が受けられる体制をつくっていただきたいと思います。

今回、質問し答弁いただきましたが、今回の学校規模適正化においては、しっかりと判断した上で、玉名市の財産である小学校を統合し、新しいものにするという考えだけでなく、学校の地域的意義をしっかりと考えた上で進めていただきたいと思っています。

また、小中一貫教育の問題も同時に進められておりますが、学校統廃合の問題をしっかりと考え完結させた後に、小中一貫教育の問題にも取り組んでいただきたいと思えます。玉陵中学校校区をモデル校として進められていくのであれば、今後さらなる審議を行なって進めていただきたいと思えます。

また、道路、横断歩道のカラー舗装化においては、要望ある箇所においては、通学路安全確保のためにも予算確保をお願いし、今後進めていただきたいと思えます。

子ども医療費においては、医療費助成拡大は、全国各地で進められておりますが、少子化の傾向は進んでいくばかりです。これから子育て支援の一環である子ども医療費助成も含め、しっかりと少子化改善につながる政策を考えていくことが必要ではないかと思えます。

また医療費においては介護保険も含め、市の財政における民生費の割合はますます増加していくと思われます。限られた予算の中でしっかりとした医療、福祉の体制をつくっていくためにも、市民の健康促進、維持のためにも、今後もしっかりと考えていかなければならないと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

合併後、3回目の市議選がありました。議員の定数が2つ減って24議席となる中で、日本共産党の1議席を再び与えていただきました。私はその負託に応えるよう市民

の要望実現に全力で頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

国の政策として推進された平成の大合併により、熊本県内では94市町村が45市町村まで減りました。1市3町が合併した玉名市は、早8年が過ぎ、やがて合併10周年を迎えようとしております。当時7万3,000人の人口は、今日では6万9,000人になりました。市の職員は697名から153人削減であり、合併当時の78%になっております。職員の減少は、計画以上にスピードが速く、そのために天水、横島、岱明の総合支所は予定より早く支所に移行しました。合併当初、介護保険料や保育料の引き上げ、確定申告場所の変更など、住民負担、住民サービスの低下が起り、合併一期目の島津市長は合併の痛みが先にきていることに対して云々と、このようなことを言わざるを得ませんでした。合併して住民の暮らしは果たしてよくなったのか。熊本県は、住民代表や学識経験者などを組織して、合併について検証することが報道されております。玉名1市3町の合併は対等合併だったはずなのに、天水、横島、岱明の現状について住民の理解が得られているのか、私ははなはだ疑問であります。

来年の今ごろには、新庁舎が完成します。私は、今期4年間は市民の利益となるような真の合併効果が市民にはっきりと感じ取られる市政運営が、また議会の役割が大きく要請されていると思います。

通告に沿って質問します。

まず第1、高崙市長の政策についてであります。原子力発電に対する安全神話が崩壊した今日、新エネルギー太陽光発電への関心が大きくなってきました。そして電力会社への売電価格の上昇とともに、メガソーラーなどの太陽光発電施設を設置するところが目立つようになりました。梅林ではすでに稼働中であり、大倉には建設中であり、また三ツ川にも大きな太陽光発電施設が計画されているようであります。

1点目、現在行なわれている太陽光発電施設は、個人あるいは法人が運営しているかと思っております。そして今後はさらに大きく広がることが予想されます。私はこのような太陽光発電施設の普及を玉名市の活力、地域振興、地域づくりにつなげていくことはできないだろうかと思っておりますが、残念ながら具体的な案はまだ持ち合わせておりません。高崙市長は、今私が述べましたような観点から、太陽光発電施設の普及について見解があればお聞かせをいただきたい。

2つ目、玉名市における現在の太陽光発電施設設置箇所数、面積、今後の設置計画などをお尋ねいたします。

3つ目、次は、子ども医療費助成の現物給付についてであります。

この件につきましては、私は助成対象年齢の引き上げ、現物給付の実施と議会で再三質問してきました。市長の答弁は、全く前向きなものはありませんでした。先の9月議会の答弁でも現在の償還払いは現物給付と遜色がない。受給者に公費が幾ら使われてい

るか認識してもらおうなどとの、従来の答弁を繰り返すものでありました。再質問の答弁においては、助成対象は次の段階として中学生まで、支給方式の見直しは、今後検討したいとありましたが、私はかたい扉をあけることができないと嘆きと言いますか、そのように言ったわけでありませう。

ところが、先の市長選で市長の公約には、中学生までの無料化と現物給付の検討までも言及してあります。そして早速この12月議会には、26年4月から中学3年生まで無料化する条例改正が提案してあります。子ども医療費助成についての市長の認識が一気に加速した感がいたします。市民目線を掲げる市長が、子ども医療費に対する世論に敏感に反応されたものだと思っております。かたくなだった市長の認識が、現物給付の導入という認識まで至ったその理由をお聞かせください。

4つ目、新庁舎完成後、今まで支所でできていた住民サービスが、新庁舎が完成したらできなくなったと、こういうことは決して容認できることではありません。新庁舎完成後に各支所での事務の取り扱い、人員配置はどのように考えているのか。

5番目、JA大浜が1億8,000万円の大きな損失を出したことが報道されました。トマト加工や直売所事業に原因があるようであります。トマト加工施設や農産物直売所には、玉名市が窓口となって1億3,000万円余りの国の補助金が使われております。JA大浜の大きな損失は、これは同じく玉名市の損失でもあると考えます。

JA大浜は、努力不足という市長の見解が報道されておりますが、この事業の計画主体は玉名市であります。玉名市がこの件についてどういう対応をするのか、国や県も注目しているかと思っております。玉名市の対応いかんでは、今後のこういった補助事業に影響を与えかねない問題ではないでしょうか。

トマト加工施設や直売所における従業員の雇用問題についてはどうなるのか。損失の原因は、これは従業員には全く関係ありません。師走の寒空に投げ出されては途方に暮れるばかりであります。JA大浜の問題について、補助金の申請者である市長の見解と今後の対応についてお聞きいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の太陽光発電普及を地域振興、地域づくりにどうつなげていくかということにお答えをいたします。

現在、玉名市では地球規模の環境問題であります地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置される方への補助金の交付を行っております。

この補助金は、太陽光発電施設の普及により、温暖化の主な原因でありますCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスを削減し、玉名市が総合計画の基本目標に掲げる人と自然にやさしい環境のまちづくりを推進することを目的といたしております。

補助金は、余剰電力を売却する形で契約いただいた方々に交付をいたしておりますけれども、年々設置件数も増加をいたしております。

また、これとは別に発電した電力を全量売電する契約形式の太陽光発電設備も徐々にふえてきております。こちらの形式については玉名市からの補助金は交付をいたしておりませんが、機器導入の際のコストが安価になってきたこともあり、玉名市でも増加傾向にあるようでございます。全量売電形式の設備につきましては、遊休地の有効利用や企業の進出といった面におきまして市への経済効果につながるものと期待をいたしております。今後、太陽光発電設備を初めとした再生可能エネルギーのさらなる普及に向けた有効性、重要性の啓発をしていきたいと考えております。

次に、子どもの医療費現物給付の導入が市長の認識に至った理由をお聞きしたいという質問にお答えをいたします。

玉名市子ども医療費助成事業は、疾病の早期治療を促進することによって、子どもの健康維持と健全な育成を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減と子育てしやすい環境づくりを目的とした制度でございます。

子ども医療費の助成方法でございますが、9月議会での答弁や選挙公約で将来的には次の段階として、医療費の現物支給の導入について検討を行ないたいと、日ごろから子育て世代が安心して医療を受けられるように、より利用しやすい制度を行ないたいと考えております。先ほど北本議員の答弁のとおり、国民健康保険医療費等国庫負担金などの課題や事務の効率化を考え、検討してまいります。

次に、JA大浜の問題についての市長の見解と今後の対応についての御質問にお答えをいたします。

新聞報道等で御承知のとおり、11月22日に県は大浜町農業協同組合に対し、業務改善命令を発出しました。発出の理由といたしましては、平成24年度決算において1億8,000万円の当期損失金を計上し、経営が悪化したことから、早期に実効性のある改善策を講じ、組合員を保護するために必要な措置として発出されたものでございます。経営不振に陥った主な要因は、平成23年度より国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用し、トマト加工施設や農産物直売事業に取り組んでこられましたことが、売上額が当初見込みを大きく下回り、収支が悪化したことがJA全体の経営に影響を及ぼしたとのことでございます。

当該事業は、事業実施主体はJA大浜ですが、制度上、計画主体は市となっておりますので、今回の事態につきましては重く受けとめ大変憂慮しているところでございます。

市といたしましては、今後の施設の運営方法や利用形態等の改善について、JA大浜と協議をしながら最善の方策を探るとともに、必要に応じて当該施設の利用にかかわる



計画の変更等の所要の手続きを行なってまいりたいと考えております。

次に、臨時職員の処遇についての御質問でございますが、両施設には農協職員以外に、トマト加工施設に10名、農産物直売所に16名の合計26名の臨時職員が雇用されておりました。その処遇につきましては非常に気になるところでありましたが、JA大浜におきましては赤字を少しでも食いとめるために、また、組合員の強い意向もありまして、今年10日付でトマト加工施設1名、農産物直売所1名の2名を残し、24名の臨時職員をやむを得ず解雇したとのことであります。解雇に当たってはJA大浜の選果場へのあっせんを行ない、5名の方が採用予定であるものの、残念ながら全員の再就職には至っておりません。

JA大浜といたしましては、今後も機会をとらえ、再就職先をあっせんしたいとのことであります。ともあれ、大浜地区は農業を基幹産業とする本市の中でも中核的な地域であります。地域農家の生産活動に支障がないよう、できる限りの支援を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） おはようございます。

前田議員の市長の政策についての玉名市における全量売電制度を適用した太陽光発電システムの現在の設置箇所数、面積及び今後の設置計画についてお答えします。

玉名市が補助金を交付して設置を推進しております住宅用太陽光発電設備とは別の形態で、発電した電気を全量売電する目的で設置される発電設備が最近玉名市内においても多く見受けられます。

その事例といたしましては、玉名市寺田の敷地約1万7,000平方メートルを利用し、1メガワットを発電する企業のメガソーラーを初め、最近では個人でも大きな規模の発電設備を設置する事例があるようです。現在のところ、玉名市内における全量売電形式の太陽光発電設備の設置箇所につきましては、正確な数字の把握はいたしておりません。参考といたしまして、太陽光発電設備の設置を目的とした農地の住宅転用件数を玉名市農業委員会に確認いたしましたところ、平成24年度には15件、平成25年度には11月末で27件となっております。最大出力値については10キロワット程度のものから、200キロワット程度のものまで、さまざまな大きさのものがあります。農業委員会に申請の上がっている平成24年度と25年度分を合計いたしますと出力値にして約3,800キロワット、面積にして約7万9,000平方メートルの土地に設備が設置されることとなります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の新庁舎完成後、各支所での事務と人員配置はどのようになるかについて、お答えをいたします。

現在の各支所が所掌する主な事務は、住民票や税証明書等の発行事務や国保、年金、介護、障害、子育て等の各種申請手続きといった窓口業務が中心となっております。これらの事務は、新庁舎完成後も基本的には支所の事務として継続して取り扱うべきものと考えているところでございます。

また、支所に配置する職員数につきましては、本庁各課と支所との協議のもと、本庁への集約が可能なものは一元化をし、あわせて民間活力の導入等によって、効率的で効果的な人員配置を考えてまいりますが、本庁各課と同様に定員削減の対象であり、例外として扱わないことから、現在の職員数から若干名の減員はやむを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 再質問します。

まず、市長は太陽光発電施設が大倉に建設中ということは、知っておられると思います。その周辺住民から建設について不安の声が出ていることは知っておられますか。その人はですね、太陽光発電を否定するものではないが、いわゆる設置の事業主から事前に一言もなく、ある日突然パネルの工事が始まった。パネルで反射する光や雨が降ったときの排水、土砂の流出など心配すると言っておられました。遊休地の活用など今後も太陽光発電施設がふえる可能性があります。建設予定地については、農地の転用が必要であります。ですからその際に、工事や反射光、排水、土砂流出などに対する周辺住民の不安に十分配慮するような、周辺住民とのトラブルが起きないようなお願いを農地転用の許可と同時に行なうこと、これは市の仕事としても必要ではないかと、私は思うわけです。執行部の見解をお聞きします。

次に、子ども医療費についてであります。市長の認識が変わったのはどういうことかということで質問したわけですが、市長の考えの中にですね、子育て世代がより利用したい制度ということで現物給与というのが、何と申すか、選択肢に入ってきたということは、私は大きな前進じゃないかなというふうに思っております。市長は政策の中で、将来的には次の段階として医療費の現物給付の導入について検討するとしておられます。将来的といいましても1期は4年間ですから、その将来的といっても遠い将来じゃなく、当然、今期内のことだと私は理解をしております。現物給付の導入の時期につい

て、市長の目標年度お聞かせください。

その次に、来年、平成26年度4月から機構改革の一環で、コミュニティ推進課を設置する改正が今議会に提案されております。それに関連することがですね、提案されています。支所と公民館の機能が改編されるということではありますが、私は、支所は支所として公民館は公民館として、それぞれ大事な役割も持っていると思っています。支所も公民館も26年度から職員が減りますが、それで住民サービスが後退しないのか、執行部は支所の役割、公民館の役割、それぞれどのようにとらえておられるのかお聞かせいただきたい。

支所や公民館の職員を減らすだけではなく、合併したからこそ、その地域からは支所や公民館をもっと充実させてほしいという、合併した地域特有の行政需要が受けるものだと思います。26年度からは支所の設置に対する交付税措置が新たに行なわれるようでありますから、支所や公民館が、今以上に充実するように職員の配置をふやすことは、これは財政的な裏づけもあるのではないかと考えます。執行部の見解を求めます。

次に、JA大浜の件についてであります。

まず1つ目に、必要に応じて今の計画の変更もあるということでありました。その場合、国から出ている補助金の一部を返還するというようなことも発生するのでしょうか。仮に、補助金の返還が発生するということでしたら、計画の変更がさらなる損失の拡大につながる。こうじゃないかなというふうに思うわけです。私は、損失の拡大につながるようなことは、これは避けたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

JA大浜についての2つ目、24名が解雇されて、5名が再就職されて、今、19名が失業中ということでありました。失業してまず困るのは、安定した収入が閉ざされて、税金や年金の支払いに困り、また、時期的にもこの12月は支払いが集中する月でもありますので、皆さん方の悩みが大きいのではないかと思います。解雇された全員の方が生活上のさまざまなことをすぐに相談できるような、気軽に相談できるような窓口をつくり、例えば、その解雇によって税金の滞納などが膨れ上がるというようなことにならないような、親身な対応を要求いたしますが、解雇された従業員への対応について、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の太陽光発電設備の市民への不安解消についての再質問にお答えいたします。

現在、太陽光発電設備を設置するという内容だけで、市が規制をかけたり、住民の不安を解消するための指導が行なえる状況にはなかなかありません。しかし、騒音

規正法、振動規正法の法律や熊本県生活環境保全に関する条例などの規制によって、工事の際の騒音や振動といった公害により、周辺住民の生活環境を脅かすことがないようにするため、市への届出を必要とする場合がございます。また、一定規模の土地の売買や開発行為について、届出、申請などに対しては、市の意見として、公害や災害苦情への誠実な対応を求めるなどの対応を行なっているところでございます。今後とも法律や条例の規定による市の権限の及ぶ範囲において、市民不安が解消されるよう指導を行なってまいります。

次に、子ども医療費現物給付の導入を任期中のいつごろするのかというような質問にお答えをいたします。導入の時期につきましては、子どもの健康保持と健全な育成を重視しながら、国民健康保険の国庫負担金や中学生までの助成の推移、事務処理負担など総合的に判断してまいりたいと思っております。

次に、解雇された従業員への対応についての再質問にお答えをいたします。先ほど答弁をいたしましたとおり、J A大浜によりますと、今後も機会をとらえて再就職先をあっせんしたいとのことでございました。市といたしましては、解雇された従業員への対応につきまして、J A大浜と連携しながら、本人の意向を踏まえ対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の支所とコミュニティ推進課のまちづくりへのかかわり方と役割はどのように変わり、果たして本当に機能するのかという再質問にお答えをいたします。

平成28年3月末をもって地域自治区が廃止予定でありまして、これにより地域協議会も廃止されるわけですが、その後の地域特性を生かしたまちづくり活動は、引き続き重要な取り組みの一つとして考えております。

平成28年3月までは、地域協議会に関する業務は支所が所掌をいたしますが、来年度からは地域でのにぎわいをより一層創出し、公民館機能を地域活動の拠点として活性化するためにも公民館組織をコミュニティ推進課に再編をいたしまして、機能と役割を強化してまいりたいというふうに考えております。

また、引き続き地域住民との協働により、地域の元気が引き出されるまちづくり活動を主導的な立場として推進するためにも、各地域で展開されておりますまちづくりの取り組みに積極的なかかわりを持ちまして、必要とされる支援を行なう一番の相談窓口というふうに位置づけることといたします。

加えまして、公民館が地域づくり活動の拠点となり、そこに配属される職員が地域と

一体となりまして取り組んでいくためにも、職員の資質向上等の人材育成が今まで以上に求められます。これらが機能して、住んでみたい、住み続けたいと思われるまちづくりを目指すための組織の再編というふうに考えております。

次に、合併自治体の支所数に応じた交付税措置の件でございますが、平成の大合併で誕生した自治体支援策といたしまして、来年度から支所数に応じて地方交付税を加算する方針を国が固めたものの、現時点では具体的な算出方法等も定かでない状況にあります。国からの一定の支援は歓迎をするところではございますけども、今後も身近で利用しやすい支所として機能させていくためにも、支所の機能や役割等を十分に考慮し、地域住民が最も必要とする国保、年金、介護、子育て等の申請受付や証明書発行などの窓口サービスは引き続き支所に残すこととし、支所に来られる市民の方々への住民サービスの質は低下させず維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 前田議員の計画変更についての再質問にお答えをいたします。

J A大浜といたしましては、現在、これ以上の負担増を避けるため、補助金返還がない方向での施設の運営方法や利用形態等の改善策を検討されております。市といたしましても、さまざまなケースにおきます対応策について、現在、農政局との調整を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、J A大浜の再建を図る上で、最善の方策をともに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 子ども医療費の現物給付につきましては、市長に将来的な目標ということだけ、その目標年度はいつに置いとるかということ聞いていただけども明快な答えがありませんでしたので、将来的と言われても一般的には一期4年間で

すので、4年間のうちにはというふうに理解をします。

J A大浜の問題についてはですね、J A大浜に対する県からの改善命令が出ているわけですけど、これはJ A大浜の組合員やあるいは職員、従業員などに極めて大きな負担をかけるものとなります。また、補助金の申請者としての玉名市の信頼をも損なうものであり、今後の対応いかんでは、これは農政における国あるいは県との関係にも私は影響を及ぼすんじゃないかなというふうに理解をいたします。この事業の計画主体として玉名市が責任を持ってこれからも十分な対応をすることを求めています。

次に、2番目の給食センターの民間委託について質問いたします。

玉名中央学校給食センターは、当時の第一、第二給食センターが老朽化したために、現在の場所に建てかえられて平成16年9月から供用開始となり、その運営は市の直営から民間委託に変わりました。第一給食センターが、以前は玉陵中学校のグラウンドにあったわけです。グラウンドの横に隣接してあったわけですが、当時、私は中学生でありました。センターから流れてくるとてもおいしそうなおいがですね、勉強時間ではありましたが、勝手にきょうの献立をこう考えてですね、食べ盛りの食欲をさらに旺盛にしたものでありました。市内で唯一、玉名町小や横島小での自校方式、これはこれからもですね、しっかりと継続していかなければならないというふうに思います。

6点質問いたします。

第1、玉名中央学校給食センターで、栄養士と調理師の配置はどのようになっているのか。

2番目、玉名中央学校給食センターで、学校栄養士の先生は調理現場でどのような仕事をされているか。

3番目、玉名中央学校給食センターで、調理員の定期健康診断や検便の検査は、その実施はどうしているか。

4番目、岱明学校給食センターを民間委託することで、どのような改善がなされるか。

5番目、天水学校給食センターを民間委託することで、どのような改善がなされるか。

6番目、玉名中央学校給食センターにおける現在の契約形態、民間委託は請負契約かあるいは派遣契約、どちらに当たるのか。

次に、大きな3番目の小学校統廃合、小中一貫教育問題について質問します。

玉陵中校区では、6つの小学校を1校に再編する新しい学校づくりが進行していました。ところが市議会が玉名市学校規模・配置適正化及び小中一貫教育の見直しを求める決議を全会一致で採択して、その要望書として教育委員会に提出しました。教育委員会は要望書を受けて、玉陵校区において新しい学校づくり意見交換会を開催しました。午

後7時から、10月10日から11月15日まで17日間にわたる地域住民との丁寧な意見交換会でありました。

地域ごとにさまざまな意見があったようで、私も聞きましたが、小学校統廃合への難しさを感じたところであります。以下4点質問します。

1 玉陵中校区における意見交換会開催その後の教育委員会の見解をお聞きします。

2 つ目、意見交換会で、6小学校から1小学校への統合には反対の意見が多いように私は感じ取りました。こういった状況下でも1小学校への統合を推進していくのか。学校設置者の市長にその見解をお尋ねします。

3 番目、私は意見交換会で参加した中、新入児童が少数、例えば1名というようなですな、そういう少数な中であって、保護者の子育てなどへの不安も今日では切実になっていると感じました。統合以前の問題として、まずは玉陵校区内で同学年の保護者同士の子育て相談会などを開催してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

4 番目、平成26年度4月からスタートする小中一貫教育について、「職員を増員しなければ無理」という先生の声も数多くあります。具体的にはどのように進んでいくのか。4月からの教職員の体制や一貫教育の内容についてお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 前田議員の給食センターの民間委託についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の中央給食センターで栄養士と調理師の配置はどのようになっているかについてでございますが、玉名中央学校給食センターの調理員は36名おりますが、栄養士、調理師の両方の所持者が2名、調理師は14名でございます。

次に2点目の中央給食センターで学校栄養士は調理現場でどのような仕事をしているかという質問でございますが、玉名中央学校給食センターには、栄養教諭1名、学校栄養職員1名の2名の栄養士がおります。栄養士は献立を作成し、その後すべての献立ごとに調理作業に関し委託会社の責任者と食材の切り方、調理の方法、加熱時間等のミーティングを行ないます。そして調理現場にてミーティングでの作業が行なわれているかを確認するとともに、調理の味つけ、香り、色彩、形態等につきましても確認し、今後の献立の改善につなげているところです。

3点目の御質問の中央給食センター調理員の定期健康診断や検便検査の実施はどうしているかということでございますが、玉名中央学校給食センターは、請負契約を締結しており、年1回の定期健康診断や月2回の検便検査は委託会社で実施をしております。

4点目の岱明給食センターを民間委託することでどのような改善がされるかと、5点目の天水給食センターを民間委託することで改善されるのかという質問については、ま

とめてお答えをいたします。給食センターの調理運搬業務の民間委託は、本市のアウトソーシング計画に基づき、民間活力の導入という観点から、平成26年4月1日委託実施に向けて準備を進めております。

民間委託に移行することでの効果の一つとして、民間委託した場合、緊急時に備えて代替要員を確保するなど、民間業者のノウハウにより、より効率的、効果的な人員配置が期待できると同時に事務の簡素化が図られるという人事管理面があると考えております。

最後に、中央給食センターにおける民間委託は、請負契約か派遣契約かどちらになるかという質問でございますが、玉名中央学校給食センターにおける民間委託は、請負契約になります。給食センターは調理、運搬業務を委託していますが、委託会社の総括責任者が常駐し、給食センターの指示のもと業務を行っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育委員長 池田誠一君。

〔教育委員長 池田誠一君 登壇〕

○教育委員長（池田誠一君） こんにちは。

3の小学校統廃合、小中一貫教育問題についての（1）玉陵中校区における意見交換会開催後の教育委員会の見解を聞くという点で、前田議員の意見交換会開催後の教育委員会の見解はとの質問にお答えいたします。

今回の意見交換会については、昨年度より動き始めた玉陵中学校区の学校再編が現在どのようなになっているのか。市議会において要望書が提出されたり、予算が否決されたりと新聞等で騒がれているが、実際の現状はどうなのかということで、市民や地域の皆さんが不安になられているということもあり、これまでの学校規模適正化、学校編成の経緯と現在の状況等について報告をしなければならない。また、それに対する地域の多くの方々の意見や思いを伺いたいという考えで、6校区において行政区単位で開催させていただきました。また、先般の市議会の中でも地元住民の十分な理解を得ているとは言いがたいと再考を促されましたことを含めて、意見交換会を進めてまいりました。

地域の方々におきましては、玉陵中校区の将来を担う子供たちの教育の改革や計画について熱心に耳を傾けていただき、御討議をいただきました。大変有意義な意見交換会となりました。今回の意見交換会には、合計386名の参加でありました。なお、昨年の再編計画説明会では204名でありました。関心の違いもあり、地域のすべての方々からの御意見や思いを伺うことはできませんでしたが、子供たちを見守っていただいている多くの方々に御参加いただき、それぞれの思いを持ってこの問題に対してお考えいただいたと思っております。

今回の意見交換会では、実に多くの意見をいただきました。それらにつきましては、



今現在整理しておりますので、後に地域の方々に広く周知したいと思っています。

そこで今回、御意見等をいただいた中で感じたことを校区ごとに紹介したいと思いません。

まず、玉名小校区では、6校が1校になる統合についての御意見も少なからずあったのですが「統合した新しい小学校の建設予定位置や運動場などの施設面をどのように考えているのか」などの意見が多かったように感じます。また、通学路のことを含めてハード面の整備の充実を求められました。そして「教育委員会と議会が反対に進んでいく、話し合うべき当事者同士が言い合っていて不安がある」という御意見もありました。

梅林小学校区では「梅林」という名がなくなるということへの危惧、そして学校がなくなると過疎化が進むとの懸念があるように感じました。統合については、反対をする声、「梅林小と小田小の2校を1校に」という声がありました。ただ、保護者の中からは、「再編計画は、仕方がないのではないか」との声もありました。また「地域活性化や定住化対策、人口増のための政策の立案、推進をすべき」との意見も伺いました。

月瀬校区では、学校再編が進まないことに対し、失望されている御意見が多く「月瀬がなくなることよりも、子供たちの教育環境を考えれば、大人が身を削る必要がある」との強い思いが聞かれました。また「月瀬小の子供たちに、玉陵校区の子供たちに、友だちを100人つくらせてあげてください」と懇願された方もおられました。さらには「小さい学校や複式学級のある学校だと逆に地元から離れていく」との懸念の声も聞かれ、魅力ある学校が少しでも早くできることを期待されていました。

石貫小校区では、施設の問題や子供たちの活動、スポーツ面、人間形成の面も含めて多面的に考えられて「統合を進めてほしい」との御意見をいただきました。

小田小校区では、先々統合しなければならないと思っている方が多いと感じましたが、梅林小校区からもあったように「梅林小と小田小の2校を1校に」という声もありました。さらに、玉名小校区と同じように、新しい学校の建設予定地や施設、運動場などの問題に対して、また教育委員会の進め方に対しての御意見も多くありました。

三ツ川小校区では、統合に対して前向きな意見が多くありました。「なぜ、このような事態になっているのか、市議会と市教育委員会は何をしているのだ」との怒りの意見もありました。ただ、複式学級は解消すべきとの意見から、「2校を1校にすることも段階的措置として必要ではないか」との意見もありました。また「シンボリックな学校がなくなり、地域の活性化をどのように進めて、どのように考えていくのか」、「支館として存在していく方法を考えていきたい」など、今後の地域のあり方についての意見もありました。

このように、6校区でたくさんの意見をいただき、この大事な教育問題について考え

ていただくよい機会となりました。地域によって意見が異なる部分もありましたので、現在、それらを整理し、これまでの適正化の方針や検討材料も含めて考え方、方向性について再考しているところでございます。

子供たちの将来のために慎重な審議を行なった後に、地域の方々、市議会の方々に報告を行なってまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

[市長 高崎哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 前田議員の市長の見解はとの質問にお答えをいたします。

今、教育委員長から教育委員会の見解を述べられましたが、まず反対意見が多いというのは前田議員の個人的見解ということで、教育委員会との見解と異なると思いますが、私の見解を申し上げます。

今回の意見交換会においては、再度多くの意見を伺ったと聞いております。このような重要で大事な教育問題に対して、活発なる意見交換が行なわれたことに関しまして、とてもよいことであると思っております。

昨年、教育委員会が玉名市学校規模・配置適正化基本計画を策定した際にも、あらゆる面から御意見を伺い検討してきたと思っておりますが、その方針にありますように、小学校においては、1学年2学級から3学級ある規模の学校が、保護者や現場の先生、有識者の方々も考えられているとおり、私自身も理想であると考えております。学校再編は、子供たちの将来を見据えた教育的見地から、そして地域的観点からと深く考えるべき事柄が多くある問題であり、将来のことを見通し、この状況下で何をすべきかということを検討し、方向付けをしていくことが必要であると考えております。

教育委員会が熟考した報告を受け、その方針や見直すべき方向性を見極めて、私としては助言を行ない、学校再編を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 前田議員の新入児童が少数で、保護者の子育てへの不安も切実になっている。統合以前にまずは玉陵校区内で、同学年の保護者同士、子育て相談会を開催してはどうかという質問でございました。

前田議員のお考えとしては、統合する、統合しないに関係なく、保護者の子育てへの不安があるから、玉陵校区内で相談会を開催してみてもどうかということではないかと思いますが、教育委員会としましては、統合を前提として、その過程において保護者同士の融和を図っていくという目的での相談会、懇談会等については、当然開催していくべきものであると思っておりますので、その方向で検討していくつもりであります。

次に、職員を増員しなければ、現在の小中一貫教育は進まないのではないかとこのこととありますが、御存じのとおり26年度の4月から全部の中学校区で小中一貫教育の視点に立った教育活動を展開していくことにいたしております。現在、その準備を中学校区ごとに進めているところです。

ここで小中一貫教育ということは、中学校区内で目指す子ども像を一元化して、各小中学校の教育方針を同じくすることにより、教育の中身、内容をそろえ、共通した実践を行なっていこうというものです。具体的な細かい例になりますけれども、学習の面で休み時間の中に次の学習の準備をしておこう。生活の面では名前を呼ばれたら「はい」と返事をしよう。こういう当たり前のことかもしれませんが、その当たり前のことが学校によってはできていないという現実がありますので、まずはそういった当たり前のところからしっかりとそろえていこうとしているところでもあります。あいさつ運動も同じです。

そして小学校と中学校の義務教育9年間を通して、ぶれない一貫した指導をしていくことで、子供たちの安定した育ち、よりよい育ちを保障していこうと考えているところとあります。現段階では、職員を増員しなければ無理だという状態で、取り組みではありません。これは増員しなくともやっていけるというその範囲内での教育で考えておりますし、その点につきましては、学校現場の先生たちも十分理解をして、それぞれ中学校区単位で取り組んでいるところとあります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） まず、給食センターのことについてであります。

玉名中央学校給食センターの栄養士の先生が、具体的に調理現場で何をしているかというようなことを聞いたわけですが、給食センターの責任者とミーティング、どうやって料理をつくるかというような工程の打ち合わせなんかもされているかと思いますが、学校の栄養士の先生がそうやって調理の現場でいろんな指示をしているということには、私は間違いないんじゃないかなというふうに理解をしているわけです。

そしてですね、今後は次の調理員の定期健康診断ですけど、これは確か平成16年9月から供用開始になったわけですが、当時の業者との契約の中身というのは、年2回以上の定期健康診断、月2回以上の検便検査、異常がある者は就労を禁止するというふうになっていたんじゃないかなと。今、年1回しか定期健康診断はされていないということでありましたが、その契約の中身が変わったのかどうかですね。もし契約の中身の変更はそういう点についてありませんということなら、1回じゃなくて2回以上するということになっていましたので、2回以上きちんとしてもらわんとこれはいかな

と、衛生上ですね、というふうに思うわけです。

それとですね、ちょっと再質問を給食センターについてですね、いたします。

労働者派遣事業は、業務請負や、業務委託などの形式での脱法を防ぐために、真の請負と偽装請負による違法派遣を区別するために、職安法施行規則でその要件が定められています。

そして、請負もしくは委託を受けた事業者は、

1号、作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。

2号、作業に従事する労働者を指揮、監督とするものであること。

3号、作業に従事する労働者に対して、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

4号、自ら提供する機械、設備、器材（業務上必要なる簡易な工具を除く）もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画もしくは専門的な技術もしくは専門的な経験を必要とする作業を行なうものであって、単に肉体的な労働力を提供するものではないこと。

以上4つの要件のすべてを満たす必要があることとなっています。

ところが、そういった要件からしてみますと、学校給食法や学校給食実施基準に照らせば、学校設置者みずからの責任において直接に学校給食を実施するという、これは義務がありますので、今言いましたような1号とこれは明らかに矛盾する。

また、給食調理員は、学校栄養士の先生が決定する献立と詳細な調理指示に従って給食センターが提供した食材を使って調理するものでありますので、栄養士の先生の指示ができない調理は、これはあり得ない。したがって、2号と矛盾します。

給食調理設備、器材などは、これはすべて玉名市給食センターの財産であり、委託業者が提供するものは、これは単に労働力だけであります。したがって、述べました4号と矛盾しているわけであります。

こういうことを考えますと、玉名中央学校給食センターの業務委託契約、請負契約ということでありましたが、私は偽装請負に当たる違法な行為であると言わざるを得ません。

2点質問します。私のこの偽装請負という、こういった指摘に対する教育委員会の御見解を聞きたい。

2つ目、岱明、天水学校給食センターの民営化が、民間委託が来年4月から進むわけですが、天水の給食センターは、現在すべてが臨時の職員の皆さんです。したがって、一般的には民間委託にすれば、その従業員の皆さんを今度は管理する、そういった役割、仕事も発生しますので、その部分が当然、経費の上乗せとならざるを得ません。し

たがって、市の経費負担がふえる。又は中央に続き、新たな偽装請負をつくることになり、岱明、天水学校給食センターの民営化計画、これは中止することを求めたい。このように思います。教育委員会の見解をお尋ねします。

それと、統廃合の問題についてですが、反対意見が多かったのは、私の個人的な意見だろうと。そうなんです。私は参加して、特に梅林では、反対意見が多かったというふうに感じたわけです。しかしですね、そういったその感じ方によってこれは変わってくるから、ですから過去の議会でもどうやって判断するかという点で、アンケートをとる。あるいは最終的には、住民投票まで考えたらどうかというようなですね、客観的に判断するためにそういったことを申し述べました。いろんな意見を、現在取りまとめをして、検討中、再考中だということですので、今まで以上に議会に対しての説明なども丁寧に行なわれると思いますので、今しばらく待っておきます。

統廃合の問題についてですね、再質問が一つ、よかでしょうか。

先般、文教厚生委員会が小中学校の先生方にアンケートをお願いしました。その結果は、教育委員会にも知らせてあると思います。部活動の指導も含め、定時以外の勤務（土・日・祝日勤務も含む）、その勤務は、月にどのくらいありますかという設問に対して、回答は50時間以上が回答者の44.6%。30時間以上となると71%になっております。中には常に100時間を越える。170時間を越える月もあるとの回答もあります。このようなですね、教職員が置かれている実態を、教育委員会ではどのようにとらえておられるのか。そして、これは「しょんなかもんな」というふうに思われるのか。「いや、これはでけん」と「何とかせんとでけん」というふうに考えておられるのか。改善をどう図っていかれるのか。その御見解をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、中央給食センターの契約が、偽装契約ではないかというふうなことで、教育委員会としてどう思うかというふうな質問でありますけれども、適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示、それから、その他管理を請負業者みずから行なっていること。そして、請け負った業務を自己の業務として、相手方から独立して処理することが必要だと思っております。そういう意味で、小学校給食センターは、委託会社の統括責任者が常駐しております。給食センターの指示のもと業務を行なっているということで、偽装契約には当たらないというふうに、教育委員会としては考えております。

それから岱明、天水の民間委託についてどうしていくのかというふうな御質問でありますけれども、先ほど申しましたように、民間委託することによって民間事業者のノウ

ハウにより、効率的また効果的な人員配置が期待できますし、人事管理面のですね、メリットが多いということで、両給食センターにおきましてもですね、進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 前田議員のアンケートによる教職員の勤務条件の厳しさについての御質問でございます。

これは学校再編とか小中一貫教育ということより、ちょっと次元が私は違っていると。教職員の労働ということにつきましては、これは常に教育委員会もしっかり目を向けて、そして教職員の健康管理、そして勤務状況の把握はしておかなければなりませんので、毎月1回は必ず報告を受けるようにしております。そして、それをチェックします。

法的な100時間以上残業あった場合は医者にそれを1回診断を見せる、医者に診断してもらうようにということで指導もしておりますし、大体調べますと70時間と100時間というのは、中学校の部活動の先生です。土曜とか日曜も練習試合をやったりというようなことで、これは一生懸命やればやるほど、そして子供たちや地域をあるいは保護者の方々の声援を受けて一生懸命やらなければならないというようなことで、先生も取り組んでいる。それがやはり、例えば試合の場合には、優勝したいという気持ちがくるとどうしてもよそより練習をたくさんしたい、指導したいという気持ちがあらわれて残業が多くなっている状況であります。部活動が終わったあと、平日には仕事をし、自分の職務、学級担任であれば学級の仕事をしたりしますので、その分が多くなっているのは事実でございますけれども、校長ともいつも、毎月ですけれども話をしながら、そういうことへの、職員への労働の超過については、十分注意をし、そして指導するようにはしておりますので、この点では当然、改善を加えるというようなことで考えていきます。

ただ、玉名市としても実は、部活動の指導方針の時間等を決めております。しかし、先ほど申しましたように、どうしても優勝を狙うような学校のところは、もうそれが至上命令のようにして先生たちも、保護者も、生徒もみんな一緒に頑張っておりますので、それをやめということはなかなか言いづらい部分もありますので、そうしたところを見極めながら、今後も指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 給食センターの民間委託は、着々と進めるということでありましたが、大体、その民間が持っているノウハウをとというようなこともありました、確か中央給食センターが民間委託するときにもそぎゃん議論したような記憶があるんですけど、大体そこで働いている人たちを採用してもらうから、ノウハウも何もないわけですよね。その人たちが大体そこに働くようになるわけですので。ですからどういうノウハウ、調理員さんたちが休んだときの代替を確保しやすいというのは、それはあるでしょう。しかしそういったことはですね、やっぱり給食に責任を負う、自治体の当然の役割であってですね、そういったことを事務的な負担にとらえること自体がですね、私は間違いだと思います。ですから、偽装請負についても、私はこの件につきましては、全国的に裁判ということも出ております。その裁判の判例でも偽装請負になるとか、あるとか当たらんとか、分かれているところです。私は、今の給食センターの業務委託のあり方というのは、これは限りなく偽装請負に近いというふうに認識しておりますので、岱明や天水の給食センター民間委託、これはやっぱり直営方式、今のあり方をですね、続けていくというのが一番いいやり方だと思っています。

それと、教職員の先生方の勤務についてであります、これはやっぱりこれから統廃合に向けて、あるいは小中一貫教育に向けても、それを担っていくのは、何と言っても先生方、教職員の皆さんが一番です。その人たちのですね、仕事のあり方は真剣に考えるのは、これは次元の違う云々の問題じゃないと思います。

それでですね、実は教職員の勤務実体について、教職員組合がですね、全国的に調査しております。その中で、学級数が多いところほど、時間外も多いと、そういう結果ももしかしたら、そういった結果も知っておられるかと思いますが、そういう結果が出ております。中でですね、減らしてほしい、少なくしてほしいという仕事の中身は何ですかというようなことですね、一番多いのが、報告書や計画書づくり、こういうのは減らしてくれと、先生方がですね、おっしゃっているわけです。ですからそれは玉名市の教育委員会にも当てはまらんほうがいいとは思いますが、そういったですね、報告書、計画書づくりに、先生方が苦勞して、時間外になって子どもとも接しなん、部活のお世話もせんとでけんというようなことですね、時間外がやっぱり多くなるということが心配されるわけですので、先生方の負担を軽減するようなですね、取り組みもしっかり教育委員会が中心になって、取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは。4番、公明党の徳村登志郎でございます

す。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

10月の市議選にて、初めて立候補し、私なりの具体的五つのビジョンを抱え、有権者に訴えてまいりました。おかげさまで当選を果たすことができ、一つでも多くのビジョン実現へと決意しております。とにかく、市議会議員の仕事とは多くの市民の声を市政に届けるところに本分があると思っております。

早速ではありますが、選挙中、まだ議員となる前からすでに寄せられていた市民の声を市政に届けたいと思います。その中の一つでもあります。女性の社会進出を促し、子どもを産み・育てやすい環境づくりを目指す視点から、今回初めての一般質問ではありますが、大きく2点ほど質問させていただきます。

まず、子育て支援の一環としてとらえたインフルエンザ予防接種についてお尋ねいたします。

今年も流行の兆しが見える季節型インフルエンザですが、今シーズンも初となる学年閉鎖が、隣接した荒尾市の小学校で見られました。このような状況の中で、市として流行予防に備えている具体的な対策等をお聞かせください。

また、現在、高齢者65歳以上と乳幼児に行なわれている助成ですが、生後6カ月から小学校就学前までが対象となっています。この点ですが、対象の乳幼児を抱える家族にも助成を広げられないものでしょうか。その理由は、家庭ではこの時期の子どもの健康に著しく気を使っており、何より乳幼児のインフルエンザ発症は、インフルエンザ脳炎に至るなど、命にかかわる重篤性があるからです。また、乳児におけるインフルエンザ予防接種の効果は極めて低く、対象の乳児に接種するよりは、世話をする大人への接種が推奨されるとの見解もあります。

以上、手洗いやうがいの励行はもちろんですが、外からインフルエンザを家庭に持ち込まないためにも、子育てをしている家族の予防接種が一番ではないかと思われま

す。また、もう一点、高校受験を控えた中学3年生に助成の対象を広げてはいかがでしょうか。その理由は、高校受験を迎える寒さの一段と厳しい2月は、インフルエンザ流行のピークに当たります。受験を前に感染により体調を崩し、勉強の成果を発揮できなかったとなれば、本人にとっても家族にとっても後悔しがたいものとなります。受験の時期は、家計にも負担がかかってまいります。ぜひ、中学3年生への予防接種を実施していただき、玉名市の未来を担う子供たちに安心・安全の先駆けをつくってあげたいと思っておりますがいかがでしょうか。

あわせて、玉名市の助成を行なっている65歳以上、乳幼児のインフルエンザ予防接種の接種状況をお聞かせください。また、流行時に備えるインフルエンザワクチンの各医療機関における在庫状況と危機管理の部分の説明もお願い申し上げます。



○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 徳村議員のインフルエンザ予防接種についての御質問にお答えをいたします。

インフルエンザの予防接種についてお答えする前に、インフルエンザ予防接種の概要について少し御説明を申し上げます。

毎年、インフルエンザの流行は1月から2月がピークとなっており、インフルエンザで症状が重くなりやすい人は、高齢者や乳幼児、妊婦、慢性心疾患など持病のある方です。このため予防接種法では、定期の予防接種の対象者は65歳以上の者及び60歳以上から65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方などと定めてあります。

まず、議員御質問の具体的な取り組みでございますけれども、高齢者対象の定期予防接種として、予防接種費用の7割である3,290円を助成をいたしております。接種費用4,700円でございますので、自己負担額は1,410円でございます。また、これに関しまして生活保護の方には、全額助成を行なっているところでございます。また、生後6カ月から小学校就学前を対象の任意の予防接種では、予防接種費用の上限を3,000円とし、2回までを助成をいたしております。これは、玉名郡市医師会や玉名市民が多く通院する74カ所の医療機関に委託し、実施をいたしているところでございます。これらの周知に関しましては、「広報たまな」の10月1日号でインフルエンザ予防接種の費用一部助成や早目の接種勧奨を広く市民の皆さまにお知らせしているところでございます。また、市役所職員や施設、学校、保育園等インフルエンザの予防を推進する必要がある関係各課へも、関係部署に周知されるよう依頼を行なっているところでございます。

次に、乳幼児を抱える家族への助成拡大の御質問でございますけれども、乳幼児を抱える家族、特にお母さんがインフルエンザにかかると育児が大変であろうかと思いません。県内14市でございますけれども、このうちの3市が乳幼児を抱える家族という限定ではございませんけれども、64歳まで一部助成を行なっております。額としては1,000円から1,500円程度の額でございます。予防接種の定期化が促進されている中で、平成18年度7種類であったいろいろな予防接種でございますけれども、平成25年度には12種類まで拡大となり、本市における予防接種の費用は18年度決算で7,446万2,544円から平成25年度の予算額は2億4,764万5,000円となり、3倍以上の費用となっているところでございます。このような中で玉名市といたしましては、平成21年度に乳幼児インフルエンザ補助の導入を行なったところでございます。今後、市民の皆さまの要望や他市の状況及び財政面も考慮しながら優先順位を考え、前

向きに検討をしてみたいと考えております。

それから、中学3年生の予防接種の件でございますけども、中学3年生、これも限定ではありませんが、中学生までという形の予防接種をされている市が14市中7市ございます。これも各市取り組んでおられるところもございますので、子育て支援の一環として議員の御質問、前の質問も含めまして検討をしてみたいと考えております。

次に、65歳以上及び乳幼児の接種状況の御質問でございますけども、65歳以上では、平成24年度で対象者が2万306人、接種件数が1万570件の52.1%でございます。乳幼児につきましては、生後6カ月から就学前までは、対象者が3,575人中、受けられた接種が4,129件でありますので、ただ一人1回から2回の接種が必要でございますので、58%以上の接種率となっております。

最後に、インフルエンザワクチンの在庫の状況の御質問でございますけども、県の業務衛生課では、製薬会社や卸売業者に対して適正に分配されるよう指導されておりました。インフルエンザワクチンが不足することはない状況にあるということでございます。各医療機関におきましては、ワクチンの確保は卸売業者と調整されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 詳しい答弁をいただき感謝いたします。

今回質問させていただいたインフルエンザ予防接種を初め、病気を未然に防ぐ予防医学の観点からもこれにとどまらず、まずは病気にならないための施策に力を入れて、そのために予算をかけていくことは決して無駄なことにはならないと思います。また、インフルエンザの流行が学校で起こっているということから、湿度の足りない教室に加湿器を導入したりするのも一助になるものと考えております。とにかくインフルエンザの流行ピークを迎える1月、2月を見据えますと、今の時点でも予防接種時期としては遅れています。ぜひ、インフルエンザの流行がない玉名市を目指して市民の健康を守っていただければと存じます。

続きまして、女性の社会進出及び子育て支援の一環としてとらえた子ども医療費の助成に関する質問です。

子ども医療費助成事業については、子どもの病気の早期発見、早期治療を促進するものとして、子育て支援の大変重要な施策であると考えております。私自身、乳幼児を抱える子育て世代であります。今回、多くの市民の皆さまとの対話を通して、時代を担う子供たちを安心して産み育てることができる環境づくりが極めて重要であると強く感じたところであります。

こうしたことから対象年齢の拡大が市長の公約どおり実施される方向となり、満12歳から満15歳に前進したことは大変評価されることと思っております。ただ、現行の償還払い方式は、子育て世代の実情にそぐわない方式であります。特に乳幼児の保護者は、簡単に外出することもできないぐらい手のかかる子育て時期にあるのが現状です。この負担を特に家庭で子どもを抱えている女性にかけている現状を知っていただきたいと思うところがございます。実際、病院に子どもを連れて行くのに、乳幼児であれば泣かないように事前にミルクを飲ませ、またおむつ等多くの荷物を抱え、四苦八苦しながら通院し、そして現行の償還払い方式でいけば、そのような大変な中、申請書を提出し、一旦お金も払わなければならない。「何で子どもの医療費は無料なのに、こんなに回りくどい方法をとらなくてはならないのか」というのが、私が聞いた多くの女性の声です。少しでもこうした市民の負担を軽くしてあげるのは、市長のビジョンにもかなっていると思っておりますがいかがでしょうか。

また現物給付方式で、医療費助成金額へ国民健康保険療養費等国庫負担金の減額があり、市の負担がふえるとのことであれば、今回、対象年齢の拡大がされた現時点での試算を出していただき、その額が現物給付方式に移行するのに値するか否かを判断できるように示していただければと考えております。

さらに受給者に医療費総額を把握させ公費負担を認識させるために償還払い方式をとっているのであれば、この方式は認識をさせるためだけにわざわざ面倒な手続きをとらせていることになると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

以上のことを踏まえ、早期の現物給付制度の実施を強く望むものであります。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 徳村議員の現行の償還払い方式から現物給付方式への移行の見解という御質問にお答えをいたします。

玉名市子ども医療費助成事業は、疾病の早期治療を促進することによって、子どもの健康保持と健全な育成を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子育てしやすい環境づくりを目的とした制度でございます。子ども医療費の助成方法でございますが、9月議会での答弁や選挙公約で、将来的には次の段階として医療費の現物支給の導入について検討を行ないたいと、日ごろから子育て世代が安心して医療を受けられるように、より利用しやすい制度を行ないたいと考えております。

先ほど、北本議員の答弁のとおり、国民健康保険医療費等の国庫負担金などの課題等を考慮し検討してまいります。

次に、現行の償還払い方式が受給者へ医療費総額の把握及び公費負担を確認するためのものとしたとき、市民からの理解と支持は得られるかと、否かという質問にお答えを

いたします。現行の手続き方法は、平成18年度から開始しております。17年度までに申請書を市役所に取りに来ていただき、医療機関で証明を受け、市役所へ申請する償還払いでございました。申請者の負担が大きいため、医療機関からの協力を得て現行方式に変更をいたしました。当時は、申請書は金券と同様の扱いだからとの医師会の御意見や受給者の医療費の把握及び頻回受診の抑制などの意見がありましたが、改善されたとの新聞報道もございました。子ども医療費支払い通知書により、受診された医療機関や調剤薬局及び助成額をお知らせし、指定口座へ振り込んでおります。現行方式は周知されており御理解は得ているものと考えております。

昨今の情報化や電子媒体の発展、近隣市町の現物支給により、現物給付は現金支払いがなく便利、申請書を書く手間が要らないとの御意見も聞いております。現物給付は、国民健康保険医療費等国庫負担金や事務処理負担など総合的に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 徳村議員の現物給付方式実施時の医療費助成金の増加、国民健康保険療養費国庫負担金の減額での市の負担ということでの御質問でございますけども、現物給付方式を採用した場合の国民健康保険療養費等国庫負担金の減額の措置につきましては、午前中の御質問でお答えをいたしましたとおり、試算ではございますけども、中学生まで拡大した場合、約1,900万円の削減がなされる予定でございます。

しかしながら、削減、負担増ばかりではございません。現物給付の方式は診療報酬の審査支払機関への事務処理等の委託をすること等により、申請の処理に係る人件費などの事務的な経費の軽減も見込めるところでございますので、平成26年度から対象年齢を拡大後の実施状況を踏まえまして、検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 詳しい答弁及び市長の見解をいただき感謝いたします。

とにかく現行の償還払い方式を現物給付方式に移行するのは、他の自治体での実施状況から考えても、取り残されている玉名市が取り組まなければならない案件であるものと思っております。もちろん移行に当たっては、メリットもそして答弁をいただいたデメリットも生じますが、医療機関の事務負担、そして担当部課の職員事務負担が、今回子ども医療費無料化が年齢拡大されたことにより、またふえることをつけ加えるべき

だと感じております。

また、市長が現行の償還払い方式に市民の理解と賛同を得ていると思われているのであれば、一度市民の声を直接、償還払い方式と現物給付方式のそれぞれのメリット、デメリットを説明した上、選択してもらうアンケートの実施を提案するものでございます。申請書と一緒にお渡しし、一緒に回収すれば即、結果を得られるものと思います。ただ、これも市民の手を煩わすものなので、市長の判断で即、現物給付方式へ移行していただくのがベストと考えております。

以上、初めての一般質問で、知悉に足りないところもありましたが、今後も公明党として市民の福祉を第一に考えた一般質問をさせていただくことをお伝えし、私の質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

---

午後 2時28分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番、自由クラブの内田でございます。

まず、交通空白地域対策について一般質問を行ないます。

平成27年には、私たち戦後のベビーブーム世代、いわゆる段階の世代がそれぞれ前期高齢者に達しまして、その10年後、平成37年には全国の高齢者人口は、約3,500万人に達すると推計がされております。これまでの高齢化の問題は、高齢化の進展の速さであったものから、平成27年以降は、高齢化の高さ、いわゆる高齢者数の多さが大きな社会問題となってくるところでありまして、これが2025年問題と称されているところでございます。

この2025年問題においては、医療、介護、年金等の社会保障はもとより、私たちが日常の社会生活を送る各分野にも多くの課題や問題が発生することとされております。玉名市におきましても全国の例に漏れず、過疎化が既に深刻な村もございます。また、住民の高齢化が進む都市部もあります。公共交通機関の再編とともに、交通手段が自家用車だけに頼っております交通空白地域の解消が、私たちの玉名市におきましても喫緊の課題となってきたところでございます。

かつて、日本経済が高度に成長しておりました時代には、同じくモータリゼーション

の進展によりマイカーブームとなり、それぞれ一人一台の自動車が所有されるまでになってまいりました。この自動車社会の進展とともに、公共交通機関の利用者は減少しまして、それにより公共交通事業者の経営は悪化の一途をたどり、また、公共交通の路線の廃止や減便などのサービスの縮小となりまして、さらにまた公共交通機関の利用が減少する悪循環となりました。

その一方で、少子高齢化は急激な進展を見せておりまして、それにより高齢者社会は、増加の一途をたどり高齢者みずから自家用車を運転する能力にも限界があり、また、増加傾向にある高齢者の事故を未然に防ぐための免許返納者も年を追うごとに多くなっております。このことは、高齢者の方々によって市役所を初めとします官公庁での手続きや、あるいは銀行、病院、買い物などの日常生活を送る上で大きな支障となっていておりまして、公的支援制度の導入がぜひとも必要となってきたところでございます。

このような背景によりまして、玉名市におきましては、赤字路線バスの代替手段としまして、合併後の平成19年4月からデマンドタクシー方式の「みかんタクシー」を天水地区に導入し、これは地域住民にとりまして非常に利便性が向上したと評価をいただいております。また、今年の10月からは、横島地区、岱明地区におきまして、それぞれ「いちごタクシー」「しおかぜタクシー」と称しまして、来年4月の本格的導入に向けて現在、デマンド型が施行されているところです。ただ、現在のデマンド型の導入は、赤字路線バスの代替としてのものでありまして、もともと公共交通機関が通っていない地域は、原則として対象外となっております。公共交通機関から遠く離れ、その公共交通機関の利用が困難な交通空白地域におきまして、移動手段を確保を目指すとして政令市の熊本市を初め多くの先進的な自治体が、コミュニティ交通の導入を進めつつあります。

そこでお尋ねをいたします。

1点目に、玉名市の公共交通の総合連携計画はどのようになっているのか伺います。

2点目に、現在の玉名市におけます交通不便地域、また交通空白地域は、どの程度存在するのか伺います。

3点目に、交通空白地域の解消策としてどのような方策が検討されているのか伺います。

次に、下水道使用料金の賦課漏れ、未徴収の対応について一般質問を行ないます。

玉名市の9月定例会において、平成12年度から平成25年度までの10数年間にも及ぶ、本来徴収すべき下水道料金約1,200万円が未徴収だったことが明らかとなったところでございます。これは市民からの投書が発端となり、一般質問等々で判明をしたところで、未徴収は一般住宅32件、事業所7件の39件で、このうち件数として3

4件、金額として1,200万円のうち、その大半を占める1,030万円は、転出・転入の際の職員の入力ミスにあったとされており。また、残る5件、金額にして約170万円は、市が指定する業者が施工し、市に申請すると条例で定めているにもかかわらず、施工業者がその届出をしなかったとされており。

市はこの事案を受けまして、請求の時効が成立していない料金、概算で当時約500万円についてはさかのぼって徴収する方向で検討し、接続の届出をしなかった業者には処分も考えているとされているところでございます。この下水道料金徴収ミスの実態判明後の玉名市議会決算特別委員会におきましては、当然この事案が決算審査の焦点となりました。市当局の事務処理の不手際やその後の対応、対策の遅れなどが指摘され、この決算特別委員会において平成24年度下水道事業会計決算を不認定とし、また、9月25日の本会議におきましても、決算特別委員会同様に不認定となったところでございます。

かつて昇給人事と不適切な随意契約の件で不認定となった平成21年度玉名市一般会計歳入歳出決算に次いでの不認定でありまして、一期4年間の在任中に2回もの決算不認定を受けました高寄市政は、三たびこのような不名誉で、また、玉名市民の納税意欲を著しく減退させることがないように、最大限の緊張感と責任感を持って各事務事業に当たらなくてはなりません。また、今定例会の初日に、執行部より全員協議会において下水道使用料の賦課漏れに係る調査結果報告が提出をされ、その説明がなされたところ。この説明によりますと、前回の中間報告から新たに13件の賦課漏れが判明し、賦課漏れ件数が39件から52件へと未徴収金額も約1,200万円からほぼ倍増の総額約2,370万円となっております。それに伴い、地方自治法による消滅時効分は約1,000万円となり、多額の未徴収金が徴収不能となり、ひいては玉名市民に多大な損害を与えたこととなっております。

そこで伺います。

まず、1点目に、未徴収の多くの部分が転出・転入時の入力ミスとされておりますが、当時の転出・転入時のチェック体制はどのようになっていたのか。また、この事案の判明後に、どのような改善策を講じられたのかを伺います。

次に、玉名市の指定業者には、今回の事案、無届施工を受けてどのような指導をなされたのか。また、その接続申請をしなかった業者には処分も考えているとされておりましたが、どのような処分をなされたのかを伺います。

3点目に、調査報告書において平成23年7月ごろにメーター検針員から指摘があつて、それを調査したところ賦課漏れが判明したとありますが、その時点で今回のような調査を集中して実施していれば、被害金額も最小限度にとどめることができたものを、なぜ早急な対応や本格的な調査を行なわなかったのかを伺います。また、平成23年7

月ごろに、今回の事案が判明しており、集中的、本格的な調査が約2年以上遅れたことになりませんが、その間の時効消滅による被害額はどの程度になったのかを伺います。

次に、今回の事案が平成23年7月ごろに判明をしておりますが、この事案について市長、副市長がいつごろに把握をされたのか。また、どのような対応を指示されたのか伺います。

次に、12月定例会も下水道特別会計予算において過年度損益修正益として719万5,000円が歳入予算として計上されており、請求可能金額は約1,282万円と報告書にありますが、その差額分の約560万円については、いつの時点で歳入予算として計上されるのか伺います。

次に、事務処理のミスやその後の対応の不手際により、下水道事業加入者に多大な損害を与えたことを受け、市長、副市長は管理・監督者として、それぞれみずからの処分について給料の10分の1、1カ月間の減給条例を今議会に追加提案をされております。また、関係職員7名については、12月3日の懲戒審査委員会において、口頭での厳重注意としたとの報告がなされましたが、これだけの被害・損害を市民がこうむった事案についての処分としましては、これと類似した自治体の処分例と比較をしましても、余りにも軽度なものと考えております。もちろん処分を重くすることが、それ自体が目的ではなく、このような事案が再び起こらないよう、再発防止の観点からも、市長、副市長の減給条例の内容、また職員への口頭での厳重注意とした内容は、私は不適切なものと考えておりますが、市長の答弁を求めます。さらに、関係職員の口頭による厳重注意は、その関係職員の給料等にどのように反映され影響されるのか伺います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 内田議員の交通空白地域対策についてお答えをいたします。

本市では、公共交通の課題を整理し、持続可能で効率的な地域公共交通体系の実現を目指すために、市民や利用者のアンケート、交通事業者ヒアリング等を行ないまして、地域住民代表や交通事業者等で組織いたします「地域公共交通会議」における協議を経て、平成24年度に「公共交通で実現させる便利で快適なまちづくり」を基本理念に掲げた「玉名市地域公共交通総合連携計画」を策定をいたしております。公共交通総合連携計画では、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間におきまして、バス路線の運行の効率化、公共交通不便地域の解消、既存の公共交通の利便性の向上、公共交通の利用促進の4つの基本方針を定めまして、その実現に向けて10の事業を実施することといたしております。10の事業のうち、短期的に優先すべき事業として位置づけられた「市内完結バス路線の乗り合いタクシーへの転換」の事業実施により、利用



者が少なく非効率でありました鍋線及び横島線の2つのバス路線を廃止いたしまして、それにかわる公共交通として、本年10月から予約制乗り合いタクシーの「いちごタクシー」「しおかぜタクシー」を導入しております。

次に、公共交通の利用が不便、あるいは利用できない地域がどの程度存在するのかということでございますけれども、公共交通総合連携計画の中で、位置づけは行なっていないため、世帯数等の詳細は把握しておりません。しかし、同計画におきましては、公共交通不便地域と位置づけしたところについては、市の郊外を中心に広範囲にわたって点在しているほか、中心部付近におきましても一部に存在していることを課題として掲げております。

今回、運行を開始いたしました「しおかぜタクシー」と「いちごタクシー」によって、鍋校区から横島校区までの有明海沿岸部では、交通不便地域が解消したものの、路線バスは、市内において国道や主要な県道上を中心に運行しております。集落単位での交通不便地域がまだまだ多いことは十分に認識をしております。このような市内に点在する交通不便地域の解消に向けた公共交通の導入は、公共交通総合連携計画におきましても、中・長期的な視点で検討すべき事業としているところであります。今後、他地域でバス路線の運行効率化を進めながら、それぞれの地域特性に応じた公共交通体系の検討を行なう必要があるというふうに考えております。

本市におきましても、先ほど議員がおっしゃったとおり、これからも高齢化や核家族化が進行することが予測されることから、交通不便地域における移動手段の確保に向けまして10月から運行いたしました「しおかぜ・いちごタクシー」の導入効果の検証を行なうとともに、先行自治体の事例を参考にしながら、どのような公共交通がふさわしいのかも含めまして、来年度から導入に向けた具体的な研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企業局長 植原 宏君。

[企業局長 植原 宏君 登壇]

○企業局長（植原 宏君） 内田議員の下水道使用料の賦課漏れ、未徴収の対応についての質問にお答えします。

まず、転入・転出の際のチェック体制につきましては、以前は、水道、下水道とも、接続済みの世帯におきまして、転出されたあと別の方が転入された場合、まず水道課へ給水申込書を提出されます。その後、給水申込書に基づきまして、料金システムに入力をいたします。その後、下水道課へ連絡することになっておりますけれども、このときの情報の共有・連携がうまくいかず、結果といたしまして水道料金のみ賦課となりまして、下水道使用料の賦課漏れが現実的になってきたということでございます。

現在ではお客様センターで一括して入力しておりまして、その後、担当者が給水申込

書をもとに入力をチェックいたします。さらに管理者がチェックを行っております。そのあとに申込書を、今回は下水道課まで連絡いたしまして、その後、下水道課の職員が再度チェックということで改善しているところがございます。この改善によりまして、今後は議員も言われましたように、今回のような事例がないように最善を尽くしてまいりたいと思います。

次に、無届け施工の指定工事店への指導及び処分についてでございますが、下水道への接続の際は、玉名市下水道条例に基づきまして、住民の皆さんから排水設備台帳の提出により申請をしていただかなければなりません。この申請は、熊本県下水道協会の認定試験に合格しました責任技術者を有する指定工事店が代行して行っております。責任技術者につきましては、下水道条例など法令の遵守を義務付けられておりまして、熊本県下水道協会主催の更新講習会の際も、これらの点につきまして繰り返し指導されているところであります。また、本市におきましても、新規で玉名市の指定工事店に登録された業者に対しまして、条例や施工上の注意点などの指導を行なっているところがございます。今後はさらに法令の遵守を含めまして、指導を徹底してまいりたいと考えております。

また、業者の処分につきましては、課のほうで、この玉名市の指定工事店停止の方向で期間を選定して、停止するというところで検討しているところがございます。また、市の条例等に基づきまして、指名停止等の処置も含めて契約検査課とも協議するとともに、指名審査委員会の指導も受けながら今後処分について考えてまいりたいと思います。

次に、23年7月に発覚した時点で全体の調査を始めていたら、もっと短時間で調査が終了し、時効による消滅額も今より少なかったのではないかと、また減額があればどの程度のものかという質問でございますけども、平成23年7月に賦課漏れを1件確認後、同年10月にもう1件確認いたしました。その時点におきましては、個別の対応で可能と考えておりました。しかしそのような状況下、翌平成24年1月に4件の賦課漏れを確認するとともに、他自治体におきまして賦課漏れについてもいろんな情報がありまして、それを収集する中で、その結果、本市におきましても全体的な調査が必要との結論に至りました。そういうことで平成24年度から本格的な調査に着手したところがございます。調査は、提出済みの排水設備台帳と下水道使用料などを管理いたします上下水道料金システムを突合せまして、それでおかしいところにつきましては、さらに現地に出向きまして、現地の確認を行なうというシステムで今回の調査を行っております。下水道課といたしましては、今回全世帯約1万3,000件の対象箇所につきまして調査を行なっていく中で、確認した案件につきましては、戸別訪問の上説明して現在賦課をしております。過去の遡及によります請求額につきましても今後請求してまい

りたいと考えております。

次に、補正の件であります。今回、今議会におきまして全員協議会で御説明しましたけれども、賦課漏れ件数、全件で52件、総額2,377万1,624円、そのうち地方自治法によります金銭債権の消滅時効を除いた請求可能金額は、1,282万3,140円となっております。12月議会におきましては51件分の請求可能額752万6,000円を計上しているところでございます。これにつきましては、1件分が12月の補正の議案提出に間に合いませんでしたので、3月議会におきまして補正をお願いする予定であります。この件につきましては、既に相手方との交渉、協議を行ないまして相互に確認をし合っているところでございます。

今後、この下水道賦課漏れにこれだけありましたけれども、事務処理につきましては一層の注意を払いまして、賦課漏れ防止に努めまして、市民の皆さまに信頼していただけるよう、適性で公平な事務処理を行なっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 内田議員の質問の中で、私への報告はいつ受けたのかという、また、指導等をどのように行なったのかという質問にお答えをいたします。

下水道使用料の賦課漏れにつきましては、平成24年度から下水道課で本格的な調査を進める中で、平成24年8月と12月に状況及び経過の報告を受けてきたところでございます。また、全容の解明に向け、早急に調査を行ない、再びこのようなことがないよう、適性で公平な事務処理に努めるよう指示してきたところでございます。

また、未徴収の対応についてにお答えをいたします。

下水道料金の賦課漏れにつきましては、その原因の大半が水道課と下水道課の事務的な連携ミスによるものであります。よって、地方公務員法第29条第1項に定める懲戒処分としての性格のものではないとの分限懲戒審査委員会での判断があり、指導的な措置として昇給等への影響のない口頭嚴重注意を行なうべきとの答申を受けたところでございます。

私も職員個人の法令違反や重大な職務専念義務違反が特定されない限りは、安易に懲戒処分を科すべきではないと考えており、賦課漏れ発生時の管理職員への口頭嚴重注意は、他自治体で発生した同様の事例に対する処分内容と比較しても妥当であったと考えております。

また、御質問の平成23年7月の1件の賦課漏れ発覚から調査まで2年かかったことによる時効消滅の増大に対する処分についてでございますが、先ほど答弁があったとおり、賦課漏れの事案が個別のケースではなく、全体的な調査が必要と判断した平成24

年4月には本格的な調査を開始し、1万3,000件の調査を担当職員が全力で行なってきたところでございます。全体的にこれだけの件数を把握するには、当然にそれなりの時間も必要であることから、決して個別の職員に対して賦課漏れ発覚から2年間の職務怠慢で処分するような内容ではないと考えております。とは言え、現実的に玉名市が52件2,400万円近くの賦課漏れを発生させたことは事実であり、賦課漏れについて把握できなかった組織的な責任を踏まえ、私と副市長ともども、市民の皆さまへのお詫びとして、自主的に減給を行なうこととしたところでございます。今後も職員の懲戒処分に関しては、これまで同様、人事院の指針や他自治体の事例を参考に厳正に行なうてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） まず、再質問の交通空白地域対策について再質問を行ないます。

まだ玉名市においては、交通空白地域あるいは不便地域のそれぞれの地域設定はしていないということでしたが、ぜひこれは早目に進めていただきたいと思っております。この交通空白地域あるいは交通不便地域で、安心して社会生活を営む上では、何らかの公共による政策を導入することが必要だと考えております。玉名市におきましても、交通空白地域あるいは交通不便地域を解消すべく、できるだけ早急な制度化を切望するところでございます。

次に、執行部の見解を伺います。

次に、公共交通網の整備につきまして、沿線に住宅等の建設が進み、路線バスの必要性が特に高まっております。築地・立願寺線についての公共交通の整備についてはどのような方向で検討されているのか伺います。

2点目に、下水道使用料の賦課漏れとその対応について再質問を行ないます。

まず、補正予算につきまして、来年の3月にはその残額をすべて計上するという答弁でございます。その時点で今回の事案のすべての債権が確定をするのか伺いたしたいと思います。

次に、答弁によりますと事務的なミスによるものだから懲戒処分の対象ではなく、経済的損失のない口頭嚴重注意をしたということですが、これは人間が行なうことにミスはつきものでございまして、私が問題としておりますのは、ミスをしたことではなく次の2点にあります。

まず、その賦課漏れの時点について、市長への報告が平成24年8月と同じく平成24年12月に報告があったと、これは知り得た時点で、直ちに私は議会に報告すべきで

はなかったかと思っております。これだけの事案について何ら議会への報告もせず、それが本格的な調査を遅らせた一つの要因ともなっております。それにより被害は拡大し、時効消滅を拡大させたのではないかと考えております。

また、担当の管理職にしましても、23年7月に発覚したにもかかわらず、集中的、本格的な調査を進言・実施することもなく、それがまた同じく被害を拡大させ、時効消滅を拡大させたことにもなります。時効消滅分については、はっきりした答弁はございませんでしたが、12年間で2,400万円近くの賦課漏れがあっておりまして、推測をしますならば、平成23年7月発覚以来、もう2年数カ月たっております。恐らく400万円以上の時効消滅が増加したものと思っております。その分請求不能となり、ひいては市民に多大な影響を与えたこととなります。それに対する市長、副市長の減給処分については、また同じく管理職職員の口頭嚴重注意では、私は適切な処分ではなかったと思っておりますし、また、多くの玉名市民もこの処分では納得できるものではないと考えております。このままでは私は身内に甘く、緊張感のある行財政運営はなかなかできかねると考えております。今回、これだけの損害を与えた事案に見合う、市長・副市長等の処分が私は必要と申し上げているところでございます。

そして、処分するだけでは不十分で、問題の本質を明らかにして二度とこのような玉名市民に多大な被害を与えることのないようなきちっとした制度を考えて、運営すべきであろうと考えております。

市長と分限懲戒審査委員会委員長であります副市長の答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

御指摘の都市計画道路「築地・立願寺線」沿線を中心といたしました築山地区は、近年、住宅や商店、病院などの集積が進むなど、新しい住宅地としての人口が伸び続けていることから、公共交通に係る一定の需要は見込めるものの、路線バスが運行していないために、公共交通の利用が不便な地域でございます。その状況の改善が必要であるという事は理解をしております。

また、その一方で、市の中心部において各方面のバス路線が入り組んで設定されていることから、どのバスに乗ればいいのかわかりにくく利便性が低いというふうな課題もでございます。来年度の新庁舎移転に伴い、必要となりますバス路線の再編とあわせまして、築山地区へのバス導入についてもですね、需要の把握を含め検討を行なっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企業局長 植原 宏君。

[企業局長 植原 宏君 登壇]

○企業局長（植原 宏君） 内田議員の再質問にお答えします。

3月補正後の残額はないのかという御質問ですけれども、今回、1万3,000件の全世帯を調査完了しております。ないものと考えます。

それから、事務処理に当たりまして、今後、議員御指摘の点も含めまして、職員一同さらに気を引き締めまして、事務処理に万全を期してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、平成24年4月から賦課漏れに係る全体的な調査を進めているとの報告を受け、さらなる拡大を防ぐべく全容の解明に向けた本格的な調査を指示をいたしました。

また処分につきましても、全国の事例を参考にしながら、先ほど申し上げましたとおり、みずからの減給を行なうとともに、業務管理に適性を欠いたということで、口頭厳重注意を行なったところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 副市長 築森 守君。

[副市長 築森 守君 登壇]

○副市長（築森 守君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

分限懲戒審査委員会の委員長を仰せつかっておりますので、担当部長、担当課長を呼んで事実の確認を、審査会に呼んで確認をいたしました。そういうことで先ほど市長が答弁しましたように、人事院の指針、あるいは近隣市町、全国的な市での分限の内容等々も審査の中に入れ、そして市長の答弁にありましたような処分の決定をしたというようなことでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） これは、近隣あるいは全国的な例を、判例を参照して懲戒処分を行なわなかったと、こういうことですかね。懲戒処分ではなくて、これは懲戒処分に当たりませんですね、給与に反映ないということは、懲戒ではなかった、懲戒には当たらんと、こういう考えで懲戒処分に当たらない方法をとられたと。ただ、同じくこれは全国的ということでございましたが、堺市で同じく水道料金のこういう、ほぼ同じ問題がっております。その時点で、それはまだ中身ははっきりはわかりませんが、職員3

8人を処分なさって、同じく砥部市の市長・副市長につきましても1カ月、それと広島  
の三原市おきましても同じ事例があっておりまして、これは市長が10分の2、副市長  
が10分の1で、職員の9名を減給等々の懲戒処分にしたという例もございます。どう  
か私も先ほど申しましたように、処分を重くすることが目的ではなく、再発防止のため  
等も含めて、そしてこの事案がはっきりわかったあとの対応そのものが、私は遅く、そ  
してまた、それがゆえに徴収不能金、いわゆる消滅金を多くさせた。ここに一つの大き  
な問題があるというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

○議長（作本幸男君） 20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 自民党員の田畑でございます。新風玉名に所属しておりま  
す。よろしくお願いいたします。

昨今のこの日本の農業政策を見ておきますと、大きな農業の転換期を迎えておると思  
います。毎日、新聞など広げて見ますと、いろんな見出しが出ております。これは私は  
熊日しかとっておりませんので、熊日でございますけど、官邸主導で農政が急旋回しと  
るとか、議論わずか1カ月で決着とかですね。直接支払い自民了承、全農地に新交付  
金、米政策転換を決定とか、減反見直し案、農家は不安が解消せずとか、いろんなこと  
が載っております。内容について、皆さん当然もう御存じだと思いますので、この場にお  
いては省略いたしますけども、日本の国際情勢をずっと見ておきますと、自由貿易協定  
F T Aですか、フリー トレード アグリメント (Free Trade Agreement) に始まり、  
経済連携協定E P A、エコノミック パートナーシップ アグリメント (Economic  
Partnership Agreement) そして今、大変この環太平洋連携協定が正念場を迎えており  
ます。T P Pと言うんですかね。トランス パシフィック パートナーシップ (Trans-  
Pacific Partnership) と言うんですか。これが交渉が最終段階にきております。日本  
の主張している聖域にですね、手をつけるようになるのか、ならないのか。その国がそ  
のために事前政策として、農政改革を急いでいるように見受けられます。

T P Pの合意は年内できませんで、とうとう年越しになりましたけども、それにいた  
しましても、私は生産性の集約・大型化、合理化にはですね、もちろんそれでいいこと  
だとは思いますが、ただ、集約・大型化だけが日本農業のあるべき姿ではないと  
私は思うところです。もちろん集約・大型化できる範囲内はですね、そうであるべきだ  
と思うんですけども、日本特有の地形や構造、環境から考えますと、中山間地が多く、  
その集約・大型化政策と並行してですね、中山間地の農地を守り、耕作放棄地が出ない  
ように、地域の集落を守る政策をさらに強化することが大事じゃないかと、私は思うと

ころです。

私は国会の先生方によく会うときは必ず、こういったことを今まで話しをしてきました。減反制度廃止、補助金見直し、この機会にですね、日本型直接払いの制度が、来年14年度からですか、創設され、耕作放棄地の発生などを防ぐ農地維持支払いと用排水路や農道整備など、農村の環境を守る、環境をよくする資源向上支払いの2種類の政策が構成されているようです。支払い金額はですね、都・府・県、北海道で細かく分類されておりますので、内容詳細については、この場で省略いたします。このような政策が、耕作放棄地を出さず、日本の中山間地の農地を守ることのできる基本ではないかと、私は思います。

私の考えることはですね、よく新聞紙上などで見ます。トラクターが崖から落ちて、農道から落ちてトラクターの下敷きになって、よく亡くなっていたとかですね、そういった件数を見ますと、だいたい死亡された方を見ますと高齢者が99%、まさに日本の農業の一面を見るような気がするわけです。本人の運転ミスもこれは当然あるかと思えますけども、全体的にはやっぱり農地に通じるその農道ですか、里道ですか。十分整備されていないのが大きな原因でもあるかのように、私は見受けます。

昨今の、そしてこれからの農業生産者の厳しい状況を、環境を考えるときですね、多くを農道としての使命を持っている里道の舗装、用排水路の新設、改良などは積極的に整備して、生産効率の向上を図る施策をお願いしたいというところでございます。

事業の例として、市土地改良の事業で、小さな事業、解決できる事例が多いかと思えます。この事業も10何年前にですね、1回の事業費を70万円に引き上げていただいて、7:3とした記憶がございます。10年一昔、10何年も前の制度がですね、現在もそのままでは、玉名市の行政も後退しているんじゃないかというような意見も市民の目線から意見もございました。毎年、毎年この未処理申請件数も多く、改善が見受けられておりません。予算の増額を確保してですね、1回の事業費をせめて80万円から100万円ぐらいに引き上げて、8:2の割合の事業として、農業政策の脇役と言いますかね、そういった充実を図っていただきたいとの多くの声が寄せられております。

一挙に100万円といいましても、無理なことであればですね、最低でも10万円ぐらい引き上げて、1回の事業費を80万円ぐらいに引き上げて、8対2の割合にしていただけなら、もっといいかなという意見を多く寄せられております。ただ、私としても強くこのことについては要望をいたします。

毎年、繰越件数がですね、非常に多いようでございますので、絶対繰り越し件数のないようお願いしたいというところでございます。

それから、これはちょっと取ってつけたような形になりますけども、農家の所得補償制度によりですね、支払いされた支給金の金額がですね、実質的に作付けされた面積よ



り多い面積で支給されているケースがありはしないかということに、ちょっとあるところで、そういった指摘がございました。またその基準の面積の数値ですね、どこの行政の中で、どこの数値でその決済をされているのか。確認のために公表をお願いしたいと思います。

続きまして、交通渋滞についてお尋ねします。

この件につきましては、この箇所についてもですね、過去にも早急な改善の検討をいただくように、市民の目線、市民の声として行政をお願いしてあります。

今回も何人かの方に、「あそこの信号はどぎゃんかならんとかい」という意見が多数寄せられました。私もその後の検討課題について、行政のほうからも聞いておりませんのでですね、以前にも改善の要望してあるから、検討中だろうということだけしか申し上げておりません。玉名バイパスの開通によりですね、208号線自体の渋滞は緩和されたように見受けられますけども、一方、伊倉方面からの渋滞が慢性化している状態であり、近々の改善の必要性があると判断して、早急な検討をお願いするものであります。

渋滞しておりますときはね、通常行く方面によりましたら、小島の大橋を回ったり、あるいは運動公園を通り抜けたりしてですね、その対策をとっておりますけども、非常に不便さを感じている人たちが多くははずでございます。

ところでですね、前回、私がこの渋滞問題を提起したあと、今日までどのような検討されたのか。その辺のこともお示しを願いたいと思います。

次、契約と検査について。

この件に関しましても、全く市民目線と言いますか、意見が寄せられたわけでございます。一言で言えば、契約検査課となっている現状を考えると、市民から見た感覚と言いますか、納得できないというか、理解しにくい、そういった疑問を感じての市民の感覚だと思います。

私は玉名市の議員でもございますので、市役所に入出入りするのはたびたびありますね、日ごろ職員の皆さん方の真面目な働きぶりを見ておりますので、どうしても思いやりを持ってこう見る気持ちが強いんですね。この件に関しましても、市民の視点は、同じ課で業務を管理していることが問題だと見方をしています。市民からの陳情は、私に対しても、どちらかといいますと土木関係が多いんでございますので、用件がそういったものに集中しますから、私もよく土木課には出かけますけども、行きますと大体、役付の方、管理職の方々は、検査に立会いに出るとか、現場立会いしてるとかいう、そういうことがたびたびございます。だから直接の事業課も検査に立ち会って、最終的な確認はされている、業務の流れからしまして問題は、私は発生しないと判断するところでございますけども、契約・検査・検収は、全く独立した課でする方法をとるのがわ

かりやすいとの疑問点を聞きました。そういうことでこの3つについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 田畑議員の土地改良事業についての御質問にお答えをいたします。

土地改良事業につきましては、現在、市より玉名市土地改良区に補助金として年間1,510万円を補助しております。内訳としましては、原材料費が180万円、機械借り上げ料が550万円、単市補助事業、議員先ほど申されましていわゆる7:3事業が780万円でございます。このうち、単市補助事業の主なものにつきましては、用排水路の改修と農道の舗装でございます。土地改良区によりますと、これらの要望が最も多く、やむを得ず次年度で対応しなければならない場合もあるということでございます。

先ほどおっしゃいましたように、農業情勢が大きな変革のときを迎えまして、本市におきましても、耕作の利便性を向上させ農業の活性化を図らねばならないという認識を持っております。そこで、平成26年度から特に要望の多い農道舗装につきましては、地元負担を2割とした単市補助事業を試行的に実施するよう計画をしているところでございます。あわせて1地区につき、おおむね70万円の未満の工事費の規定につきましても、今後、要望内容と件数の推移を考慮しながら、引き上げを検討してまいりたいと考えております。

次に、経営所得安定対策のデータの確認方法についての御質問にお答えいたします。

経営所得安定対策の米の直接支払交付金につきましては、米の生産数量目標に従って生産を行なう農業者に対し、作付面積に応じて10アール当たり1万5,000円が交付されるものであります。経営所得安定対策の事務の流れといたしましては、まず、農業委員会の農家台帳の情報をもとに受付台帳を作成いたしまして、4月に行なっております米生産調整受付時に各筆ごとの作付作物及び個人間での圃場の貸し借り状況を把握しております。経営所得安定対策加入者の作付の確認方法としましては、水稻以外の作物につきましては、7月から8月にかけて、市及びJA職員などによります現地確認を行なっております。また、水稻は原則として農業共済組合の共済引き受け面積と当該台帳突合により確認し、農業共済未加入者の圃場につきましては、現地確認を行なっているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

[市民生活部長 北本義博君 登壇]

○市民生活部長（北本義博君） 田畑議員の高瀬大橋の渋滞緩和についての御質問にお答えいたします。

渋滞の緩和の改善状況につきまして、玉名警察署に確認いたしましたところ、玉名市桃田交差点の時差式信号の時間調整につきましては、平成24年11月に県警本部において実施されており、県道側の青信号の長さを調整しているとのことでした。当該箇所の信号機は、国道208号の八嘉小学校前交差点から、同バイパス合流地点の開田交差点までが連動しておりまして、主道路であります国道の交通渋滞を第一に優先されておりまして、信号機の時間調整は他の交差点の交通状況にも影響を及ぼすことから、この区間の交通事情を十分考慮した上で調整になるということでございます。

議員から、現在も交通渋滞は解消されていないとの御指摘ですが、最近では立願寺横町線の供用開始、また、大型商業施設の開業等もあり、国道208号及びその周辺道路の交通状況も大きく変化しているところでございます。

今後関係機関と連携を図りながら、交通渋滞の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 田畑議員の契約と検査の仕組みについてお答えをいたします。

まず、契約であります。基本的なことではありますけれども、公共工事の請負や工事にかかる測量・設計などの業務委託を行なう際に、業者との間で工期や請負代金金額などをお互いに取り決め約束するものでございます。

契約までの概略の経緯でございますけれども、工事担当者が作成いたしました設計図書等の内容に応じて、契約検査課契約係が入札の参加資格を審査をいたしまして、工事指名等審査会を経て、入札参加業者を複数指名し、あるいは公告により業者を募って競争入札の方式により落札したものを契約の相手方といたします。

契約締結後は、工事担当課が工事の進捗を監督し、請負業者と協議しながら定められた工期内で完了するよう、適正な工事の施工管理に努めておるところでございます。

次に、検査でありますけれども、検査の契約の目的物が契約内容どおりの品質を確保しているかどうか、施工方法が安全かつ適正であったか、代価を支払うに足りるものであるか等を確認するものでありまして、工事担当課からの依頼を受けまして、契約検査課の検査係の検査委員が、第三者的な立場に立って慎重かつ適正・厳格に行なっております。

議員の御質問は、契約をする部署の職員が契約検査をするのはいかがなものかとの御指摘でございますが、契約を担当する職員も竣工検査を担当する職員も、工事担当課の

職員とはそれぞれ契約係と検査係として独立をしております、第三者的な立場にあることで、工事の施工に関する的確な助言や指導を行なうとともに、不適正な工事に対しては厳しく対処するなどチェック機能を十分に果たすこともできますし、工事の品質向上や業者の技能向上にも資するものと考えております。

そういったことから、玉名市事務分掌条例施行規則におきましても、建設工事の請負契約及び検査に関することは、契約検査課の事務分掌となっており、契約検査課の契約係、検査係としては、契約と検査業務をそれぞれ第三者的な立場で行なっているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 市土地改良の施策ですね、これは十何年前に先ほども言いましたけども、そういった提言をして改革をしていただきました。しかし、それを延々と続けるのが能じゃない。伝統文化の継承ならばですね、年を増すごとにその重きを増してきますけども、農政問題は日々進歩、著しい変化を遂げております。土地改良事業もそういった観点からして、事業政策も前進があってもいいんじゃないかという、私もそう思っておりましたけども、そういった関係の方々から非常にそういう声をいただきました。それで部長の答弁の中に、地権者負担が2割にするような話もございました。それで、その1事業の金額がちょっと示されなかったと思うんですが、幾らまでぐらい引き上げるのか、その辺は出ておりませんか。もし出ておれば、その辺もちょっとお尋ねしたいと思いますので、ぜひ、そういうことをお願いしておきます。

それと、2割にするのは農道だけなのか、用排水路もするのかという点ですね、その辺もちょっとあわせてお願いします。

それから交通渋滞についても玉名バイパスの開通にあわせて、私は解消まではできなくても、少々緩和されるかと期待した人たちも多々あったかと思えます。この件も延々とこのままでいいのかということではならないと思うんですね、何らかの検討課題になります。先ほど部長のほうから答弁いただきましたが、208号のほうの青信号を少し調整してあるということでございますけども、私たちはいつも向こうの伊倉のほうから来ますから、いつも経験するわけですね。いつも信号を2回、3回待たないかん。そういうことが多いんですよ。それで今朝はですね、今朝は一台も信号にとまってなかった。私が一番前の停車、車でしたけど、そういうこともたまにはあるということもお知らせしておきます。

それから契約検査課のことですけど、担当事業からですね、契約検査課の職員に何も市民の方が疑いを持って、何か悪いことしてるんじゃないかとそういった疑いを持って

今回の私に対する質問をしてくれということではなかったんですね、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

ただ、市民からの目線として、契約と検査課が同じ課で処理されていることに疑問を感じるのと市民の感覚です。いい機会でもありますのでですね、契約と検査の担当が別々、独立した第三者的な立場で、何か権威を持って不適切な工事、あるいはその的確な助言・指導、それから厳しく対処している。チェック機能を十分に果たし、工事の品質向上や業者の技能向上に資すると答弁をさっきいただきました。この辺がちょっとひっかかるんですけども、業者向上に資するという答弁をですね、ちょっと私はそれにひっかかって、全体的には職員の皆さん方の努力に対して、安心感を持って今、聞いておりました。しかしその部分がちょっとひっかかりますのでね、それならばですね、物事にはついでということもありますのでこの機会に聞いておきます。

答弁の内容をですね、補足できてない一面もあると思うんですね。例えば、建築関係のことであれば、建築一級士が、技能を免許取得した人が検査、検収するとかいうことが例えばですが、あると思うんですけども、答弁の中に業者の技能向上にまで資するというそのことにちょっとひっかかりましたんでね、契約検査課においてですね、検査担当ですね、職員の方がどのようなその土木関係あるいはそういった必要な技能免許を持った人が、検査、検収にあたっておられるのか。その辺が私の知らない分野ですから、ぜひちょっと教えてほしいんですね。

恐らく私に寄せられた方も私がこういった報告しますと、その辺のことを必ずお尋ねされると私は思うんですよ。その辺をぜひちょっと、この辺のことをぜひ公表というか、どういった技能習得を持った人が、免許取得された方が検査、検収に当たっておられるのかですね、その辺をちょっと一言お願いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

2点だったと思います。まず、26年度から2割としているのは、農道舗装だけなのかという問題と、もう1点、上限の70万円を幾らに上げるかという、この質問だったと思います。

まず、70万円につきましては、先ほど答弁しましたとおり、金額ははっきり決めておりません。ただ、要望内容と件数の推移を考慮しながら引き上げを検討するというところでございます。

もう1点、2割につきましては、要望の多い農道舗装についてを、とりあえずは2割というふうに考えております。

この2点とも、どちらにしても市の財政負担を伴いますので、財政課との協議を踏ま

えて、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 田畑議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどお話がありました建築関係でございますけども、建築関係につきましては、建築士の免許を持った住宅課の職員あたりを依頼して検査を行なっております。

それと契約検査課の中に技術者2名おまして、その2名で検査等行なっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 土地改良の件につきましてはですね、できるだけ森本部長だったかな、できるだけ金額を引き上げていただいて、8：2の割合で、やり残しがないように、ひとつよろしく願いしておきます。

それから最後の契約検査のことですけども、業者の資質に向上するというそのことというのは、やはり業者さんというのはいろんな免許を持っておられますね。土木に関しても、それ以上のことを持ってないとですね、業者さんのまた資質を向上するまでのですね、意見とかそれはできないと思うんですね。その辺のどういう免許を持っているのか、どういう技術の免許を修得しているのか、その辺を尋ねたんです私は。そうでないんですね、業者さんまでそういった高度な土木関係のいろんな技術修得の免許がないんですね、指導はできないと思うんですね。その辺はどうかということを私、お尋ねしたんです。だけどもう再質問になるからもう言いませんけど、その辺はちょっと勉強してくださいよ。お願いしておきます。

○議長（作本幸男君） 以上で、田畑久吉君の質問を終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明13日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時36分 散会

第 3 号

1 2 月 1 3 日 (金)

## 平成25年第5回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

平成25年12月13日（金曜日）午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 19番 中尾議員
  - 2 10番 田中議員
  - 3 5番 城戸議員
  - 4 23番 吉田議員
  - 5 13番 福嶋議員
- 散会宣告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 19番 中尾議員
  - 1 市内一円道路整備について
    - (1) 市道・農道・その他の道路について
  - 2 鳥類被害について
- 2 10番 田中議員
  - 1 予防医療の推進について
    - (1) 成人歯科検診の導入について
    - (2) 小中学生の洗口運動について
- 3 5番 城戸議員
  - 1 選挙公約におけるサッカー場建設について
    - (1) 収容規模は
    - (2) 費用（財源）は
    - (3) 建設場所は
    - (4) 建設する期間は
  - 2 中心市街地活性化について
    - (1) 玉名市現庁舎跡地利活用計画は
    - (2) プレミアム商品券の実施期間及び予算規模は
    - (3) 商店会加入促進条例制定は
- 4 23番 吉田議員
  - 1 教育問題
    - (1) 小中一貫教育について



- ア 小中一貫教育の不安について
- イ 「課題についての報告」についての思い
- ウ 小中一貫教育推進フォーラムについて
- (2) 図書館について
  - ア 「ラーニングコモンズ」について
  - イ 図書利用者について
- (3) 玉名町小学校の運動場拡張と校舎建てかえについて
- 2 商店街再生活活性化について
  - (1) 「まちゼミ」について
- 3 市庁舎跡地と周辺開発（アクセス道路等）について
  - (1) 玉名第一保育所について
  - (2) 基本構想（計画）について
- 5 13番 福嶋議員
  - 1 公共交通網の整備について
    - (1) みかん・いちご・しおかぜタクシーの実績と成果はどうか
    - (2) これからの計画について
  - 2 農業問題について
    - (1) 温州ミカン新品種「熊本EC11」について
    - (2) 国の減反政策転換が玉名にもたらす影響など

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**出席議員（24名）**

- |     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 北本将幸君  | 2番  | 多田隈啓二君  |
| 3番  | 松本憲二君  | 4番  | 徳村登志郎君  |
| 5番  | 城戸淳君   | 6番  | 西川裕文君   |
| 7番  | 嶋村徹君   | 8番  | 内田靖信君   |
| 9番  | 江田計司君  | 10番 | 田中英雄君   |
| 11番 | 横手良弘君  | 12番 | 近松恵美子さん |
| 13番 | 福嶋譲治君  | 14番 | 永野忠弘君   |
| 15番 | 宮田知美君  | 16番 | 前田正治君   |
| 17番 | 森川和博君  | 18番 | 高村四郎君   |
| 19番 | 中尾嘉男君  | 20番 | 田畑久吉君   |
| 21番 | 小屋野幸隆君 | 22番 | 竹下幸治君   |

23番 吉田喜徳君

24番 作本幸男君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	企業局長	植原宏君
教育委員長	池田誠一君	教育長	森義臣君
教育次長	西田美德君	監査委員	有働利昭君

午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

19番 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、区長会の皆さん、この師走にあたってですね、大変忙しい時期に、恒例となつてます議会傍聴ということで大変お疲れでございます。お世話になります。

早速ですね、通告に従って質問。

〔「新風玉名て言わなん」と呼ぶものあり〕

○19番（中尾嘉男君） そうですね、有明クラブ改めの新しい会派ですので、新風玉名の中尾でございます。

まず1点目のですね、市内一円道路整備についてお尋ねをいたします。

今回、10月の市議選の遊説でですね、玉名市一円くまなく回ることができました。そういう中でですね、私が非常に感じたことが、道路の舗装がとても悪うございます。これが本当に感じましてですね、これはいかんなというようなことで、今回質問いたします。

私なりにその道路の損傷を分析してみましたところですね、舗装の劣化が一番かなと思っております。それからまた、道路に対しての上下水道の普及工事ですね、等々などでやっぱり悪くなって、それとせっかく道路をですね、幅員を広げて新設をしてあります。そういう中でですね、広めたところが逆にそのもとの既設の道路よりも下がってですね、雨降りなんかは水がたまって、非常にせっかく道路が広なったのに対して、道路が悪いというようなことを感じております。

そこで質問をいたしますけども、市道と農道又はそのほかの道路、生活道路とか里道とかいろいろもろもろあります。この土木課とですね、農地整備課それぞれ管理されています路線の位置づけ、また予算ですね、その修理とか路肩の除草ですかね、これを含んだところの25年度分の予算、これをお示してください。

また、いろいろその損傷しとる工事場所については、この位置づけ、いつごろしますよというようなことで、どのような形でされているのか。内定するまでのその経路と言

いますか、それをお尋ねいたします。

また、24年度でしたかね。郵便局と道路情報の提供を結んでおります。この実績がどのくらい郵便局のほうからお伝えがあったのか、それもお尋ねいたします。

それから2点目のですね、鳥類被害についてお尋ねいたします。

この件については、平成25年度校区の課題、要望事項ですね、地元の区長さんが玉名市のほうには報告をなされております。この現地といたしましてはですね、横島山のテレビ塔があります。テレビ塔の南側、老人ホームがあるわけですよ。そこの一帯ですね、一帯に私の記憶では、10数年ぐらい前からかな、玉名市の鳥でありますシラサギですね、こういうものが生息しております。最近ではですね、横島地区の西区、山根地区、美奈須地区、石塘地区まで広がりがありますね、もう悪臭がひどく、やっぱり鳴き声またふん害ですね、洗濯物も外には出されず、大変被害を受けておられます。また、最近ではですね、いろいろ節電を叫ばれている今日ですけども、そういうその悪臭とかですね、泣き声云々ですね、窓も開けられない状態になっております。

そのようなそういう中ですね、どのような対策があるのか、質問をいたします。

また、この被害地区一帯はですね、もともとミカン畑でありですね、昭和63年ですかね、これから平成2年ぐらいにかけて、ミカン園転換事業の地区でもあります。

そういうことで1回目の質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） おはようございます。

中尾議員御質問の市内一円道路整備についての中、市道、農道、その他の道路につきましてお答えを申し上げます。

現在までの工事の状況と、それから25年度の今後の予定ということでお答えをまずいたします。玉名市が管理をしております市道は、1,488路線で、延長が830キロメートルでございます。そのうち舗装が完了しております路線は、延長で約748キロメートルでございます。全延長の約90%となっております。

まず、本年度の舗装工事のうち、新設工事は6路線、延長にしまして1.6キロメートルでございます。請負額で2,078万3,000円でございます。改修工事は8路線で、延長1キロメートルでございます。請負額は1,341万1,000円でございます。

次に、ひび割れ、凹凸、わだちなど、路面の状況を判断することを目的といたしました路面性状調査を、延長100キロメートルにわたり実施をいたしました。今後、この中から国の景気対策補助事業として、工事費にしまして1億3,681万5,000円で舗装の改修工事を予定いたしております。一方、生活道路、里道の舗装の整備につつま

しては、地元の要望に基づきまして、コンクリート等の材料支給や機械借り上げの予算で対応いたしております。要望の本数が多い場合には年次計画を立て、計画的に進めております。本年度の生活道路のコンクリート舗装等の実績は、現時点で59件、金額は機械借り上げが1,199万8,000円、材料支給が373万6,000円でございます。また、本年度の市道の除草実績は、現時点で8路線、金額は880万3,000円でございます。作業は1路線につき年2回から3回の除草を行なっております。市といたしましては、道路整備など社会資本の整備、あるいは管理につきまして重要であると認識しておりまして、今後も事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成24年10月1日に、玉名郵便局及び高道、天水郵便局と本市で締結をいたしました「道路の損傷等の情報提供サービス」の実績でございますが、平成24年度は8件、25年度は3件の報告がっております。報告の内容といたしましては、舗装面の穴ぼこや側溝ふた等の破損となっております。郵便局からの報告がありました後、早急に現場を確認し対処いたしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） おはようございます。

中尾議員御質問の中で、農道について私のほうからお答えをしたいと思います。

玉名市では、国道、県道、市道などの道路法上の道路以外の道路の中で、主に農業の用に供し、農耕用の耕作道路としての役割や農産物の輸送など物流に寄与する役割を担う道路を農道として位置づけをしております。玉名市の管理する農道につきましては、総延長約255キロメートルあり、うち幅員1.8～4メートル未満の農道が約176キロメートル、幅員4メートル以上の農道が約79キロメートルあります。このほかにも土地改良区等が管理する農道が総延長約58キロメートル、うち幅員1.8～4メートル未満の農道が約35キロメートル、幅員4メートル以上の農道が約23キロメートルございます。

農道の整備としましては、地元要望を踏まえまして、現地調査を行ない、農作業が安全かつ効率的に行なわれ、生産性や利便性の向上に寄与する路線を選定しまして、順次整備を進めている状況でございます。

平成25年度の予算としましては、農業整備工事費に約1,000万円、維持修繕費に約300万円の予算を計上し、随時対応しているところでございます。また、玉名市土地改良区におきましても、単独土地改良事業として農道の整備がなされております。市としましては、今後も農産物の生産性の向上や地域農家の利便性の向上、あるいは流通コストの低減など、地域農業の活性化に資するような農道整備を心がけて事業を推進

してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

[市民生活部長 北本義博君 登壇]

○市民生活部長（北本義博君） おはようございます。

中尾議員の鳥類被害についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の地域の状況につきましては、農業委員会と農林水産政策課及び環境整備課で調査・確認いたしましたところ、農地が荒れ、鳥類が集団で生息し、鳴き声及び悪臭等がひどく、生活環境が悪化している状況であります。また、周辺には市道を挟み住宅密集地域であり、国道501号からの景観上も配慮すべき地域でもあることから、早急な対策が必要と考えておりますが、市といたしましても対策に大変苦慮している状況でございます。

公害関係の法律では、事業所に対する規制を行なうことを前提とする騒音規制法や悪臭防止法を初めとする法律がございますが、自然界に生息する鳥獣類の行動は人間の英知を超える部分もあり、当然のことながら法律等での規制はまず不可能です。

また、対策といたしましては、鳥を寄せつけないようにする防鳥テープや音声防除機などのさまざまな防鳥機器を利用する事例がございますが、やがて学習し効果がなくなってしまうことが多いようです。今後の対策につきましては、鳥類に巣をつくらせないよう、農林水産政策課や農業委員会と連携し、周辺の土地所有者の協力を得ながら適正管理を促していくことも必要と考えます。

さらに、他自治体の最新の対策事例や効果を調査・研究しながら対策を検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 中尾議員の鳥類被害についての御質問にお答えしたいと思います。

鳥類被害の状況を改善するには、対象地であります耕作放棄地を解消することが環境被害を食いとめる最善の方法と考えております。今後、当該土地所有者に対しまして農業委員会から、農地の適正管理の指導をお願いしますとともに、県や市の耕作放棄地解消対策事業の活用を、助言をしてもらいたいと考えます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 19番 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） 今初めてですね、玉名市内のその一円の道路ありますね。1, 143キロメートルですか。そんなにあるとは思いませんでしたね。それに対してですね、土木予算で2.6キロメートルですか、3,419万円。また、補助事業、経済対策費ですか、1億3,680万円ですかね、今回、これがなされております。それをあわせてですよ、工事費ベースで約10キロメートルもいくとですかね、これは。修繕のですね、このくらいの数字でよかったですかという感じがします。今はもうやっぱり車社会になってですね、ほとんどの方が車で移動をされております。そういう中で、1年間のその補助金使って約、これは私の計算ですけども、10キロメートル当たるか、当たらないくらいの距離。これは一度その修繕をすればですね、まあ、道路の状況もありますけれども、そこはやっぱり20年から30年ぐらいいいんじゃないかなというふうな気がいたします。そういう中でですね、もう少しやっぱりこの道路整備に関しては、予算計上がなされるものならと思っております。

また、郵便局とのですね、提携については、2カ年で11件。今年度になって今現在で3件でしたかね。ほとんど配達員さんは、さろきよんなはるけんですね、大体どの辺がほげてるとか、どの辺が悪いとか、そういうことは頻繁にこう見られてあるかと思えますけども、これはちょっと再質問になりますけども、いいでしょうかね。

この提携を郵便局と結ぶに当たって、何か経費云々が発生しとるのか何かをちょっとお尋ねいたします。わかる範囲内でいいですから。もう少しやっぱりこの辺も活用していったほうがいいんじゃないかと思えます。

また、農道についてはですね、313キロメートルですか。この農道の修繕については、農地水保全隊及び土地改良区などのですね、いろんなその分野が、種類があります。予算的には少ない予算ですけどもですね、一般道路、市道と比べてはかなり解消できるとじゃないかなというふうな気がいたしました。

この予算面でですね、本当に少ない、少ないて私が言いよるのはですね、ちなみに、25年度分国からの補助金ですね、これがやっぱりその車関係に対してですね、3億4,200万円ほど入っております。この内訳としてですね、揮発油税、重量税、自動車取得税、このようなことですね、3億4,200万円、これはひもつきじゃありませんので、何を使ってもいいというような解釈でもございます。ちなみに、24年度末の玉名市の積立基金、これは私ももう総務委員会で何遍となく言う話ですけども、執行部に対してはですね、耳の痛い話かなと思っております。今回は、区長様方もですね、お見えですので、この辺の数字を理解されてもらってですね、今後の道路とかいろんな要望にですね、利用できるならと思っております。その内訳がですね、24年度末で86億円、基金高がですね、うち財政基金が50億6,300万円。この財政基金は合併当初30億円ぐらいのその見込みがあれば、基金があれば十二分にこの玉名市の内容と

してはいけるようなことでもございました。ところが今現在、50億円という金が、20億円以上基金がされております。これは悪いことかと言えば、それは悪いことじゃないと思います。やっぱり貯金は多か为好かと思うばってんですね、やはりそういうようなことで使わなん金は使わないかとですよ。その使わなん金を使ってこっだけ残すなら、すばらしいトップでもあるかなと思っております。またですね、この一般会計を使わんとであれば、やはり県・国のですね、補助をもらってどんどんやっぱりやるべきだと思います。私は市長を批判するわけじゃありませんけども、ようあの新聞のですね、一日の行動をよく私見ます。そういう中でですね、やはり県とか国あたりの陳情・要望、これは年間通して少ないんじゃないかというふうな気がいたします。そらかえってですね、玉名市の百歳以上のですね、方の誕生日、これがやっぱり頻繁に目につくわけですよ、これはいかんこっちゃんかですよ。それまでですね、百歳になろうてちやいろんなやっぱり難問があつてですね、そら市発展にも努力をされたと思います。これはすんなじゃないですよ。そのくらいですね、国・県あたりの要望を、回数を重ねればですね、これはもう少し補助金あたりも取ってこられるとじゃないかなというふうな気がいたします。やっぱりどこの首長さんもですね、我が家の金は使わずにやっぱりそういったいろんな補助事業をですね、見つけながらやっぱり行政のかじ取りをされとるとじゃないかなと、ふうな気がいたします。

何か市長、反論があればお答えください。

それからですね、鳥獣被害に関してはですね、これは今の説明、今回、私初めていたします。執行部としてもどのような今現時点の見解かちょっとわかりませんが、これはまた2回、3回とですね、質問をやっていくつもりでおります。

環境整備課に言わせれば、そう対策はないというふうな今の答弁では感じがいたしました。そこでですね、再質問になります。農林水産政策課としての対策が何か先ほどもあるような話をされましたので、もう少しですね、何か具体的にあればですね、そういうところを説明お願いします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 中尾議員の郵便局の協定に關します再質問にお答えをいたします。

郵便局との締結いたしました情報提供のサービスにつきましては、無償でお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]



○産業経済部長（森本生介君） 中尾議員の鳥類被害についての再質問についてお答えをいたします。

先ほど対策として答弁いたしました耕作放棄地対策事業につきましてでございます。

この事業につきましては、国・県の事業及びそれらに上乗せする市の補助事業がございます。国の事業は主に、農用地区域内の農地を対象としまして、県の事業は主に、農用地区域外の農地を対象としております。本地域におきましては、農用地区域外であるため、県の耕作放棄地解消緊急対策事業の対象になると思われまます。この内容ですけれども、県事業の補助単価としましては、自己所有地の場合が10アール当たり2万円、自己所有地以外の場合が10アール当たり3万円で、市の玉名市耕作放棄地解消対策事業に上乗せ補助は10アール当たり1万円となっております。ただし、事業の取り組み条件といたしまして、3年以上の耕作継続と報告が必要となります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

○市長（高崎哲哉君） 中尾議員の反論ではございません。

この玉名市におきまして、道路状況につきましても、やはり市民の皆さん方からのいろんな情報がございますので、なるべく応えたいということで要望につきましては、土木課におきましても最善を尽くしながらやっている状況でございます。あなたと同じように、なるべく玉名市の銭は使わなくて、国・県を利用しながらやるということが基本で、今現在、最大限できる限りのことで今道路状況につきましてもやっております。

また、投資的な経費につきましては、合併をいたしましてちょうど8年を経過いたしましたけれども、毎年大体40億円前後の投資的な経費は、これは合併当時から今まではほとんど変わらずやっておりますし、この平成27年からは交付税が一本化、算定替になりますと約20億円の削減がされるというような状況になっております。そういう状況の中で、やはり今現在の中ではわかりかし合併をしているという優遇なところがございますので、少しずつでも貯金をしながら、合併算定替がなくなったときに、約20億円の削減がなされたときに、やはりそのときにもやはり市民の要望が応えられるような状況のためには、貯金というものはある程度必要じゃないかなというふうに思って、そういう長期的な観点から今の現在を運営しているという状況でございますので、決して今、使っていないということではございませんし、今もやはり今まで同様に市民サービスができるようにやっておりますので、これからも今まで同様にやはり市民サービスの向上を図りながら、そしてまた将来を見据えながらこれからもやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 19番 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） それぞれのですね、質問に対して答弁をいただきました。また、これ市長に対しては、通告はしておりませんでした。そういう中でですね、今後も補助事業として予算を獲得というような気持ちが伺えられました。そういうことでですね、なるだけならばもう補助事業としての事業を進めていくようにですね、お願いしておきます。

また、鳥類被害についてはですね、先ほど部長の中で県とか市の補助があつてですね、なかなかこの地権者の方も高齢化してですね、大分歳もいってありますので、何かその辺の手だてとですね、いろんなその対策について今後もですね、御指導をお願いしておきます。

まだまだこの問題については続いてやりますので、どうかよろしく願いしておきます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） おはようございます。

旧玉名市時代にも議員をしておりましたけども、11年ぶりに再びこの席で質問させていただくことになりました大浜出身の田中と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

きょうは、予防医療の推進についてという表題で、さらに成人歯科検診の導入について、小中学生の洗口運動、口を洗うと書きまして、洗口運動について質問させていただきます。

昨今、年間1兆円ずつ医療費が増大するというところで、消費税の値上げにもその原因が一つの要因としてされております。玉名市も、先ほどの質問・答弁にありましたように、長期的な視野をもって予算を削減しながら、そういった医療費の増大に備えるといった観点もあると思っておりますが、いわゆる辛抱しておるという状況であります。その中で、医療費をいかにして削減するかということが非常に重要な課題であることは、皆さん御承知のとおりだと思います。その一つの方法として、予防医療の推進についてお伺いしたいというところがございます。また、具体的には、成人歯科検診の導入について、これを要望するというか、お伺いし、今後、導入していただきたいというところですね。というのも、いわゆる成人の7割から8割が歯周病にかかっており、この歯周病の原因菌によりまして、生活習慣病である糖尿病であるとか、脳梗塞であるとか、心筋梗

塞であるとか、そういったものにも悪影響を及ぼすということが、近年明らかになっております。ということは、歯周病を治療して、健康な歯を維持するということが生活習慣病を予防し、さらに悪化を防ぎ、ひいては長期的な観点でものを考えれば、医療費の削減につながるのではないかとこのところでございます。

既に、他の自治体では成人歯科検診を導入しているところが多数ございます。この質問に先立ちまして、打ち合わせと申しますか、担当課とお話しましたところ、まだ現在は玉名市としてはそういったことは実質的には行っていないということでございました。ただ、これを短期間では、いわゆる医療費の削減にはならない、結果は出ないとは思いますが、長期的な視点に立てば、必ずいい影響が出るということで、その今後の方針、また実態について伺いますということでございます。

洗口運動についてということにも、小中学校の洗口運動についてということで御質問させていただきますけれども、いわゆるこれは、比較的低濃度のフッ化物洗口液を少量口に含み、うがいを小中学生に、あるいは保育園の時代からしていただくということでございます。これを行うことによって小中学生の虫歯が減り、これはまた医療費の削減に結びつくものであります。

県のホームページを見ましたところ、若干データとしては古いんですがございますけれども、阿蘇市の旧波野村地域では平成7年11月から保育所でフッ化物洗口が開始され、平成9年3月からは小学校と中学校で開始されました。この平成7年から平成16年度のデータがグラフにして表示してありますけれども、永久歯の一人平均虫歯数が、小学生で2.47本が0.85本に、中学生で4.34本が1.38本に、12歳児で3.88本が1.37本に減少したというデータが載っております。平成16年ですから随分前のデータでございますけれども、これは続けてこういったデータをもとに、最近では県のほうでこのフッ素洗口によりますものに対して2分の1の補助があるというふうにも聞いております。

この辺に関して、今後の玉名市の取り組みについて、予防医療、総合的な予防医療も含めてまずは御答弁をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） おはようございます。

田中議員の予防医療の推進についてお答え申し上げます。

まず、本市の取り組みの状況でございますが、世代に応じた保健予防活動を実施し、市民の皆さまの病気の予防と健康づくりに努めているところでございます。玉名市における予防医療の中で力を入れている点について、概況を御説明を申し上げます。

まず、母子保健事業でございます。妊婦さんには妊婦健診全14回、全額助成をいたしております。そのほか、母子保健推進員さん、保健師、助産師による家庭訪問を実施いたしております。子どもさんが産まれたあとは、4カ月、8カ月、1歳8カ月、3歳6カ月と乳幼児健診を行ない、毎月育児相談や家庭訪問を実施いたしております。子どもへの予防接種は4種混合を初めとした13種類を全額補助いたしております。また、保育園、幼稚園の虫歯予防対策として、フッ化物洗口事業等にも取り組んでおります。将来を担う子どもの健康づくりに取り組んでいるところでございます。

成人保健事業につきましては、生活習慣病予防の推進を中心に、国民健康保険の特定健診を受けられた方への結果説明会を実施し、その後、保健師、管理栄養士が家庭訪問をし、食や運動などの保健指導を行ない、生活習慣病の予防と改善を図っているところでございます。また、食育の推進においては、215名の食生活改善推進委員さんによる地域への健康的な食生活の普及活動を実施したり、食に関係する各種団体で、年に1度食育フェアを開催し、市民全体の食育に取り組んでおります。特に今年は「元気野菜づくり」ということで、土づくりから取り組みまして、1,000人を超える来場者があり、大盛況の食育フェアでございました。

運動に関しましては、保健センターにおいて2種類の健康体操教室を開催し、例年定員60名のところ満杯の活動状況でございます。卒業後は、自主グループで運動を継続され健康増進に寄与しているところでございます。

がんの予防に関しましては、本市におきましては、死亡原因の1位ががんであり、近年二人に一人はがんになると言われているところですが、その予防といたしましては、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、腹部エコーの検診を実施し、早期発見に努めているところでございます。

このように各年代に応じた、各予防事業を例年実施いたしているところでございますが、現代は、世代や社会の変化が著しく、生活習慣の改善が難しくなっている現状でございます。この状況に対し、今後は従来の行政指導の保健予防活動に加え、行政と市民協同の健康なまちづくりを進め、「地域全体で地域の健康課題を考え、互いに健康づくりを進めていく」という取り組みの必要性を痛感し、今、モデル的な取り組みを始めているところでございます。

また、そのほかに、救急医療・休日在宅当番医、献血事業など、市民の方が安心して暮らせるよう、地域の保健医療に関する助成や委託を実施いたしているところでございます。

今後も市民の皆さまが、健康で安心して暮らせるような地域を目指して、保健予防活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、成人歯科検診の導入についての御質問にお答えいたします。

現在、当市における成人期の歯科検診は、玉名健診センターにおける国民健康保険のドックを受診される節目検診の方、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方に実施しており、毎年300名から400名の方が受診されております。また、市民の皆さまを対象とした事業として、歯の衛生週間事業としての「よい歯の広場」が玉名保健センターで開催され、多くの親子連れが参加されています。これは玉名郡市歯科医師会と有明保健所の主催で、市は共催でしておりますけれども、歯科検診、歯科相談、フッ化物塗布等が実施されております。また、毎年実施しております食育フェアにおきましても、玉名郡市歯科医師会の御協力で、歯科検診、歯科相談、フッ化物塗布を実施いたしております。例年、行列ができるほどの人気コーナーでございまして、今年度は、歯科検診・相談を受けられた方は110名、九州看護福祉大学の口腔保健学科の「かみかみチェック」のコーナーに参加された方は177名と、歯や口の健康に関心度の高まりを感じているところでございます。以前から8020運動が提唱されておりましたが、近年は特に、生活習慣病の一つとして歯周病が挙げられます。多くの人が歯周病に悩んでいられる現状が報告されております。特に、今後たどる高齢社会に向け、その予防と対策は重要な施策となると思われませんが、7年ほど前に当市でモデル的に、成人歯科検診を実施いたしたことがあります。そのころは認知度も低く、健診の受診者が極端に低く中断をしたという経緯がございまして。しかしながら、昨今の歯周病に対する意識や、歯科・口腔保健への関心の高まり、また、歯科医療費の高騰とともに、今後の高齢社会での豊かな生活を考えますと、年齢を重ねても自分の歯でおいしく食べるため、成人期から歯や口の健康に関心を持ってもらう機会をつくる必要性を感じておるところでございます。

議員の御提案のように、成人期の検診導入について、今後歯科医師会と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 田中議員の御質問の小中学生の洗口運動についてお答えをいたします。

熊本県の12歳児の一人平均の虫歯の数ですが、平成24年度は全国ワースト5位でございました。平成21年度はワースト2位ということで、県では熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例を定め、フッ化物洗口を含めて、虫歯予防の取り組みを推進しております。また、県教育長も来年度中にすべての小中学校において、フッ化物洗口が実施できるように取り組んでいく方針とのことでございます。

一方、保護者にフッ化物洗口の有効性や安全性を疑問視する声があることや、学校現

場にこれまで以上の負担を与えるということから、今年度の実施校は、県全体で424校中、予定を含めて53校にとどまっているのが現状でございます。

本市の現状でございますが、現在のところ実施はいたしておりません。先ほど熊本県全体の虫歯の保有状況がかなり悪いことはお話をいたしました。玉名市はここ数年にわたり、熊本県下の市町村の中でもベスト10以内の成績でございます。昨年度は一人当たり0.87本ということで、全国平均をかなり上回っております。

そこで教育委員会といたしましては、保健予防課、子育て支援課と連携しながら、まずは保育所・幼稚園等から漸次導入を進め、保護者にその有効性や安全性を理解していただくことから始めたいと考えております。

また一方で、次年度はモデル校を指定し、実施に際して生じるさまざまな課題についての解決策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 10番 田中英雄君。

〔10番 田中英雄君 登壇〕

○10番（田中英雄君） 予防医療については、非常にさまざまな取り組み運動をされていることは、重々承知をいたしております。さらに、その上に、成人歯科検診でありますとか、フッ化物洗口運動をするということは、非常に学校現場でもまた、行政にとっても非常に負担がふえるということでございますけれども、来年度4月から中学生まで医療費の自己負担分を公費負担するという、そういったことで約3,100万円ほどの行政の負担増が既に考えられます。

要するに虫歯等が少なくなれば、その分の仮に公費負担をしたにしても総合的な医療費が抑えられるということでございますから、これは非常に効果のあることだと考えます。

学校現場としては、大変負担になるということでございますけれども、県の教育長が全校で実施するというぐらいの旗振りをしながらも、玉名市がゼロというのは非常に残念でございますが、来年度から、新年度からモデル校を指定してやっていただくということで、前向きな御答弁をいただいたと思います。また、我々も保護者の一員としてもいろんな形で協力し、意識を改革することに協力していきたいと思っております。

それと、成人歯科検診でございますけれども、やはり資料を、データを見ますとちょっとホームページというかですね、インターネットを検索いたしますと、各自治体で、区ごとでありますとか、市ごとにもう既に成人歯科検診を導入している市町村は多数ございます。検討するとは言っていただきましたけれども、もう一步突っ込んだ御答弁を頂戴いたしたいと思うんですけれども、こういった形で具体的に検討させていただけるのかというところまでお伺いしてよろしゅうございますでしょうか。

それと、昨今は、これはまた通告はしておりませんでしたけれども、これは要望といった形で御答弁はしていただけるかどうかかわからないとは思いますが、最近は中学校でも柔道の授業が必修になっているというふうには伺っているんですけど、当然格闘技でございますから、歯が折れたりすることも、多々可能性が高くなっています。さらに玉名中学ではラグビーなんかも盛んに行なわれておりますし、そういった生徒さんは、自主的にマウスピースというんですかね、スポーツ用のマウスピースを既に中学生のころからつけているそうです。それに関してはもちろん自己負担だということも伺っておりますけれども、ある意味これまた予防医療の一貫ではないかと思っておりますので、ある程度の補助といいますかですね、そういったことも今後は考えていただきたいと思っております。ということで、それはよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

成人の歯科検診、検討ということで先ほどお答えした分ですけども、どう検討するかという、もう一歩突っ込んだ形でということでございますけども、実際検診していただくのはもちろん歯科医の先生になります。こちらの方々と十分協議を重ねていかなければならないかと考えております。

今、私のところの保育園、こちらのほうでのフッ化物の洗口事業、こちらについても今年度、25年度に公立7園すべての保育園を歯科医師会の協力で回っていただきました。それで父兄の方の理解を得ながら進めていたところでございます。

成人検診につきましても、歯科医師会の協力を得ながら、打ち合わせながら十分協議して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） おはようございます。

また傍聴席の皆さまお疲れでございます。伝統ある新生クラブの城戸淳と申します。出身はこの町校区でございます。どうぞ皆さまよろしくお願ひいたします。

初めての議会です、本当にちょっと緊張しておりますけど、精一杯頑張らせていただきます。

さて、10月の市議選、そして市長選ですね、23名の同志議員の皆さん、そして先輩の議員の皆さま、そしてさらには市民の負託を受けて当選された高嵯市長、本当に皆さんおめでとうございます。

選挙戦では、公約として政策を市民に訴えるということで、公約は重要でかつ重い約束だと私は思っております。昔をちょっと考えて見ますと、前の議員の方は本当に何と言いましょうか、政治屋という感じが私は受けております。というのは調整や何か密室政治と言われるような、少し市民とかけ離れた気がしております。しかし、そのときの議員の資質としては、私はものすごく高かったんじゃないかという気がします。昨今ではですね、政治と市民が、距離が近づいて、公約を訴えながら選挙をされる議員のほうが、今は多いようです。しかしながら、民主党でもわかるように、公約を守らない、そして何かわからない議員の方もいらっしゃるようで、本当に今、議員の資質は落ちたような気がしております。生意気なことを言うようですが、お許しただいて、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目は、選挙公約におけるサッカー場建設についてと、2つ目は、中心市街地活性化についてです。よろしくお願いします。

それではまず、選挙公約におけるサッカー場建設について質問いたします。玉名地域のサッカーの現状は、玉名市サッカー協会が、サッカー競技の普及及び振興を図り、市民の豊かなスポーツ文化の振興、そして、青少年の健全育成並びに市民の心身に健全な発達に寄与することを目標に長年頑張っておられております。そういう中で、1997年、玉名市協会の協力のもと、私は当時玉名青年会議所の現役でございまして、青少年育成委員会委員長として、玉名青年会議所40周年特別事業を担当しました。そのとき、玉名郡市ですね、まだ合併はしておりません、その郡市の小学生を集めて、また、講師にはですね、今の柏レイソルの当時、柱谷さんですかね、氏を迎えてサッカー教室を開催し、そして選抜チームをつくりました。そして玉名青年会議所がですね、姉妹締結しております韓国の務安青年会議所の子供たちとですね、親善試合をしました。当時はですね、2002年の日韓ワールドカップの同時開催に向けて、国際交流を目的にすばらしい記念事業だったと思っております。もちろん高嵯市長も青年会議所OBとして御存じだと思います。そしてその後、玉名サッカー場をですね、つくってほしいという声の子供たちの保護者やまたサッカー協会、もちろん我々、玉名青年会議所からも盛り上がり、当時からサッカー場の建設は長年の夢であり、市民の希望するところでもあります。また、今では熊本県全体で、ロアッソ熊本を、サッカークラブチームをですね、応援をしております。そういういろいろな思



いがある、ぜひ、選挙公約であるサッカー場をつくっていただきたい。公約として挙げていらっしゃると思いますので、市長自身のお考えをお答えください。

まず1点目は、収容規模です。これはよければ、この城北のシンボルともなるような規模で考えていただければと思っております。

また2点目は、費用です。費用は、財源はどうするのか。そして特例債としてはどうなのか。この辺もお願いしたいと思えます。

3点目は、建設場所でございます。どのエリアにするのか。そういうのをお願いしたいと思えます。

そして4点目、一番問題なのは建設期間です。建設期間はいつまで、いつごろ、どうなのかということ、4点をですね、市長のほうに答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員の選挙公約におけるサッカー場建設についての質問にお答えをいたします。

今やサッカーは、競技人口がさまざまなスポーツの中で最も多く、子どもから大人まで幅広い年齢層で楽しまれているスポーツの一つでございます。特にワールドカップも開催されるのも目前に控えておりますし、また、現在でもテレビ等々でも毎日放送がされているような状況で、大変親しまれているスポーツであるというふうには確信をいたします。

このような中で、本市には県北の市では唯一、公的なサッカー施設がなく、菊池川の河川敷や小中学校のグラウンド等を利用しているのが現状でございます。そのため、合併以前から要望が強かったサッカー場建設を公約として掲げたところでございます。

議員御質問の収容規模、費用いわば財源でございますけれども、そして建設場所及び建設期間につきましても、今現在は、市民の皆さま方の御意見あるいは関係団体等の意向を十分に踏まえながら、市民のためのサッカー場建設を検討してまいりたいというふうには考えておりますけれども、御心配のように財源につきましても、一番その当時有利である財源、あるいは場所につきましても最適な場所、期間につきましてもなるべく早い時期にできたほうが、皆さんの要望に応えられるかというふうには思っております。

城戸議員も大変熱心に取り組んでおられるというふうには思いますので、早期に実現ができるように御支援をよろしくお願いを申し上げまして答弁といたします。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） はい、今からということですけど、私の感じとしてはですね、やっぱり公約というのは、やっぱりその市長自身のベースがあって初めて公約じゃないかなと思っております。

公約とするならば、4年間で建設計画を明確にしてください。じゃないとなかなか、冒頭に言ってますけど、いろんな意味で公約が公約じゃなくなっております。いつの間にか違う公約になってくるのが心配をします。そういう意味では、今、緊縮財政の中ということ、もちろん新玉名駅周辺開発、そしてまた耐震による玉名市民会館、そしてこの玉名市現庁舎の跡地の利活用、そしてまたさらには公立玉名中央病院の耐震による移転問題、こういうのがあります。よければですね、先ほどもちろんサッカー場の建設に頑張っていかれるということですから、4年間にその計画をつくっていただけるか、いただけないのか。そこ1点だけ、市長答弁よろしく願います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

○市長（高崎哲哉君） 城戸議員の再質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、早い時期に実現できるようにというような希望がございます。これはしかしながら、やはり一つ一つ積み上げていかなければならない重要な課題だろうというふうに思っております。用地も必要だし、あるいは財源も必要でございますので、それを一つ一つ重ねながら、先ほど言いましたように、早く実現できるように努力したいということでございますので、そういう面では、皆さん方の御協力が必要になってくるだろうと思っておりますので、御協力いただいて早期実現のために御協力をよろしく願います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 5番 城戸 淳君。

〔5番 城戸 淳君 登壇〕

○5番（城戸 淳君） はい、そういうことで頑張っていかれるということですけど、本当はサッカー場の建設の問題は、本当はですね、今度の市長選の選挙の争点にもなり得る大きなこれ公約なんですね、一面に子ども医療費助成の中学まで無料化が出ておりましたけど、本当にこのサッカー場建設の思いがあって、公約として出されているのか疑問があります。

選挙の言葉遊びとってははいけません。そういう意味ではですね、ぜひ、公約の重さを感じていただいて、早い段階でサッカー場建設に邁進していただきたいと思っております。

それでは次にまいります。次は、中心市街地活性化についてです。中心市街地活性

化は、平成19年に改正され、特徴としては国による総合的、一体的な支援です。そして、多様な関係者の参画を得た取り組みの推進など、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画を作成して、内閣総理大臣に認定を求めるものです。今では全国的に117市が認定をされております。熊本県でも、熊本市、八代市、そして山鹿市が認定をされております。玉名でも当時、平成19年でしょうか、9月、中心市街地活性化を考える市政フォーラムを玉名市民会館で行なわれました。そしてまた、玉名市中心市街地の活性化に関する検討結果報告書を玉名商工会議所、崇城大学及び玉名市がそれぞれ設置する高瀬周辺中心市街地まちづくり研究会、秋元サテライト研究室及び中心市街地活性化検討会議プロジェクトチームを構成員として報告されております。報告の内容のポイントは、今後の中心市街地のあり方は、商業の側面からではなく、地域づくりの方向と連動した多様なサービスや機能の集積を前提として、地域の資源価値を高めていくことが重要であると報告をされております。

それから今まで、この中心市街地活性化は、玉名では議論をされておられません。今、新玉名駅ができました。そして来年は新庁舎も完成です。そういう中で、今現庁舎の跡地問題、そして耐震による市民会館又は公立玉名中央病院、今、中心市街地活性化計画としては考えて、そういう問題を検討していかなければいけないと、私は思っております。そういう中でまず1点目は、玉名市現庁舎跡地の利活用計画です。これをお願いをしていただきます。

2点目は、中心市街地活性化の中でも今回、玉名市長がプレミアム商品券の販売の助成ですね、これにも言われております。4年間で最低2回と実施すると言われております。この商品券ですね、平成22年、九州新幹線の開業に絡めて「さくら咲く券」という形で、2億2,000万円販売されました。事業の終了後には参加事業所のアンケートでは、実施してよかったという回答が多くて、これは第二弾の商品券へのニーズは高いという意見が多いようです。またさらにお客様はですね、アンケートでは次回購入するかというアンケートでは、96%がまた購入したいと思っております。そういう中でですね、前回のいろんなやり方に対しての不平、いろんなデメリットもありました。そういう中も反省してですね、ぜひ、実施していただきたいと思っております。ちなみに、ほかのところ現状を見ますと、久留米市ですね、久留米市で「久留米プレミアム商品券」これは毎年販売されています。それも予算は、15億円分です。そういう商品券が今、商売人の中じゃもう流通しております。というのは、商品を買って、商売にまたその商品券で支払うとか、いろんなもうルートができております。そういういい面がかなりこの「久留米プレミアム商品券」の久留米市ではですね、成功されているようです。そういう事例も踏まえて、プレミアム商品券の実施期間そして一番問題なのは予算規模をお尋ねしたいと、また思います。

そして3点目、これはですね、商店会加入促進条例ということで、皆さんお聞きしたことがあると思いますけど、これは今、商店街の中では、商業の活動の中でまちづくり、そして商店街イベントや祭り、街路灯や今、防犯カメラの設置及び運営管理、人づくり等を商店会等は担っており、また地域のコミュニティーの担い手として商店会を活動しているわけなんです。しかしながら昨今、経済状況の環境の変化を見ると、玉名市でも例外ではなく、全国的に見ても商店街事業者の高齢化、そして減少等により、活動も緊縮している状態にあります。そういう中で、新規開業事業者やナショナルチェーン店、そしてまた大型店の出店に関して、商店街及び商工団体に加入して、すぐに退会する事業者等が3割あるとお聞きしております。「自分だけ儲かればいい」という、そういう風潮がですね、商店街の力を弱めて、ひいては地域の沈滞化につながります。

それと、今後ともにですね、祭り、イベント等への参加依頼、街路灯、防犯灯カメラ維持等ですね、活動費へ応分の負担をしていただくことが、町の安心・安全、地域づくりに貢献していくことが望まれます。

条例案の私なりに考えた内容は、至ってシンプルなんです。

1番、事業者は、商店街を活性化するために、商店街へ加入に努めるもの。

2番、事業者は、商店街が実施する商店街の活性化に関する事業又は地域課題の解決のための取り組みに積極的に参加するとともに、応分の負担により当該事業等に協力するものを努めるものという内容で追加条例を望みます。見解をお願いいたします。

以上3点の質問に答弁をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 城戸議員の中心市街地活性化の中で、まず基本計画、次に、プレミアム商品券の件、商店会加入促進条例について、私のほうからお答えをしたいと思います。

中心市街地の活性化につきましては、もちろん議員も御承知かと思っておりますけども、旧玉名市におきまして、平成13年度に玉名市中心市街地活性化基本計画が策定されておりました。この計画に基づきまして道路整備などの市街地の整備、あるいは活性化の拠点としての高瀬蔵の整備が実施されました。しかしながら、中心市街地の空洞化は全国的にも歯どめがかからず、平成18年に中心市街地の活性化に関する法律が改正されております。新法では、今までの基本的考え方でありまして市街地の整備と商業等の活性化の二本柱に加えまして、医療機関や福祉施設、金融機関や文教施設などの都市福利施設整備、あるいは住宅供給や居住環境の整備、また、これらの増進効果を図る公共交通機関の利便事業が大きな柱となっております。玉名市におきましては、現段階ではこの新法によるところの基本計画の策定を行なっておりませんが、先ほど述べました基本計画

が現存しているところがございます。ただ、現在の市街地の状況を考えますと、基本計画策定時とは市街地を取り巻く状況も違っていることから、中心市街地活性化基本計画の見直しの時期にきているのではないかとも思っております。

いずれにしても、大型商業施設の跡地や現市庁舎の跡地の問題、そして新市庁舎建設地付近との面的な整備等の中心市街地の活性化におきましては、地域の住民と行政が一体となり、地域のことはみずから考え、解決していくといった、いわゆる地域主権のまちづくりの考え方も重要であるというふうに考えています。

次に、プレミアム商品券の実施期間及び予算規模についてお答えしたいと思います。

平成23年3月の九州新幹線全線開業と新玉名駅開業を記念して実施されましたプレミアム商品券「さくら咲く券」事業は、発行総額2億2,000万円、うちプレミアム分2,000万円を市が助成し、使用期間が年末の12月から新年度を迎える3月までの4カ月間での事業でございました。事業終了後、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、実行委員会におきましては、取扱店やお客様からのアンケートを実施して、御意見や反省点などを聴取いたしております。お客様からは、「商品券事業の宣伝不足」「余り知られていなくて一部の人だけが利用したという印象。販売方法の再考を」「売り切れるのが早すぎた」「購買意欲が増した」などの御意見が、また、取扱店からは、「市民への周知をもっと早くしてほしい」「取扱店がふえれば、利便性も増すのではないか」「消費の活性にはつながった」などの御意見がございました。その商品券事業から早いもので3年が経過しております。今般、市長が掲げる「かがやけ玉名「戦略21」」の施策の一つである地域商品券の発行につきましては、平成26年度における事業実施に向けて準備を進めているところがございます。この商品券事業は、地域経済・景気浮揚対策の一助として、また、市民生活支援、中小商店の商業活性化、地域の活性化を目的として行なうものであります。まだ具体的な内容が決定しているということではございませんが、今後、商工会議所や商工会、商店会などとの意見交換や協議を重ね、商品券の販売方法など前回の課題・反省点等を踏まえ実施してまいります。また、具体的な金額につきましても、先ほど申しますように、当然、市の財政負担を伴いますので、そちらのほうとまた会議所や商工会等の意見をお聞きしてまいりたいと思っております。

次に3番目に、商店会加入促進条例制定についてお答えをしたいと思います。

市内の商店街につきましては、消費者ニーズの変化や郊外型大型店などの立地、経営者の高齢化や後継者不足など、さまざまな原因により以前に比べ活力を失ってきている傾向にあります。昨今において、地域コミュニティーの崩壊が危惧される中、商店街が地域コミュニティーの核として担う役割は決して小さくはないというふうに認識はしております。議員御提案の商店会加入促進条例につきましては、県におきましては、熊本県中小企業振興基本条例が制定されており、また、近隣では山鹿市、菊池市において商

工業もしくは、中小企業振興基本条例が制定されております。この条例制定の目的としては、商工業の振興に関し、基本理念を定めて、行政、商工業者、商工団体などのそれぞれが担う役割を明らかにすることによって、それぞれの認識を高め、ひいては商工業の基盤の強化及び持続的な発展を促し、結果として市民生活の向上と活力ある地域社会の実現を目指すものだと考えております。

市といたしましても、現実に地域コミュニティーを担っている商店会組織の加入は、その街で事業を行なう方々の担うべき役割の一つではないかと思うところでございます。

今後、条例の制定につきましては、各商店会を初め、商工会議所や商工会などと協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 中心市街地活性化について、最初の質問でありました玉名市役所の現庁舎跡地の利活用の計画についてお答えをいたします。

議員も御存じのとおり、市長から市職員で組織する玉名市現庁舎跡地等利活用検討プロジェクトチームに対しまして、新庁舎への本庁機能移転後の現庁舎跡地の利活用策について、検討し報告するよう指示が出されておりました。これにつきまして、本年10月31日、市長に対しプロジェクトのチーム長から報告がなされております。

この庁舎跡地の利活用の検討に当たっては、総合計画などの上位計画や玉名市公共施設適正配置計画などの関連計画を初め、報告書を取りまとめるまでに、市に対して提案や要望がなされている内容も踏まえまして、限られた行政資源を有効に活用していく上で、重要課題の一つとして位置づけし、効率的、効果的で地域の活性化が期待される実効性の高い利活用案とするということを基本方針といたしまして、案の報告をしたところでございます。

現庁舎の跡地の利活用につきましては、これまでに6件の提案がなされております。

紹介をいたしますと、1件目が、生涯学習やボランティア活動を支援するまちづくりセンター等の公共施設の整備。2件目が、市民交流広場、街なか居住、多目的ギャラリーをベースとした、市民交流プラザ事業構想の提案。3件目が、多世帯混在型居住の集合住宅の設置。4件目が、図書館、ギャラリー芸術文化施設や児童センター等の公共施設を配置。5件目、道の駅を建設し、上の隣接地の図書館に美術館を併設する。6件目、現庁舎敷地と教育会館、第一保育所、文化センターと周辺民地まで含んだ整備計画が必要。その6件の多様な提案や要望がなされておる状況でございます。

今後の方針決定の予定といたしまして、来年度早々に、有識者や市民代表の15人程

度で組織をいたします玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会を公式に立ち上げまして、これまで先ほど申しました各団体等から要望や提案がなされている利活用案の検討も含めまして議論をしていただき、また、市民から意見を募りまして、来年度中には市としての現庁舎跡地の利活用の方針を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） はい、答弁をいただきました。

まず、玉名市現庁舎跡地利活用計画ですが、これは地域周辺協議会のことを先ほど言われましたけど、説明がありました。私と吉田議員、北本議員も含めて、区長さんたちも含めてですね、一回説明がありました。市職員のプロジェクトチームの私案ということで報告を受けました。

これにはまず、第一保育所の移転新築、子育て支援センターの併用、並びに児童公園などの整備ということで報告がありましたが、これは私案ということですね、市の職員の。そういうのもお聞きして、中心市街地活性化も私もそのときも頭に描いておったんですけど、そういう形でするならば、少しちょっと違うのかなという疑問があります。私の持論ではありますけど、やはり人をふやすためには、街なか居住スペースをつくらせていただきたいというのが、私の思いであります。そうであるならば、これは案ですけど、高齢者の居住スペースといいましょうか、そういうのがいいのかもしれない。というのは歩いて買い物とかもですね、行けるような、高齢化の玉名市の福祉高齢ということで、まちづくりをするならばそういうのがいいのかなと、これは私の自案でございますけども、そういうのも考えていただきたいと。特に、先ほど言われました検討委員会の立ち上げにはですね、これは委員に選定を間違いなくされますけど、そういう委員の中にも、そういう中心市街地活性化を考えた委員の選任をですね、ぜひよろしく願います。再質問はしませんけど、そここのところをお願いしたいと思います。

続いて、プレミアム商品券ですが、予算規模が示されていないというのはですね、やはりまだ市の予算関係があるからだと思いますけど、予算というのは前回は2,000万円の補助ということで、2億2,000万円の販売をしておりますけども、これだけ商店が疲弊している中で、継続的にして、また、予算をですね、多くしていただきたいというのが、思いがあります。玉名市の予算を見ると一次産業と商工業の予算のバランスが間違いなく、かなりかけ離れています。もうちょっと商業者にですね、予算をつけていただき、これだけ地域のコミュニティーの場として担っていく商店会がですね、生き残っていかなければ、本当に高齢化の人たちの行き先がですね、ちょっと買い物に行こうというなかなかできなくなってきました。そういう意味ではぜひ、予算をですね、多くと

っていただきたいと思います。

また、商店会加入促進条例に関しましては、これは本当に不公平さが物語っています。今、ゆめタウンもできまして駅周辺のケーズデンキとかグッデイができておりますけど、やはりもちろん我々は大型店との共存共栄でまいってまいります。ただその応分の負担はですね、いろんな意味でのまちづくり、まちでその地域で商売している以上は、応分の負担はとっていただいて、一緒にこの地域を盛り上げていこうと、こういう加入促進条例でありますので、これはですね、早急に策定をしていただきたいと思いません。

この点もですね、もう再質問はしませんけど、ぜひそういう中心市街地活性化をにらんでですね、いろんな意味で施策をお願いしたいと思います。

質問は以上ですけど、最後にこの議会改革として、私はこの一般質問のあり方を早く、今、荒尾は導入されていますけど、一問一答にしていきたい。

最後の言葉としてお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 昨日来、新人の議員の皆さんの質問まことに立派でありました。また、16日には嶋村議員の質問がありますけれども、行政経験を生かした立派な質問であろうと期待するわけであります。深く感心をいたしました次第でございました。同時に、先輩議員として、重ねて重ねて研鑽を積み上げ、元気で市民の負託に応えなければならぬという決意も新たにいたしました次第であります。市民クラブの吉田喜徳君と申します。

教育問題、内外とも新たな問題が浮上し、国の形も方向性が見え始め、それは外に向かつては中国の防空識別圏によるさらなる緊張度が高まり、安全保障会議の設置、集団的自衛権の行使問題と、内にあるのは、秘密保護法の論議やTPPの決着が迫っている中で、米の減反政策の見直し、日本の農業の根本にかかわる農業政策の行方など、まさに新たな局面を迎えている今日であります。

そのような中で、教育にかかわる問題も決して例外ではありません。地方教育行政制度、いわゆる教育委員会のあり方など制度の見直し、道徳の教科化、英語教育の低学年化、2020年までに5、6年は正式教科にし、成績評価も導入、学習指導要領の改定に伴い、授業時数の増加による土曜授業の復活、また、学力テスト、学校別成績の公表、ICT電子黒板授業と自治体にとっても新たに取組まなければならないことが迫っております。

以上述べたとおり、そんな思いを念頭に、今回もまず教育問題を2、3点質問させて



いただきます。

小中一貫教育について、先に述べた教育諸問題の変化が迫る中、玉名市はそれに対応する教育問題がいろいろと述べましたその中、その余裕があるのかなと、危惧する次第でございます。まずは、当面する小中一貫教育に対して、賛成、反対という論争から、市民にわかりやすく説明責任をさらに果たしていき、スケジュールを予定どおり26年4月に開始すること。

次に、まずは玉陵中学校区内の6小学校統合をスケジュールどおり粛々と促進し、29年、30年には新小学校を開校するためには、今何が必要か、何をしなければならぬかを見きわめ、着実に進めていくことだと思ふ次第であります。残された小学校については、振り出しに戻って、地元の議員、校区民の人々と話し合い、重ねて決断をしていくスタンスでいいんじゃないのかなと思ふ次第でございます。いかがでしょうか。

そこで、本議会は改選後初の一般質問、新人議員の諸氏も多数誕生した中、改めて、まずは来年実施の小中一貫教育を目前にして問いたいと思ひます。

ひとつ、30日実施された、小中一貫教育推進フォーラム、市民会館においてですね、のパネリスト、前熊本市立富合小学校長、宇城市立豊野小中校長、産山村立産山中学校長、八代市教育委員会教育部首席審議員、コーディネーターは本玉名市教育委員会首席審議員、任期付採用の専門家の方と思ひます。また、前八女市立上陽北浜学園校長の講演を聴取された教育委員会の感想などお尋ねをいたします。

2. 取り組んだ理由。成果と課題等を聞くと、フォーラムを振り返ってこのことについて言及してもらいたいと思ひます。そして、デメリットも考えられると思われまふ。小中一貫によって、小学生が中学生よりいじめに遭うかもしれないという、実施校には不安も想定されるが、それはないということでありまふが、このような不安がほかにあるのか。

3. 課題について。フォーラムの参考について、これからそれが実施された後、どういふのが生じるか等を御答弁賜りたいと思ひます。

次に、図書館について。

調べるだけではもったいない。市民図書館だけでも万冊もの図書や資料雑誌をそろえる図書館は、新しい興味と出会い、考えを深め息抜きでもできる場所にはならないか。

今、各大学には「ラーニング・コモンズ」という友だちとしゃべりながら勉強できる空間を設置しております。小中学生でよく見られる、友だちと一緒に宿題や勉強している光景、端的に言ってそのようなところがないかなと考へたところ、文化センター2階にある、前の軽食レストランが適所であろうと気にとめていふところでありまふ。現状は既に何人かで勉強している。しかも図書館より参考書などを借りて、何か調べていふ光景が見られます。図書館は静かに本を読んだり、調べ物をしたりというイメ

ージを一步変えて、そのような居場所も必要ではないでしょうか。

そこで、市民図書館でそういう場所を指定したらどうか。あそこだと、今申したところだと、本館より1階でありますから、本館で読書をする人にも邪魔にもならない、最適と考えるがどうか御見解をお願いいたします。

次に、図書館の図書利用者のここ数年間の推移について。年齢層ではどのような内容になっているか等含めてお願いをいたします。

午前中、いましばらく時間がありますので、教育問題の最後に、玉名町小学校の運動場拡張と校舎建てかえについてお尋ねをいたします。

町小は少子化によって各校とも児童数が減少する中、昔と比べれば半数にも今、満たない人数ですが、しかし、これから近年の推移を見ると、平成29年は各校とも減少するというデータの中、町小は40数名増加し、同年には715人前後となると推計されております。運動場の現状を見ますと、これ教育委員会に大変失礼なんですけれども、航空写真を改めて、認識しておられると思いますが、お願いいたします。

運動場の現状を見るとですね、運動場では保護者や祖父、祖母、家族の固定した観覧席、応援席がない。これは町小だけではありません。すべて立ち見席、その上、プログラムによって、プログラムが変わることによって、いわゆる学年の出番が変わることによって、前列と後列が入れかわらなきゃならない。そして立ち見と。こういう状況でございます。教育委員会は既に把握しておられるんじゃないかと思えます。そういう状況を御存じだと思いますが、ではどうすればよいか。町小周辺は航空写真のとおり、住宅密集地ばかりであります。東西南北。外に向かって拡張は絶対不可能ではないだろうかと思えます。したがって、現有敷地で工夫ややりくりするほかないのであります。これは市長も教育委員会も既に認識されていると思えます。

では、校舎は3階建て2棟、これを動かすほかないと思えます。幸い、南棟と北棟は南側に位置するが、南棟が築46年、既にももちろん老朽化の上に耐震に不適となり、建てかえの理由に何ら支障はないようですが、北棟は築36年、少し足りない年数でないかなと思えますが、数年たつと建てかえに該当するようになるのではないかと思います。2棟を1棟にして、北側の体育館プール側に寄せる。この体育館もプールも大変、期成会の会長さん初め、御苦勞をなさいましたが、その北側に運動場拡張と、南棟と北側の空間はつまり湿地帯。一旦雨が降ると水たまりが一週間ぐらい続いている、不衛生。こういう2点を理由にすると、今から耐力検査等を、例えば27年、28年、29年とやっていきますと、3年以内に耐力検査が認められれば建てかえなきゃならないという原則があります。十分北棟も含まれるかなと思えますが、その点のスケジュール等に、あるいはお考えについてお答えをお願いする次第でございます。

ちなみに、21小学校の児童数と運動場の現有面積を調査しておりますが、21小学

校全部申し上げるのも時間の都合で割愛させていただきます。

現在、町小は671名、29年度が715名程度になるんですが、8,610平方メートル、築山小が596人で、5月1日現在ですかね、9,711平方メートル、その他玉中校区で滑石小が1万663平方メートル、134人に対してですね。もろもろいろいろこれ見てみますと、1万超えている面積で、児童数から見ると超えている面積が三つほどあります。これを見てもわかりますように、非常に狭いというふうなことを改めて認識していただきたいと思います。

以上述べましたように、教育問題についてお尋ねを申し上げました。御答弁は昼になられると思いますけど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 吉田議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） それでは早速ですが、吉田議員の御質問にお答えしたいと思いますが、その前に、11月30日に小中一貫フォーラムを開催いたしましたこと、議員の皆さまにも多数御出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。同時に、この小中一貫教育の内容が、御理解が少しでも進むことを期待しているところでございます。

それでは、吉田議員の御質問にお答えしたいと存じます。

まず、推進フォーラムにおけるパネルディスカッション及び講演に対しての感想というところが、まず、最初ではないかと思えます。

当日は、パネリストと講師あわせて5名の先生を県内外からお招きして、小中一貫教育に取り組んでこられた体験をもとに、具体的に話をいただきました。その中で小中一貫教育の導入に至った理由、あるいは成果と課題等について、それぞれに語っていただきました。

導入に至った理由につきましては、玉名市もそれら先進地と同じで、中学校の不登校やいじめ、問題行動等の増加、中学校の生徒及び小学校高学年児童の学習意欲の低下、中学校生徒の学力の低下等があります。それらを克服するために、小学校から中学校への滑らかな接続が、まずは必要であると考えております。そのところから小中一貫教育の導入を考えているところです。小学校と中学校がしっかりと連携をし、義務教育の9

年間ぶれない一貫した指導を行なっていくことで、子供たちのよりよい成長がさらに保障できていくと考えております。

先進地の課題としましては、教職員の意識に、まだ温度差がある。小学校、中学校にまたがる学校応援団の組織づくりをどう進めていくか。9年間を見通した指導の系統性をさらに明確化していく必要がある。施設が離れている場合の合同研修や打ち合わせの時間の確保が難しいなどといった課題が上げられております。これらの課題を解決する、学んで、そしてしっかりとした対応を図っていきたいと思っております。

小学校と中学校の施設が一体となった場合の不安要素というのを吉田議員が上げられましたけども、それ以外にも体格差があるので、ぶつかってけがをするのではないかと、中学生の悪い態度を小学生がまねをするのではないかなどといったものがあります。こうしたことも先進校に問い合わせ、そして先進校から学んで、その報告では、体格差によるけが等の増加は見られないということでありまして、また中学生の悪い態度を小学生が学ぶということについても、そうした傾向にないということで、小中一貫教育というのが必要であるととらえているところであります。

いずれにしても、小学校から中学校の9年間の一貫した指導というのは、必要不可欠のものであると考えていますので、26年の4月から中学校区ごとに、小中一貫の視点に立った教育活動に取り組んでいくことにしております。そして、学校再編がなされた場合は、小中一貫教育の効果がより高くなる施設一体型の一貫教育を目指していきたいと考えております。

次に、吉田議員の「ラーニング・コモンズ」という図書館についての御質問にお答えをいたします。

「ラーニング・コモンズ」とは、大学図書館で開始されている学生の学習のためのスペースで、インターネット、図書館資料をともに活用させ、フレキシブルな学習環境を提供することで、学生のグループ学習のサポート、また、自由に利用できる自主学習のための空間となっております。公立図書館におきます「ラーニング・コモンズ」についてでございますが、この類似する取り組みは、学習室、あるいはインターネットで課題を解決するというものも考えられます。現在は、熊本県ではこれを公立図書館では取り組みは、取り組んでいるところは、こちらとして情報としてつかんでおりません。玉名市図書館の利用者ということでもございますが、40代が一番多いです。図書館は10時の会館から、ゆっくり本あるいは新聞を読んだり、調べものをされております。7月から9月は特に利用率が高いようです。現在の市民図書館には、学習室がなく、文化センター内の学習室を開放しております。利用の多い7月から9月までは、展示室も開放して、一人でも多くの子供たち、市民の方々に利用していただくようにしております。それによって、図書館の利用率も上がっていると考えております。

現在、公立図書館においての「ラーニング・コモンズ」の実例というのは、先ほども申しましたように、熊本県では今のところないというふうに思っております。図書館も変革の時代にありますから、今後、人の集う場所になれるように、検討・研究は進めていきたいと思っております。

次に、図書の利用者についてでございますけれども、玉名市民図書館は昭和56年にオープンいたしました。オープン時の貸し出し数は、西日本でトップクラスでしたけれども、現在でも上位を占めております。市民図書館の貸し出し手続きをした利用者数は、この5年間の推移ですが、平成20年度が6万5,056人、21年度が6万8,875人、22年度が6万5,741人、23年度が6万4,565人、24年度が6万4,926人となっております。1日の利用者数は約500人です。また、年齢別の利用状況ですけれども、一番利用者が多い年齢は0歳から6歳までの年齢です。全体の31%、次が60歳以上で22%、続いて30代、40代、そして50代がほぼ同じ利用状況です。小・中・高校生はほとんど学校図書館を利用していると考えております。市民図書館では、小・中・高校生の利用率が上がるように、いろいろ工夫しております。今後も地域に密着した図書館を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） それでは、私のほうから玉名町小学校の運動場拡張と校舎建てかえについての御質問にお答えをいたします。

昨年の6月議会においても答弁をいたしましたが、各校区とも少子化の流れから、児童数は減少傾向にあります。町小の児童数においては、年度ごとの増減はあるものの、平成29年度においては増加とのデータ上の数字があります。

校区の傾向として、児童数においては、ここ数年大きな変化はないものと思われま。このような状況の中、町小の学校施設、特に運動場については、児童数から見ますと、他の学校より非常に狭く、御指摘のとおり全校児童による各種行事や運動会などには、観覧する場所もないなど、学校やPTA保護者の皆さんが大変御苦労されていることは重々承知しているところでございます。現状を見ますと、周りが住宅密集地で、南北西側に市道が通り、東には玉名女子高の施設が建ち並んでいる状況下においては、これ以上の拡張は困難であると考えます。また、このような中で、平成21年度の体育館やプールの改築時にも、運動場の面積や南北の校舎の建てかえ場所について、概略の検討が行なわれております。なお、この時点では、まだ校舎の改築時期がはっきりしておらず、位置の概略の検討に終わっております。このときは、議員御指摘の南校舎と北校舎を現在の運動場北側、体育館やプールと並べて一体的に建築する案などが検討されま

した。学校施設の改築を行なうには、まず、老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、老朽化を総合的に評価する耐力度調査を行ない、建物の老朽化状況を数値で示す必要があります。このようなことから、現在の南校舎が昭和41年、42年度に建設、北校舎が昭和49年、50年度に建設され、それぞれ46年、38年が経過をしております。老朽化が進んでいる状況にありますが、校舎の建築時期が8年の開きがあり、また、北校舎が38年しか経過しておらず、耐力度が基準値以下として、改築の必要に至るか懸念しているところでございます。教育委員会といたしましては、玉名町小の校舎改築については、現状は十分理解しております。学校規模・配置適正化基本計画の再編計画と照らし合わせ、建てかえ時期の計画を検討してまいります。

○議長（作本幸男君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 先の論旨で申し上げましたように、次から次へと教育問題の変革がなされようとしている中にですね、例えば、「教育セミナー九州 in 八代」ですか、こういうのが11月2日に行なわれました。わざわざ文科省から初等中等教育局長がおいでになり、今私が指摘したこと、非常に憂いて前向きでこれ取り組まなきゃならないという指示じゃありませんけど、そういう講演がありました。その中で先ほど申しましたように、土曜授業のあるいは、いろんな道徳とか、そしてまた英語の教科化とかですね、こういうものを指摘されております。教育委員会の改革もそうであります。このようなものが波打つ中に、次から次へとやってくる中にですね、つい最近、統廃合の問題の宮崎の北方小学校、4小学校が統一して来年から新しい小学校が生まれる。あるいはもう富合小学校とか先ほど申しました講師としておいでになった校長先生、村のですね、規模である学校、こういうようなところが既にですね、軌道に乗せているわけなんです。産山村とかですね、少し遅いような気もするわけですね、小中一貫。これは見解の相違もありますけれども、既に熊本県でも4・3・2。いわゆる6・3・3を改革した3つに分類するような学年の編成、こういうのにももう着手してあるわけなんです。こういうことが遠からずやってくるわけなんです。教育委員会は非常に大変なこれから時期にまた迎えようとしている中に、さらに奮起して小中一貫教育等を進めていきたい。私はそういうふうに願っているわけであります。

図書館については、0～6歳が一番貸し出しが多いということ、今、聞きましたけれども、これはその3歳児の人が借りていくわけではなくて、制度によってそういう絵本を借りるにしても、幼児の名前でお父さん、お母さんたちが借りていく。こういうことでしょ。はい、それでやっぱり理解でくるわけでありましてけれども、隣にある市民図書館は、教育長の話にもありましたように、ひところ西日本一になったということもあ

ります。そう停滞はしておりませんが、新しい熊本県にまだ導入されていないので、まだ手を打っていないということでもありますけど、「ラーニング・コモンズ」、スペースの問題、空間の問題もありますが、こういうことにおいてもですね、やっぱり研究していかなきゃならないという大変な時期になっているんじゃないかと、このように思うわけであります。

玉名町小の運動場の問題は、運動会のときだけじゃないわけです。ちょっとふれられましたけども、部活動、体育授業、その他いろいろな授業においても、体力づくりにも影響しますが、非常に狭いというようなことで、今どき運動会など立って見る学校はどこもないわけなんですね、29年度、30年度に、一応あわせた形で、しっかりと検討していくという次長のお話でした。耐力検査は3年以内、3年かかるので、例えば30年に建てたとしてもですね、さかのぼれば、29、28、27年、27年度からですね、そういうのを始めていかなきゃならない。何も老朽化、あるいはその耐力検査に云々じゃなくて、諸般の事情を勘案すれば必ず国からも補助が出るような対象になっている。既に38年がたっているということでもありますので、これも大変な事業と思いますが、そういうようなところで、さらなる検討の推進方をお願い申し上げる次第でございます。

大きな2番で、商店街再生活活性化について。いろいろとありますけど、私がここで取り上げているのも既に、玉名市においても何らかの形でおやりになっていると思いますけど、この「まちゼミ」という、これは一つの消費者に向けてのゼミなんですね、岡崎市がこれは有名な取り組んでいる場所になって、そこの講師を呼んで、各大学等にもですね、その周辺の商店街の人たちに、こういうのをやって非常に効果をあげていると。

文房具屋さん一つ取ってみれば、1万円の万年筆がばんばん売れるようになったというような記事もありましたけども、そういう「まちゼミ」についてですね、商店街再生の鍵として注目されている「まちゼミ」についてお尋ねをしているわけでございます。

次に、城戸議員の質問にもありましたけれども、現市庁舎跡地と周辺開発、これはアクセス道路等を含めての開発ですね、11月26日は玉名地域協議会、27日に我々の市庁舎と周辺開発協議会に対し、玉名市現庁舎跡地の利活用の提案は、庁内職員のプロジェクトチームが私案として取りまとめたものを、2協議会に対し発表説明報告がありました。

それによりますと、チーム員の全員は現庁舎跡地の一致した最適な利活用として、次の内容を提案、現庁舎は早急に解体し、敷地の南側3,000ないし4,000平方メートルに、第一保育所を移転配置し、整備し、総合子育てセンター等を併設する、そして残る北側の土地には、この辺でしょうね、児童遊園などの公園に類する施設を整備し、さらに文化センターなどの利用者も兼用できる駐車場と災害時にも利用できるオープン

スペースを配備すると、このような答申というか、報告をしているようではありますが、これでは、まだこれは私案でありますからね、庁内の人の私案でありますから、市長を中心とした上層部におかれましては、これを踏まえて、周辺も含んでこれから研究し調査されるんじゃないかと思いますが、先の議会で、これ私の記憶によりますから定かじゃありませんけど、記憶でありますけど、市長は総合的な、総合的というより、この周辺の問題についてのですね、基本計画あるいは基本構想なるものを着手する、取り組むですね、そういう時期にきているんじゃないだろうかというような御答弁でありました。

そこで、先に申しましたように、子育て支援課にお聞きいたし、今、当課では保育所の民間委託の策定が行なわれていると思うが、そうすると跡地はもちろん、市有地のその跡地に第一保育所を建設するとなると、第二保育所、今は民民になっていますが、そのようになるのか、それとも一箇所ぐらい公立保育所を残してみたらという意見も行政にありますけれども、この第一保育所をそれに当てるのか、永久的な市の保育所ですね、当てるのか、現在、80人の規模でありますけれども、人数であります、通所しているのは町校区ばかりじゃないと思いますね、周辺の内容をお聞かせ願いたいと思います。

砂天神踏切の拡張をJRが測量設計に着手し、これはありがたいと思っております。遠からず、道路の拡幅と進んでいき、繁根木川西道路、要するに通称染め物屋通り等の問題、地元の人の要望によれば、錦橋まで拡幅を含め、周辺開発を跡地利活用として、同時に進めなければならないとして、錦橋の中それまでに歩道もつけたり、あるいは西側の染め物屋通り等に着手すると、こういう着手してほしいと、そういう時期にきていると、自分たちは話があれば立ち退きにも応じていいというような気持ちから13軒でしょうか、あられる人たちの代表として3人、その協議会に入らせていただいておりますが、先ほど申しましたように、そろそろ策定するこの周辺の開発ですね、マルショクも入れてでしょう。そういうものを今まで出しているところなんですね。玉名商工会議所さん、崇城大学秋元サテライト研究室の皆さん、玉名市中心市街地検討会議プロジェクトチーム、市庁舎周辺開発推進協議会、玉名地域協議会、こういう団体等から、方面から出ている俯瞰図ですかね、あるいは完成図ですか、予想図ですか、提言図ですか、こういうものをですね、早く示していただきたい。明日そういうふうにしてくれ云々じゃなくてですね、そういうのが策定というか、基本計画等がなされると周辺の人も、玉名市にとっても将来的に希望を持ってですね、臨んでいけるんじゃないかと、このように思いますけど、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]



○産業経済部長（森本生介君） 吉田議員御質問の「まちゼミ」についてお答えをいたします。

現在、「まちゼミ」は商店街再生の効果的な手段として全国的に注目される中、市内商店街の取り組みとしてはありませんが、「まちゼミ」と類似した事業として、平成17年から高瀬蔵において「高瀬マイスター倶楽部」「高瀬職人塾」が開催されております。この取り組みは、市内各事業所の店主が講師となり、お菓子づくりや煎茶教室等を開催し、受講者であるお客様に体験していただく事業であります。体験していただくことで、お客様はお店ならではの専門的な知識や技、お店の情報等を知り、あわせて店主やスタッフは、受講者とコミュニケーションを図ることで、新規の顧客確保、顧客との信頼関係につながります。本事業は、年間で10回程度開催されておまして、結果的に、お客様満足、お店の売り上げ、地域商店街の活性化につながるため、「まちゼミ」とほぼ同じ仕組みであると考えているところです。今後は、「まちゼミ」の効果や仕組み等について先進地の事例などを参考にするとともに、現在、高瀬蔵で取り組んでいる事業をさらに充実させ、地域商店会の活性化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 吉田議員の市庁舎跡地と周辺開発についての第一保育所についての御質問にお答えをいたします。

公立保育所の民営化につきましては、行政改革の一環として、玉名市保育所民営化検討委員会を設置し、御審議をいただきました。先月11月11日に市長へ建議書を提出いただいたところでございます。建議には、平成26年から平成30年までに、滑石、豊水、睦合の3園の民営化及び統廃合について、効率的に計画を推進し、在園児や保護者へ不安がないように適切な対応を図るようにとのことでございます。

第一保育所は含まれておらず、民営化につきましては、建議を尊重しながら進めてまいりたいと考えております。また、第一保育所の在園児の所在地でございますが、玉名町校区が58%、築山校区が10%、その他石貫、八嘉、伊倉、玉名、梅林等からでございます。職場やお住まいの近い、送迎が便利な保育所を利用されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 吉田議員の市庁舎跡地と周辺開発にかかわる総合基本計画についてお答えをいたします。

市庁舎跡地を核とした一体的な土地利用やアクセス道路の整備についての総合的基本計画について、市は策定すべき時期にきているのではないかと質問でございますが、このことについては先般の議会におきまして、市役所職員のみで組織をいたしました「玉名市現庁舎跡地等利活用検討プロジェクトチーム」から具体的な利活用案の提案を受けた後、その提案内容を慎重に検討した上で判断したいという御答弁を申し上げます。

プロジェクトチームから、市長当選後の10月末日、市庁舎跡地の利活用案の報告を受けたところでございます。プロジェクトチームの利活用案は、市職員のみチームでございまして、平成26年度に有識者や市民の代表からなる玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会を設置し、この報告内容を初め、これまで各団体等から要望や提案がなされておりました利活用案の再検討を行ない、また、広く市民の意見を聞きながら、来年度中には市としての市庁舎跡地の利活用の方針を決定していきたいと考えております。

なお、現庁舎を含めた周辺開発にかかわる構想の策定につきましては、今後中心市街地の活性化のあり方についての基本計画などを見直す時期にあわせて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） こんにちは。新風玉名の福嶋譲治です。

今回、私、公共交通網の整備についてと、農業問題について2つ質問を通告しております。まず、公共交通網の整備についてということでは、きのう内田議員がやっぱり同じような質問をされておりますので、答弁も同じような答弁もいただくかと思っておりますけれども、私なりに質問してみたいと思います。

まず、1番目に公共交通網の整備について。

高齢化や自家用車の普及、その他もろもろの複合的な影響で、路線バスを初め、交通体系見直しの必要性が急務であると感じているところであります。そこで、みかん、いちご、しおかぜタクシーの実績と成果について、これからの玉名公共交通網の整備計画について質問いたします。

まず、みかんタクシーの誕生についてであります。これは路線バスの芳野経由の小天熊本線の利用者激減により、熊本市のこの路線に対する補助金カットという話から、その代替交通手段として生まれたデマンドタクシーであります。みかんタクシーにつきましては、予想以上の成果が上がっていると認識していますが、本年10月から4月本格運行に向けて試し運行をされております。いちご、しおかぜタクシーの実績と成果

を、短い期間ではありますけれども、みかんタクシーとあわせてお示しいただきたいと思います。

次に、整備計画についてでありますけれども、高齢化や公共交通空白地区での交通弱者への対応、また、現行路線バスの利用減少や、新庁舎移転などを考慮した新しい交通体系の整備が急務だと思われまます。

空白地帯については、きのう内田議員からも質問がありました。私のもと天水町では、尾田、斎藤とか北横内、丸尾、また、旧玉名市の三ツ川、豊水等がそういった空白地区になるのかなという考えであります。そういう中で、現在、九州産交の路線バスへの助成はどれだけなされているのか。利用度合いはどういうふうであるか。また、今後の対策はどういうふうになされているか。いちご、しおかぜタクシーが始まりましたけれども、そのあとの具体的な計画はあるのかどうか、示していただきたいと思います。

次に、農業問題について質問いたします。

温州ミカン新品種「熊本EC11」についてということで、11月21日付の熊日新聞に、「県は20日、お歳暮向けなどで温州ミカン需要の伸びる12月の出荷に適した新品種「熊本EC11」を育成した」との記事があります。熊本県の育種技術はすばらしいと思います。これまで9月中旬出荷用の「肥のあかり」、それから10月初めからの出荷「豊福」「肥のあけぼの」「肥のさやか」「肥のあすか」一番最初に出た「金峰」これは年末から年明け用なんですけれども、これらの品種、順次9月中旬から出荷できるように育成されてきました。これらのうち「金峰」を除くほとんどの品種が極早生に位置づけされる早出し品種であります。ずっと以前は、20年前、30年前ですけれども、最安値のピークが11月に入ってきていました。それが今では、10月10日ぐらいからミカンの価格が下がり始めまして、中旬にピークがくるようになっております。これは今までミカン農家が、早出しをしたほうが高値で売れるということで、「豊福」などの新しい極早生に転換、増産された結果、やや味の薄い極早生が10月に出荷り過ぎるからでありまして、特に天水を中心とした玉名のミカン農家が早出し産地だったということでこの傾向が強く出ております。そういう中で非常にミカン農家の経済状態が悪くなっているということでもあります。

そこで今度発表になりました年末商戦向けの「熊本EC11」を玉名のミカン農家の救世主とまではいかななくても、経営の安定の手助けにと、私自身ミカン農家でありますので思うところあります。苗木が生産者に出回るのは2016年春からということでもありますけれども、多くのミカン農家がこの品種に期待しているところあります。そういう期待していると私、思っております。

この玉名のミカン地域で、集団的に取り組めるように、市として何らかの手助けをしてほしいところあります。市の見解はいかがでしょうか。

次に、国の減反政策転換が玉名にもたらす影響などということで質問しております。

新聞の報道によりますと、「自民・公明両党の実務者間の協議で、11月20日、米の生産調整、いわゆる減反ですけれども、減反に参加した農家に配る10アール当たり1万5,000円の定額補助金を、この1万5,000円というのは、民主党政権のときに出された金額であります。10アール当たり1万5,000円の定額補助金を、2014年度から7,500円とすることで合意した。17年度まで全農家に支給を続け、減反廃止にあわせ、18年度からやめる」ということになっております。これまで米に対する補助金制度は、次々と変わってきておまして、今回はまた、その中でも長く続いてきた減反政策、減反制度がなくなるという、非常に大きな転換であります。新聞紙上では、毎日のように農地の集約、大規模農家の育成などの文字が出ておまして、新聞紙上をにぎわせております。また、農地中間管理機構などという、今まで聞きなれない文言も出てきております。

今回の大きな政策転換は、玉名農業にどういった影響を与えるのか。また、どういう方向に変わっていくのか、お示し願いたい。お示しいただいたあと、答弁いただいたあと、再度登壇いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員のみかん、いちご、しおかぜタクシーの実績と成果はどうかと、これからの計画についてにお答えをいたします。

まず、みかんタクシー、いちごタクシー、しおかぜタクシーの実績と成果についてでございますけれども、3地域の予約制乗り合いタクシーのうち、みかんタクシーについては、平成16年度に議員が先ほどおっしゃいましたとおり、熊本市がバスの打ち切り基準を含むバス補助要綱を設置いたしまして、極端に利用者の少ない系統を廃止したことに伴いまして、平成18年10月に路線バスが廃止され、これにかわる交通確保の要望を受け、平成18年12月から熊本市と玉名市の共同運行による、予約制乗り合いタクシーの運行を開始したものでございます。これにより、これまで路線バスへの補助金として熊本市と玉名市の両市で約1,200万円支出してきたものが、現在約200万円程度に縮減をされております。利用者からの意見も、利便性が向上したとのおおむね良好な意見もあっていることから、導入効果は上がっているものと考えております。

次に、いちごタクシー、しおかぜタクシーにつきましては、玉名市内で完結するバス路線である鍋線、横島線の2路線の利用者が、それぞれ1日当たり鍋線が2.5人、横島線が5人というふうに少なく、この2路線への市からの補助金が毎年約2,000万円であったことから、利用者の利便性向上、運行の効率化、交通不便地域の解消の観点から、この2路線を廃止いたしまして、かわりにこの2地域に予約制乗り合いタクシー

を本年10月から導入をしたところでございます。実績の利用者につきましては、10月、11月の2カ月でございますが、いちごタクシーが799人、1日当たり13人、しおかぜタクシーが865人、1日当たり14人で、利用者数も順調に推移をしてきております。また、この予約制乗り合いタクシーの運行補助につきましては、これまでの2バス路線への補助金額の範囲内で運行を予定しているところでございます。

いちご、しおかぜタクシーの導入効果については、運行を開始しまして2カ月しか経過しておりませんので、今後、利用者のアンケート等を実施するなどして、効果検証を行なっていきたいというふうに考えております。

それから、市から産交への補助金は幾らかということでございますけれども、平成25年、これにつきましては、産交のほうが平成24年10月から今年の9月までが決算期間ということございまして、その期間、玉名市全体で26系統、7,917万4,000円であります。これには、鍋線、横島線も含まれておりますので、その2路線を除けば約5,900万円ということになります。

次に、これからの計画でございますけれども、昨日、内田議員に答弁した内容と同じ内容になるかと思っておりますけれども、本市の公共交通については、非効率な運行体系や点在する公共交通不便地域等課題が多く、地域や利用者の実情に合った運行の見直しや持続可能で、効率的な地域公共交通体系の実現が必要な状況であったことから、本年3月、市民の移動ニーズの把握を初め、公共交通の利用実態や運行ニーズの調査・分析による課題整理を行ないまして、市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築するための、地域公共交通総合連携計画を策定をいたしました。これは、地域の代表や交通事業者等で組織をいたします地域公共交通会議で協議をしていただきながら、策定をしたところでございます。この計画につきましては、平成25年度から平成29年度の5カ年間で、バス路線の効率化、公共交通不便地域の解消、既存の公共交通の利便性の向上、公共交通の利用促進の4つの基本方針のもと、10の事業を実施することといたしております。今後も引き続き、この計画に基づきまして、交通空白地域や交通不便地域の解消、赤字路線の見直しなどなど、課題解消に向けた取り組みを行なっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 福嶋議員の御質問、農業問題についての温州ミカン新品種「熊本EC11」についての御質問にお答えをいたします。

熊本県は、先ごろの報道にもありましたように、県農業研究センター果樹研究所で、ミカンの新品種「熊本EC11」を育成したと発表いたしました。この品種は「させぼ

温州」に「ハッサク」の花粉を交配し、14年の歳月をかけて育成されたものであります。本年2月25日に種苗法に基づきまして、品種登録出願を行ない、6月12日に出願が公表されました。

品種の特性としましては、高糖度で、中袋である「じょうのう膜」が軟らかいため、食味にすぐれております。また近年、気候温暖化の影響で浮き皮の発生による品質低下が著しい中、この品種は浮き皮の発生が少なく、安定した生産・出荷が期待できるものでございます。さらには、出荷時期が12月のお歳暮時期でもあるため、贈答用としての需要が見込まれ、熊本ミカンのブランド力向上が期待されるとともに、現在の温州ミカン生産量の約6割を占め、過剰気味となっております極早生品種からの転換により、労力の負担分散も図られるものと思われまます。

県の産地化計画としましては、平成26年春に、県内産地で現地実証圃を設置するとともに、平成28年春から県内生産者に対する苗木の供給が予定されております。平成35年度までには100ヘクタールを目標に産地化を進める計画のようであります。本市は、県内でも有数のミカン産地でありますものの、価格低迷などにより、その経営は非常に厳しい状況にあります。今後の市の柑橘振興を図る上で、当該品種への転換は大変有効な手段であるとも考えます。市といたしましては、JAと連携して品種特性を見きわめるとともに、早期導入を図るため、改植事業の対象品種となった場合は、積極的に推進をしてみたいと考えております。

次に、国の減反政策転換が玉名にもたらす影響などについての御質問にお答えいたします。

政府は、先月26日、米の生産調整を5年後の2018年度に廃止する方針を決定いたしました。1970年に始まった減反政策が半世紀ぶりに取りやめることが確定的となりました。減反の廃止に向けて、減反参加農家への補助金も現行の10アール当たり1万5,000円から、来年度は7,500円へ引き下げられ、4年間の時限措置となります。一方で、主食米の生産過剰による米価急落を防ぎ、国内で不足しております米粉、飼料用米の生産を促すため、転作補助金も現行の10アール当たり8万円から、収量に応じて、10アール当たり5万5,000円から、最大10万5,000円を支給する仕組みに変わる見込みであります。また、地域内の農業者が共同で取り組み、地域活動のコストに着目して支援を行なう、新たな日本型直接支払い制度を来年度に創設する方針であり、農地や水路、農道の維持管理を後押しする「農地維持支払い」と、農村の環境をよくする住民活動を支援する「資源向上支払い」が導入される予定です。

さて、国の減反政策転換が本市にもたらす影響についてのお尋ねですが、先ほど申し上げましたとおり、米の直接支払い交付金は来年度から補助金単価が半減する見込みです。本年度において、約3億2,200万円の補助金が、来年度は同面積の場合約

1億6,000万円の減額となります。一方、補助金が増額となる飼料用米等の作付や日本型直接支払い制度への参加の動向が、現在のところつかめておりませんので、その額は不明ですが、減反政策の転換に伴う影響は少なくないのではないかとというふうに心配をしておるところでもございます。

なお、減反政策以外の新たな農業政策の目玉としましては、担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿として都道府県段階に「農地中間管理機構」を整備することとされています。さらに、その活用を促すため、自民党税制調査会は、機構に農地を売った人の譲渡益にかかる所得税を軽減するなどの税制の優遇措置をも検討がなされているところであります。このように、減反政策の廃止やTPP参加を見据え、農業政策は目まぐるしく転換しておりますので、市といたしましてはその動向を注視しながら、市の農業振興に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） まず、公共交通網の整備についてでありますけれども、前に私が、こう一期目玉名市議会に出させていただいたときに、会派の研修で萩に行きました。そこでは定額、低料金の周遊バスが観光地をめぐるっておりまして、非常に使い勝手がいいというか、乗りやすいバスだなと、公共交通だなと思ったところであります。また、先日、ちょっと私用で三重県の鳥羽に行きましたけれども、そこでも20人乗りぐらいの余り大きくないバス、コミュニティバスが運行されておりまして、こういった形に方向転換していくのかなというのを感じた次第であります。

産交バスへの補助金の問題ちょっとお聞きしましたところ、まだ5,900万円ですか、それぐらいあると。みかんタクシーの場合、天水町では600万円ほどの補助金を出しておりました。それが200万円の補助金で、利用者も喜ぶ、また、タクシー会社も喜ぶ、経済効果もあるということです。今度の、今、答弁いただきましたいちご、しおかぜタクシーにしましても、横島の平均5人が1日13人、倍以上。鍋が2.5人だったのが14人という、非常に利用者が多くなっておりまして、これはやり方次第では、まだまだどんどんふえるというふうに考えられます。その補助金ですが、2,000万円以内、2,000万円うちうちでということですが、基本的にどうですかね、そんなにかかりますかね、本数とかそういうので、そのうちうちで十分できるんじゃない、みかんタクシーの例を考えると、できると思います。これは路線バスの代替交通手段としてでない補助金も出しにくいという部分があると思いますので、どこもこれも同じようにはいかないと思います。ただ、交通空白地帯、私が例を挙げました、幾つ

か例を挙げましたところ、ほかにもあると思いますけれども、こういうのは今やっております福祉バスみたいな、コミュニティバスを10人乗り程度の回す方法が可能じゃないかと思えますし、補助金の額との兼ね合いも考えてしなければいけませんけれども、基本的には、きょうもずっと質問がありました中心市街地の活性化等々と絡めまして、中心市街地や市役所を中心とした公共施設との、周辺地域との連絡交通網を、そういったコミュニティバスや乗り合いタクシーみたいなもので、作りあげていく、構築が必要であると考えております。

部長の答弁の中で、いろんな形で、今行なわれている地域総合交通連携計画ですか、その中であらゆる方面から考えられているように、答弁がありましたので、そういった本当に今から高齢化の中で、交通弱者という人たちの買い物、また、いろんな病院、そういったことに便利なように十分考えて構築していただきたいと思えます。早くそういった指針を出して、実際に運行ができるように進めていただきたいと思えます。

次に、農業問題ですけれども、温州ミカンの新品種について質問いたしました。これは私、自分がミカン農家でありますので、事細かな質問になりましたけれども、消費者にとりましては、ミカンはミカンなんですよね。私ども生産者としては「ああ、9月は豊福が、肥のあかりだ。10月の初めは豊福だ」と品種にこだわりますけれども、消費者にとりましては、ミカンはミカンなんですよ。だからこういった県がすばらしい品種をつくってくれておりますので、そのとき、そのときに一番おいしいミカンを消費者に届けるという形を生産者はしなければいけないと思えますし、これは農協なりいろんな集まりで、そういった形をとって、高収益につなげていくというふうに、私どもも含めて考えなければいけないと思っております。

つい最近、はかりをつくる日本では大手の会社の方だそうなんですけれども、その方が「JA玉名はミカンが一番安く売りよるもん」というような大阪の本社から来られて話をされたようですので、これは私どもも含めてみんなで農家を盛り上げていかなければいけないと思っております。イチゴやらトマトやらは非常に玉名は調子がいいように聞いております。

それと、国の減反政策が玉名にもたらす影響はということで質問しまして、部長よりいろいろ事細かく説明をいただきました。聞いていて即、すぐずっと耳に入る、理解できることではございませんが、やっぱり新聞等々を見ておりますと、この減反の補助金の半額とか、先祖の農地が手放せないとか、それと全農地の8割を集約とか、大型農家をつくって行って、腰の強い農家をつくっていくという国の政策かもしれませんが、私個人的に考えますに、今まで日本の国土を守ってきた、日本の農業を守ってきたのは、小さな山合いでも続けてきた農業、段々畑、段々の棚田で農業を続けてきた人たちも非常にこう農業を守ってきた、国土を守ってきたという部分があると思えます。ここ玉名



だけで考えましても、横島干拓の農地と三ツ川、石貫、また、坂門田あたりの農地、非常に形態が違いますし、私のおります天水町の坂の農家、一くくりでは非常に考えにくい部分がありますので、これは、国は国の政策としまして、玉名独自で農業市玉名を盛り上げていくために、独自の農業政策を考えていただきたいと思います。

答弁はいいません。私の要望といたします。私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、福嶋譲治君の質問を終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明14日から15日までは休会とし16日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時08分 散会

第 4 号

1 2 月 1 6 日 (月)

# 平成25年第5回玉名市議会定例会会議録（第4号）

## 議事日程（第4号）

平成25年12月16日（月曜日）午前10時00分開議

### 日程第1 一般質問

- 1 14番 永野議員
- 2 7番 嶋村議員
- 3 15番 宮田議員
- 4 12番 近松議員
- 5 9番 江田議員

### 日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

\*\*\*\*\*

本日の会議に付した事件

### 日程第1 一般質問

#### 1 14番 永野議員

##### 1 玉名市の学校教育について

- (1) 玉名市学校規模・配置適正化基本計画及び玉名市小中一貫教育推進計画の進捗状況と今後について
- (2) 複式学級に対する補助員の活用について

##### 2 高崙市長2期目の施政の取り組みについて

- (1) 新玉名駅周辺開発について
- (2) 新玉名駅駐車場の混雑解消について
- (3) サッカー場建設について

#### 2 7番 嶋村議員

##### 1 松原海水浴場の環境整備について

- (1) 海水浴場（潮湯外壁部）シャワーの仕切り板の必要性
- (2) 潮湯内、潮湯外、磯の里への洋式トイレ、障がい者用トイレの設置について

##### 2 国道501号線（鍋・高道地区）沿いの農振除外による商業地としての活性化について

#### 3 15番 宮田議員

##### 1 東部環境センターについて

- (1) 基幹的補修及び第3期土堰堤最終処分場工事における玉名市のかかりについて

4 12番 近松 議員

1 新玉名駅駐車場について

- (1) 有料化について、これまでにどのような検討がなされたか
- (2) 駅駐車場の目的外使用対策はどうしていくのか
- (3) 今後、駐車場不足対策はどうするのか

2 子ども医療費無料化について

- (1) 12歳まで無料にしたことをどのように評価しているか
- (2) 子どもの元気づくりには取り組んできたのか
- (3) 現在、中学生の病欠の主な原因は何か
- (4) 中学生の受診率はどのくらいか

3 コミュニティ推進課について

5 9番 江田 議員

1 2期目を迎えた高崙市政を問う

- (1) 公立玉名中央病院のあり方は
- (2) 監査委員選任に対しての考えを問う

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

日程第3 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙

散会宣言

\*\*\*\*\*

出席議員(24名)

1番	北本 将幸 君	2番	多田隈 啓二 君
3番	松本 憲二 君	4番	徳村 登志郎 君
5番	城戸 淳 君	6番	西川 裕文 君
7番	嶋村 徹 君	8番	内田 靖信 君
9番	江田 計司 君	10番	田中 英雄 君
11番	横手 良弘 君	12番	近松 恵美子 さん
13番	福嶋 譲治 君	14番	永野 忠弘 君
15番	宮田 知美 君	16番	前田 正治 君
17番	森川 和博 君	18番	高村 四郎 君
19番	中尾 嘉男 君	20番	田畑 久吉 君
21番	小屋野 幸隆 君	22番	竹下 幸治 君
23番	吉田 喜徳 君	24番	作本 幸男 君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	企業局長	植原宏君
教育委員長	池田誠一君	教育長	森義臣君
教育次長	西田美德君	監査委員	有働利昭君

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

14番 永野忠弘君。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番（永野忠弘君） おはようございます。自友クラブの永野忠弘でございます。

きょうは新しく選挙後の初めての定例会ということですね、3分の1の新人さんの前で、初めて一般質問をしますので、少々緊張しておりますが、通告に従い頑張りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

最初に、玉名市の学校教育について。

1. 玉名市学校規模・配置適正化基本計画及び玉名市小中一貫教育推進計画の進捗状況と今後についてお尋ねいたします。

この件に関しまして、先日の一般質問でもあり、かぶるところもあると思いますが、私は私の思いで質問をさせていただきます。この件に関しましては、玉名市は少子化による複式学校もふえ、平成22年度より教育委員会の動きが始まり、平成23年12月の玉名市学校規模適正化審議会からの建議内容をもとに、市内6中学校単位、並びに一部小学校単位で、地域住民や保護者に対しての説明会を行ない、手順を踏みながら進められ、市内小学校に小中一貫教育推進担当者を配置、新しい学校づくり委員会の開催を経て、初めに玉陵中学校区の6小学校を統廃合し、現玉陵中学校の敷地を拡張し、併設する小中一貫校の仮称・玉陵小学校を平成29年4月に開校を予定として進行中であります。

しかし、市民にとって本当によりよきものになるのか。理解ができているのかとの疑問を感じ、6月議会での見直しの要望書の提出に至ったものととらえております。また、その見直しの要望書に対する対応もないまま、9月議会に新しい小学校建設用地の調査・測量などの予算が提出され、これを議会で否決したことは皆さんも御存じのとおりであります。

我々議会の要望は、もっともっと市民に理解を求めているのであります。これに対する対応を求めているのであります。しかし、それに呼応する形で意見交換会を10月10日より玉名小学校校区から始まり、11月15日の福山公民館まで、17カ所で行な

われたことは先日の質問の答弁にあったとおりであります。

私も、数カ所に参加させていただきましたが、小中一貫教育に対する教育委員会の説明は、市民に対してまだまだ必要であると感じました。今後の教育委員会の取り組み、内容にもよりますが、一貫教育に対しては、方向性には反対ではありません。また、6校の統廃合に対しましては、住みなれた地域の拠点・生活・文化の核となる小学校がなくなる不安は、地域によりさまざまな意見があり、このことに対してはもっともっと多くの方と意見交換会が必要と感じたところであります。

今回の玉陵校区での意見交換会は終わりましたが、推進計画を実行していくスケジュールを考えますと、今議会で再度9月議会に提案された小学校建設に係る予算案を提出される最後のチャンスではないかと考えておりましたが、提案もなく、推進計画のスケジュールが変更になるのではと考えます。歩みをとめ、再度住民説明を行ない、理解を求めることを要望してきた私たちですが、今回の意見交換会の分析、その取り扱いなどを含めたところをお伺いしたいと思っております。

まず、1. 現況はどうなっているのか。

2. 推進スケジュールの変更はあるのか。あれば今後のスケジュールはどう変更するのか。

3. 一貫教育の26年4月スタートの計画の変更はあるのか。

4. 新小学校建設位置の見直しはあるのか。

4点お伺いいたします。

2の複式学級に対しての補助員の活用についてですが、今、進められている学校再編の原点は、少子化による児童・生徒の減少が進み、複式学級もふえ教育の機会均等と教育水準の向上などを目指し、進められていると認識しております。複式学級は、一人の先生が2学年の生徒を受け持つという大変御苦労の多いと察するところであります。先生も大変でしょうが、生徒も一時限を半分授業で、半分自習となるわけであります。ここで、教育機会均等等を考えた場合いかなるものかと考えますし、以前、その不平等を訴える月瀬小学校保護者の新聞への投書もありました。複式学級の生徒の保護者としては、大変不満を持っておられるのも当然のことと考える次第です。保護者の中には一日も早く、複式学級の解消を願っておられます。

ここで、統合が延びる様子でもありますので、ぜひ複式学級への補助委員の活用を検討していただきたく提言をお願いするものであります。ちなみに、近隣では、和水町、山鹿市などが複式学級への補助委員制度で対応されております。ぜひ、玉名市も文教の里として、教育の機会均等の精神に鑑み、お願いする次第であります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。

今、永野議員の御意見幾つかございますけれども、まず、先般行ないました意見交換会、このことについて分析ということでもありますので、そのことについてまず答弁させていただきたいと思えます。

永野議員もおっしゃいましたとおり、この意見交換会につきましては、玉名小学校区を皮切りに、玉陵中学校区において、行政区単位を基本に11月15日まで全17カ所で意見交換会を行ないました。386名御参加をいただきました。1日目の北本議員の御質問にも答弁いたしましたとおり、現在、御意見や御要望を、取りまとめを行なって、これを検討するということでございます。意見交換会では、現状での複式学級へ補助委員の配置、平成29年度開校から、平成30年度開校になり、1年間延期したことによる対応等の学校教育関係の問題、また、地域振興対策、支館活動、地域自治組織、跡地の利活用等の全町的な取り組みが必要な問題など、地域の皆さまの御意見を再認識したところでございます。

教育委員会としましては、これらの御意見を整理し、方向性を地域住民、新しい学校づくり委員会及び市議会の皆さまにお示しし、御理解を得ながら、平成30年4月開校を目指してまいりたいと考えております。

次に、平成26年度から小中一貫教育を進めていくということでもありますけれども、これは現在、中学校区ごとに小学校の先生方と中学校の先生方で話し合いを行ないまして、中学校区というまとまりの中で、児童・生徒の課題を明らかにしているところであります。そして、その上で目指す子ども像を一元化して、小中学校で共通して実践していく事項を定めているところであります。例えば、当たり前のことかもしれませんが、学習面でチャイム着席を徹底する、共通の学習マナーを決めて徹底する、生活面では無言清掃に共通して取り組む、共通の生活の決まりを決めて徹底していくなど、中学校区ごとに実態に応じた共通実践事項を定めていっているところでございます。

現在、小学校で主に取り組んでいる家庭での音読を中学校でも継続して取り組もうとか、中学校で取り組んでいて効果が上がっています集会時集まるときの無言集合を小学校でもやろうというような、そういう子供たちのために何が必要なのか、どんなことができるのかという視点に立って、小学校の先生方と中学校の先生方が話し合いをして、取り組みのすり合わせを行なっているところでございます。

平成26年度から実施するというのは、そうしたまずは、これまでそれぞれで取り組んでいたことをそろえていく、というところからスタートしていく、ということでございます。そして、絶えず検証を行ない、改善を加えながら小中一貫教育の取り組みを充実発展させていきたいと考えております。



次に、小学校建設位置の見直しはあるのかということでございますけれども、小学校の建設ということにつきましては、10月7日の玉陵中学校区の新しい学校づくり委員会で、新しい学校の設置予定地として、玉陵中学校の西側に隣接する案ということで、再説明を行なったところでございます。委員の中から、いろんな問題が、申し出が出ておりますので、こうしたことを、審議を再びお願いをしていきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールも重ねてでございますけれども、教育委員会としましては、3月定例議会の当初予算に測量、地質、造成の経費や実施設計の経費計上を予定しております。そのためには、まず、新しい学校づくり委員会を1月中に開催をして、新しい学校の設置予定位置について御審議をいただき、決定していただきたいと思っております。そして、当然のことですけれども、市議会に対しましても随時説明と報告を行ない、御理解を得ながら教育委員会議でもそれを議決して、そして進めてまいりたいと考えております。議案を可決いただきましたら、3月末に農振除外への申請を行ない、平成30年4月開校を目指して進めてまいりたいと考えております。

次に、統合までの間に、複式学級に対して支援ができないかということでございます。永野議員がおっしゃいますように、他の市、町におきましては、複式学級に学習の補助員をおいているところもあります。担任が一方の学年を教えているときに、もう一方の学年の子供たちの学習を補助と支援をするというのが主な役割だと思います。玉名市におきましても、学習支援の役割を担う職員を配置したいという思いはありますけれども、現在、特別な支援を要する児童・生徒への対応に各学校とも苦慮しているのが現状であります。その要望が幾つも上がっているところから、学習支援の教育支援員の配置、これを充実させているところでもあります。現在、複式学級を有する学校にも、特別支援教育支援員は配置しておりますので、その支援員が各学級に入り、支援を行なっていくことで、そのことが子供たちの学習支援につながればありがたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 14番 永野忠弘君。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番（永野忠弘君） 御答弁いただきましたが、推進計画のスケジュールとしては、1年延びてるといことのようにありますが、一貫教育の26年4月スタートの計画の変更はないようであります。しかし、この一貫教育の26年4月スタートに当たってはですね、再質問になりますが、小中一貫を進めるに当たり、本年度より小中一貫教育推進担当者が活動なさっていると思いますが、この方々の活動内容等をお伺いします。また、成果等があればお聞かせください。

それと今、答弁の中でですね、私この一貫教育を推進するに当たってですね、過日、一貫教育フォーラムが市民会館でありましたよね。あのときに、講演なさった上陽何とか学園の。

〔北訥（ホクゼイ）」と呼ぶ者あり〕

○14番（永野忠弘君） 北訥（ホクゼイ）学園の前校長さんですかね、あの人の最後のほうの言葉にですね、これは要するにその一貫教育を進めるに当たってですね、義務教育の9年間の明確な目標、それと到達目標の明確化。こういうのをですね、やっぱりちゃんと定めたところで行なったほうが良いというようなお話があったように記憶しております。玉名市も、ですから来年4月からスタートということでもありますので、この辺のですね、明確な目標、到達目標の明確化、この辺というのはどうとらえていらっしゃるのかお聞きいたします。

複式学級の補助員の活用という、これは今までの支援員さんを強化して対応するというようなことでありますが、これはちょっと違うんじゃないかと思うんですね、やっぱり和水町、山鹿市等に、時間がなかったもんですから、その2カ所しか勉強させてもらいませんでしたが、やっぱり二つの市町はですね、ちゃんとして複式学級に対して、一つの複式学級に対して一人の補助員をつけて、ちゃんと対応していらっしゃると思います。ですから、玉名市にも、私もそれを要望しているところであります、支援員さんというのは、これは特殊学級に対する支援員さんじゃないかというふうに、私は今まで聞いておりましたもんですから、それとはちょっと違うんじゃないかというふうに思いますので、その辺もちゃんとですね、複式学級に対する補助員さんを要望いたしたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

再質問をお聞きして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○教育長（森 義臣君） 永野議員の再質問にお答えしたいと存じます。

今、推進フォーラムで上陽北訥（ホクゼイ）学園の前校長先生が、確か、義務教育の9年間の明確化というのをしっかりしなければいけないと、あるいは、その9年間の教育の到達目標をきちんと組み立てておかなければ、9年間の小中一貫教育というのはきちんとできないということをおっしゃいました。これが私どもに取りましても、玉名市教育委員会が背負わされている最も重要な課題でございますし、このことはしっかりと受けとめて、現在進めているところでございます。

また、複式学級の補助員というのは、特別支援教育支援員と違うということで、これは確かに目的としては違いますので、教育委員会としては、どちらを先に優先するかという、複式学級の補助員を否定しているところではございません。支援学級の特別に支

援を受ける子供たちと、それから複式学級、あるいは逆に非常にクラス数のまだ多い大規模の学級、学校もございますので、そうしたところのバランスを考えながら、いろいろ配置を考えておりますので、永野議員のおっしゃいます、複式学級の補助員も当然視野に入れながら、いろいろ計画を立てていくということは、これは必要ではないかというふうを考えております。

それから、小学校に、小中一貫教育に関しての再質問もございました。

現状をお答えしたいと思いますのですが、現在、27校の小中学校にそれぞれ小中一貫教育コーディネーターという担当の先生を置いております。そして、平成26年4月からこの担当の先生をきちんと位置づけて、そして小中一貫教育の準備を進めてまいります。

まず、今年度、中学校区ごとに、小学校と中学校の垣根をなくすというところで、小中一貫教育推進のための先生たちによって新しい組織づくりを行ないました。その組織の中で、先生方が話し合いをし、中学校区での児童・生徒の課題を明らかにして、目指す子ども像を一元化した上で、小中学校で共通して実践していく事項を定めているところであります。これらを中心になって進めているのが、各小中学校のコーディネーターの先生方です。そしてコーディネーターの先生方は、校外的には他の小中学校のコーディネーターと連携を図る一方、校内においては小中一貫教育に関する情報提供を行なうなど、連絡・調整・推進役を担って取り組みを中心に進めているところであります。26年度以降は、取り組みの実践化を図っていきますので、絶えず検証を行ないながら、改善策を練り、次の計画を立てていくことになるのですが、これらにつきましても各小中学校のコーディネーターの先生が中心となって担っていくこととなります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 14番 永野忠弘君。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番（永野忠弘君） 今、森教育長のお話をお聞きしましたが、一貫教育を来年4月からスタートということでございますが、私もさっき述べたようにですね、反対するものではありません。しかし、先ほどですね、義務教育9年間の明確な目標、到達目標の明確化。このことあたりはですね、やっぱり4月からスタートということであれば、そのあたりまでにはですね、やっぱりちゃんとしたものをですね、発表しながら進めていきたいと、そういうふうに思いますし、お願いしたいところであります。

それと、複式学級に対する補助員でございますが、これに対してはですね、本当に真剣に考えていただきたいと思うんですよね。本当に子を持つ親としてはですね、半分授業、半分自習なんですね。本当に教育を思うならばですね、その辺をしっかりと考えていただきたいというふうに思うところであります。再度お願いしたいところであります。

それでは次に進ませていただきます。

高崎市長2期目の施政の取り組みについてお伺いいたします。

高崎市長は2期目の当選ということですが、選挙戦では、今後の玉名市の方向性、施策の取り組みについてマニフェスト等で示しながら当選されたわけであり、当選後、いろいろなところで今後の玉名市の市政運営の方針や抱負を語っておられますが、「くまもと経済」という月刊誌の12月号の首長インタビューの中での市長の話の内容と関連を質問させていただきます。

新幹線新玉名駅周辺整備の件であります。この件に関しては、私は地元でもあり何回となく質問させていただいておりますが、御存じのとおり23年3月の一般質問の答弁の中で、民間活力による開発を誘導するとの方針を示されております。いわゆる、民間に委ねるということで、行政はインフラ整備等で応援をすることになっております。周辺整備につきましては、整備計画第2段階の3.2ヘクタールは、計画どおり市が交流施設として開発すべきである。また、玉名平野は農地整備もできてない地域ですので、排水・道路整備、いわゆる、インフラ整備をまず計画整備し、民間の進出を誘導し、活力を引き出すなど、お願い、提言等をさせていただいてきたところであります。

私は毎回言っておりますが、この新玉名駅周辺、いわゆる玉名平野周辺は、今後玉名市の拠点となる地域と考えております。この地域の開発整備が、今後の玉名市発展に大いに関係してくると考えております。そんな思いで、新玉名駅周辺開発は関心を持って取り組んでいるところであります。月刊誌「くまもと経済」の12月号の玉名市長のお話の中で、「駅周辺の開発は民間に委ねます。しかし、民間が参入する下準備としてインフラ整備を進め、民間を主導しなくてはなりません。」とあります。以前と違う内容だと思います。前に述べましたように、玉名平野は農地整備もできてない地域であります。本気で民間に進出をお願い、また活力を発揮してもらうなら、市長のお話のように、インフラ整備は下準備としてすべきものと考えますし、お願いをしてきたつもりであります。

2期目に向けて市長はこの地域の開発を、方針転換され、真剣に取り組んでもらえるものと受けとめていいのか、真意をお伺いしたいと思います。

次に、新玉名駅周辺整備の件ですので、2番として新玉名駅前駐車場の混雑解消についてお尋ねいたします。

新玉名駅駐車場の混雑解消の件につきましても再三お願いしているところでありますが、なかなか解決までに至っておりません。市長も24年3月議会では、解消策として拡張案を提案されておりますが、そのときの利用者の利便性を考えてのことであつたと考えますが、あれから12月が過ぎますと2年近くたってしまいます。混雑は大変イメージダウンでもあります。来年3月で開業して丸3年になりますし、有料化も含めて拡張など、混雑解消の考えの計画等はないのかお尋ねいたします。

3番目に、サッカー場建設について。この件については、城戸議員も質問なさっておりましたが、私も質問させていただきます。

このサッカー場建設については、市長のマニフェストにもありましたし、選挙後のいろんなインタビューの場所でもよく話の出ている件でありますので、2期目に入って力が入っているようにとらえておりますが、予算の件は話されておりますが、場所はまだ未定ということでもありますので、新玉名駅周辺整備構想の第2段階の3.2ヘクタールの場所をぜひ検討していただきたいと考える次第であります。検討できるのか、できないのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

[市長 高崎哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 永野議員の質問の市長2期目の施政の取り組みについてお答えをいたします。

最初に、新玉名駅周辺開発についてでございますが、交流施設用地の3.2ヘクタールの整備につきましては、その必要性、緊急性、市の財政状況等を総合的に検証した結果、民間活力による開発を誘導するというので、これまでの方針に従いまして、構想区域内における民間事業所の具体的な進出の動きに応じて、開発に関わる諸手続きやインフラ整備等を積極的に支援するものとしております。

したがって、駅周辺の整備構想エリアにつきましては、現段階で道路、水路、上下水道などの各種のインフラを先行して整備することは考えておりませんが、エリア一帯の適正な土地利用の推進に向け、現在策定中の都市計画マスタープランにおいて位置づけし、県北の玄関口にふさわしい新しい都市空間の形成を目指してまいりたいと考えております。また、先ほどの「くまもと経済」に記載、掲載されておりましたインタビューの内容についての御質問がございましたけれども、これにつきましては、新玉名駅周辺の開発を民間の活動に委ねるということは決定をいたしておりますけれども、その際に、民間が進出するハードルを下げるために、行政がインフラ整備により支援を行なうという従来の考え方を簡潔な表現で記載されたものと受け取っております。

次に、新玉名駅駐車場の混雑解消についての御質問にお答えをいたします。

新玉名駅は、平成23年3月に開業し、これまで多くの市民や地域の皆さまに御利用いただいているところでございます。駐車場は多目的広場など、臨時駐車場も含めまして、295台を設置をいたしておりますが、昨年春の大型連休や秋の連休には大変混雑をいたしまして、利用者の皆さまに不便をおかけしたというようなことがございました。

これまで大型連休やお盆の前に、「広報たまな」で目的外利用の禁止、あるいは乗り合わせによる利用の協力を呼びかけながら、誘導員の配置なども行ない、対応してきた

ところでございます。また、今年度から駅前広場中央のイベント会場として使用いたしております交流広場に一時的ではございますけども、さらに55台の臨時駐車場を確保して混雑に対応する試みを実施いたしましたところでございます。その結果、春の大型連休は、連休中おおむね駐車場の混雑は生じておりません。また、お盆の8月10日から17日までの期間も同様に対応いたしました。その結果、駐車場が不足するということはありませんでした。一方、秋の連休につきましても混雑が少なくなるよう、交流広場を常時開放して対応した結果、一部で枠外の駐車が見受けられましたけども、苦情等は特にございませでした。今後、年末年始におきましても同様の対応を行ない、利用状況につきまして調査を継続し、これらの結果を踏まえて駐車場のあり方について考えてまいりたいと考えております。

また、有料化につきましては、新玉名駅は県北の各地域からの御協力により設置できました広域の駅でございます。今後も駅設置の経緯を踏まえまして、乗降客の増加や運行本数の増便を目指し、新玉名駅を利用してよかったと思っただけのような、より利便性の高い駅として駐車場の無料化を続けてまいりたいと考えております。

3番目に、サッカー場の建設についての質問にお答えをいたします。

サッカー場建設につきましては、城戸議員の一般質問の際に答弁をいたしました。本市には公的なサッカー施設がないために、多くの方々より建設を望む声が多く、公約として掲げたところでございます。

議員御指摘の建設の場所につきましては、今後市民の皆さま方の御意見や関係団体の意向を十分に踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 14番 永野忠弘君。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番（永野忠弘君） 市長の答弁をいただきましたけど、駅前周辺の開発を民間に委ねるということではありますが、しかしこの「くまもと経済」の記事でございませけど、私はですね、これを読みますと「駅周辺の開発は民間に委ねます。しかし民間が参入する下準備としてインフラ整備を進め、民間を主導をしないといけません。」とあります。これ市長、雑誌社がそがんふうに書いたっだろうというふうにおっしゃいますが、私としてはですね、そういうことで、今まで市長がおっしゃっていたのとちょっと違って、民間が進出したあとにインフラ整備をするということを市長はおっしゃっていると思いますが、この記事では、来る前にですね、もう本当、玉名平野は御存じの方はわかると思いますが、本当に耕地整備もしてないしですね、水路も曲がってるし、土掘りだしですね、まだまだほんなこてここに企業が何で来たっだろうというようなところですよ。そこをですね、計画整備してですね、せめてインフラ整備、排水、道路ぐらいはで

すね、整備して「いかがですか」と企業に呼びかけるというのが一番いいんじゃないかと。ですからそういうふうな計画整備を今までお願いしてきたところでございます。そういう思いの中ですね、この記事を見たら、「民間が参入する下準備としてインフラ整備を進め、民間を主導しなくてははいけません。」まさにこのとおりなんですね、私からすると。「わあ、こら市長は変わんなはったばいな」と喜んだわけですよ。でも、今また答弁を聞くとそうじゃないということであればですね、これは雑誌社の間違いであれば、これに訂正、抗議はなされたのか。そういう気はあるのか。ないのであれば、その理由をお伺いいたします。

私はですね、やっぱり市長の言動というのは、重いものがあると思うんですね、ですから簡単にですね、インタビューを曲げられたということならばですね、そら強く、毅然とした態度で抗議なりすべきだというふうに思います。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

○市長（高崎哲哉君） 「くまもと経済」につきましての再質問にお答えいたしますけど、私はあくまでも行政がインフラ整備を支援するというようなことでお話をいたしたことでございますし、それについて「くまもと経済」の記者が書かれているということでございますので、とり方としてはどちらでもとれるんじゃないかなというふうに思いますけども、私は、真意といたしましては先ほど述べたとおりでございますので、御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○14番（永野忠弘君） 抗議するか、せんかという、そのことについては。

○市長（高崎哲哉君） そういうことも今、考えておりません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 14番 永野忠弘君。

〔14番 永野忠弘君 登壇〕

○14番（永野忠弘君） はい、こういう間違いがあってもですね、訂正、抗議はなされないということですが、先ほども言いましたようにですね、市長のやっぱり言動というのは大変重いものだというふうに、私は思います。

したがってですね、市長は間違ったらんて言いなはるですけど、私どもは「わあ、これはほんなこて違う意見な」というふうに思いますよね。そういうのがあったらばですね、そら何か今ごろ毅然とした態度でですね、訂正、抗議なりなされたほうが、私はいいと思います。

ただ、今回ですね、これが市長を責める意味でですね、今回一般質問したのが目的じ

やないもんですから、そういう思いを述べてですね、今回の私の一般質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

引き続き、7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 皆さんおはようございます。

7番、市民クラブ、嶋村徹でございます。初めての一般質問で、少し緊張しておりますが、私が今、ここに立っておりますのは、市民の声を市政へ届けるためであると理解しております。

早速ではありますが、通告に従い一般質問をしたいと思います。

まず1点目に、松原海水浴場並びに磯の里の環境整備について質問させていただきます。松原海水浴場は、市民の健康増進や地域コミュニティーの活性化、交流促進の拠点として多くの方々に利用されております。松原海水浴場の利用増進に向けた整備の検討は、都市計画マスタープランの重点施策として取り上げられておりますが、現状を見ますとまだまだ不十分なものと思われま

す。利用される方々の声を聞きますと、潮湯の西側外壁に、2カ所にシャワーが仕切りなしの状態であり、周囲から丸見えとなっております。これについて仕切りの必要があると考えます。

このほか、潮湯の利用者は高齢者が多いのにもかかわらず、和式のみしかなく、高齢者にとっては不便さを感じられております。洋式トイレの設置をお願いするものです。また、外用トイレも和式のみしかなく、洋式トイレ及び障がい者用トイレの設置が必要であると思われま

す。同じく磯の里内には女性用に1カ所のみしか洋式が設置されてお

りませんので、ここも利用者からの不便であるとの声を聞きます。次に、二つ目の質問でございますが、国道501号線、鍋地区・高道地区沿いの農振除外による商業地としての活性化についてお伺いいたします。

現在、玉名市では市全体における将来のよりよいまちづくりの基盤となる、玉名市都市計画マスタープランの地域別構想に向けての取り組みが進められておるとお聞きしております。これは、玉名市全般をそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくりの方針を具体的に進められていくものだと思われま



そこで質問の国道501号線沿いの農振地域除外による、商業地としての活用についてですが、国道501号線沿いは農業振興地域のため、特に高道から鍋校区にかけては、商業施設が全くといってよいほど建物がなく、国道501号線沿いがなかなか生かされたまちづくりにつながってない気がします。農地の保全も大切ですが、農業振興地域を一部でも除外して、地域経済の活性化につなげていくということは考えられないでしょうか。もちろんそのためには、農地の基盤整備の問題など、重要な課題が多くあることと思います。すぐにできるのではないこともわかっておりますが、子や孫の世代にはもっとにぎわいのある地域になればと考えておりますので、今後、国道501号線沿いの活性化を進めていく中で、どのような問題点があるかお聞きしたいと思っております。

もし、商業地として進めることができるなら、現在、岱明磯の里、横島のY・BOX、天水町農産物直売所郷〇市、それに大浜に新設されたTOWAE（トワエ）や滑石漁協による水産物販売所など、点々と小規模ながら販売店が散在しております。国道501号線沿いに玉名市を代表するような観光特産販売所、いわゆる「道の駅」のようなものができないものかと思っております。それにより、玉名市の地域に対する愛着心や地元物産品への再認識、玉名市外、県外からの多くの集客が見込まれ、生産者や加工業者にも活力を与えることとなり、一体として取り組むことができ、地域活性化につながるものではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

農地の保全も大切なことではございますが、地域の活性化のために何か知恵を出し合い、国道501号線沿いで玉名市発展につながる方法はないものかと思っております。

執行部の考えを聞きまして、また、質問をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） おはようございます。

鳴村議員の松原海水浴場の環境整備の中で、潮湯外壁部のシャワーの仕切りの必要性についての御質問にお答えをいたします。

まず、潮湯に設置してあるシャワー設備は、潮湯建設2年後の平成6年度に海水浴場利用者及び潮干狩り等される方のために設置されたもので、設置当時はシャワー設備における仕切りの必要性はなかったようでございます。しかしながら、今年25年度の海水浴客で6,700人、潮干狩り客で2,900人の利用があるなど、多くの人に利用されておりますので、検討の必要があると考えます。

次に、潮湯内・外及び磯の里への洋式トイレ、障がい者用トイレの設置についてで

ございますが、トイレの現況は潮湯内で6基、潮湯外に10基、磯の里に5基が設置してありますがすべて和式のトイレとなっております。また、障がい者用トイレは潮湯内に一カ所のみを設置となっております。今後、施設の担当部署と連携を図りまして、利用状況を考慮し、部分的にでも洋式トイレへの移行を図りたいと考えております。

いずれにしましても、こうした施設利用者の声を真摯に受けとめまして、県北唯一の海水浴場であります松原海水浴場の環境整備に努めてまいります。

次に、国道501号線、鍋・高道地区沿いの農振除外による商業地としての活性化についての御質問にお答えをいたします。

まず、農業振興地域につきましては、都道府県知事が一帯として農業の振興を図ることが相当な地域で、一定の要件を備えるものを農業振興地域として指定することとなっております。また、農用地域につきましては、県が指定した農業振興地域のうち、今後おおむね10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地で、農業以外の土地利用が規制される区域となっております。農用地域から除外できる要件といたしましては、農用地域の設定基準を満たさなくなった場合。農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地に該当する場合。農用地等以外の用途に供することを目的として変更する場合となっております。議員御質問の案件は、農用地等以外の用途に供することを目的として変更する場合に当たります。この場合、除外の要件といたしましては、一つ、農用地域外に代替すべき土地がないこと。

二つ、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

三つ、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

四つ、土地改良施設を有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

五つ、農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過しているものであること。といった五つの要件をすべて満たす必要がございます。なおかつ、具体的な開発計画があることが前提条件でありますので、開発計画もなく農用地から除外することはできない状況です。

当該地区は、以前から農用地域からの除外の要望があることは承知しておりますが、以上のような理由によりまして、事前の除外ができていない状況にあります。また、商業地として活用するためには、上下水道等のインフラ整備の課題もあります。特に周辺が農地であるために、排水問題は解決すべき重要な課題であると考えます。

国道501号線は交通量も多く、市内の岱明、横島、天水地区を結ぶ重要な路線であることはもとより、熊本県と長崎県や福岡県等を結ぶ大動脈でもあり、将来的には商業地としての可能性は秘めているものと思います。しかしながら、現在、農用地域からの除外申請及び商業地としての活性化につきましては、先ほど申し申し上げま

したような課題がありますので、具体的な案件が出てまいりましたときに、個別に対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 担当課より、詳しく前進的な答弁をいただきましてありがとうございました。

磯の里につきましては、毎年鍋校区小学生から老人会総出で、磯の里まつりが開催されております。また近年は外国の方々が地びき網を楽しまれるなど、素晴らしい自然に恵まれたところでもあります。まだまだ玉名市外の方たちの集客が少ないように感じております。市といたしましても観光PR等に力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、国道501号線沿いの農振除外による商業地としての活性化については、農振地域の問題など、すぐに解決できるものではございませんし、多くのハードルを乗り越えなければならないことは十分わかっておりますが、自然条件を生かしてのまちづくりが進められていくことを期待して質問させていただきました。

国道501号線沿いが今後、どのように発展していくのか、また、活性化のために将来像をはっきりとビジョンを映し出していただき、商業地域として活性化を図ってほしいと思う次第です。農振地域については、今後、農地基盤整備推進委員会を立ち上げ取り組んでいただきたいと思っておりますので、担当課については前向きに検討をお願いいたします。

ちなみに、扇崎大野下地区経営体育成基盤整備事業においては、平成26年度新規採択に向けて進められていただいております。これまで十数年にわたり多くの時間を費やし、推進委員長を初め、委員の方々、玉名市農地整備課、玉名地域振興局農地整備課及び農業普及振興課、JAたまな岱明総合支所、水土里ネット熊本農地農村整備課玉名分室の方々には、大変お世話になっております。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

以上、2点の一般質問をさせていただきました。要望のみでございますので、再質問はいたしません。玉名市の全体のことを考えての活性化を進めていることを理解し、私も発展のために微力ではございますが努力をしてみたいです。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、嶋村徹君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） おはようございます。

市民クラブの宮田知美です。よろしくお願いします。

有明広域行政事務組合施設の一つで、玉東町に建設されている東部環境センターの基幹的補修、いわゆる焼却設備及び最終処分場の第3期土堰堤工事について質問をいたします。

その前にですね、傍聴の方もおられますので、聞きなれない言葉があるかと思うので、ちょっと説明だけしておきますとですね、基幹的補修というのは、焼却施設の中の中心的な設備ですね。それと先ほども言いました第3期土堰堤建設というのは、堰堤とは、いわゆる水をせきとめる、いわゆる堤防、ダムみたいなことを言いますので、それを土でつくるので土堰堤工事と言いますので、よろしくお願いします。

ことしの7月に東部環境センターの燃焼施設が耐用年数15年目を迎えるにあたり、公害防止協定報告会で、約30億円の予算で基幹的補修計画、焼却設備について報告がありました。その報告会によりますと、東部環境センターでは、毎年定期的に補修を行っているのですが、施設の処理機能と維持管理状況は安定していると報告がありました。しかし、これらの機器設備については、ほとんどの自治体でこれまでの経年劣化及び老朽化が進行していくので、年々安定した稼動が困難になり、おおむね10年から15年ごとに施設整備の中心的な焼却設備の建てかえを行なっています。そのようなことから、東部環境センターにおいても、平成26年度に約30億円で焼却設備の建てかえ工事を行なう予定になっているとの説明がありました。また、同時にあわせて、最終処分場の拡張工事、第3期土堰堤工事も行なわれる予定です。

現在使用されている焼却設備は、16時間連続稼動の准連続燃焼式焼却炉、いわゆるストーカ炉設備ですが、次の計画もこの連続焼却式焼却炉を予定されています。ただし現在の准連続16時間運転から、ワンランクアップした24時間運転の全連続燃焼式焼却炉にする計画と聞いております。いわゆる16時間から24時間にランクアップした焼却炉になるということですね。

この方式は、焼却灰や不燃物残渣を埋めるための最終処分場を必要とするために、最終処分場は、常にどっかに確保しておかなければならないような焼却炉であります。よって、今回も平成20年に工事を行なった第2期土堰堤建設工事5万2,010立方メートルに対し、第3期度堰堤工事は2万7,490立方メートル加えて、合わせて全体

で7万9,500立方メートルに拡張される計画がなされております。当初の計画によりますと、この場所における最終処分場の拡張工事は、第3期土堰堤工事までしか行わないというふうになっておりますので、今までの最終処分容量の年間平均は、大体年間で埋め立てる容量は3,500立方メートルですので、約あと7年から10年ではこの最終処分場は満杯になる予定になっております。その後、次はどこにこの最終処分場はつくられるのか、天水なのか、はたまた横島なのか又は旧玉名市なのか。そのように先ほど言いましたストーカ炉設備ですが、最終処分場を必要とします。また、今の最終処分場は先ほど言いましたように、あと7年から10年でもう満杯になります。ですからもうそこにはつくらないと一応を約束してありますので、天水に行くのか、横島に行くのか、先ほど言いましたようにまた、玉名市につくられるのか、いずれの地区であっても私は非常に難題だろうと思っております。

そこで質問なんですが、このような最終処分場、いわゆるダイオキシンなどが非常に心配されるんですが、その最終処分場が要らない、いわゆる要っても200分の1ぐらいの容量しか要らない、今、長洲町にある、いわゆる5カ町村でつくったクリーンパークファイブが採用している、金額もこれも30億円ぐらいで済むそうなんですが、「流動床ガス化溶融方式」を採用しないのかということについて質問をしたいと思っております。

流動床ガス化溶融方式は、先ほど言いましたように最終処分場を必要としないようですので、非常に住民の方々もこういうもので建てかえてもらえれば自分たちも非常に安心だというふうにおっしゃっています。ですからそこをなぜまた連続燃焼焼却炉を採用していくのか質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） おはようございます。

宮田議員の基幹的補修及び第3期土堰堤最終処分場工事における玉名市のかかわりについての御質問にお答えいたします。

まずは東部環境センターの基幹的補修及び最終処分場第3期土堰堤工事について、市として認識をしているかということについてでございますが、認識をしております。東部環境センターは議員御存じのとおり、旧玉名市、旧横島町、旧天水町、玉東町の1市3町により、生活環境の保全、公衆衛生の向上に資するため建設され、平成11年4月に供用開始し、今年で15年目を迎えております。

施設の安全・安定稼動に資するため、施設の状況に応じて計画的な定期点検補修を行っておりますが、施設の延命化、地球温暖化対策CO<sub>2</sub>、20%削減を達成するため、今回、基幹的部分の補修が計画されているところでございます。また、平成22年の法改正により、期間的設備の補修計画に循環型社会形成推進交付金が新しく設定さ

れ、対象事業費の2分の1の交付金が措置されることにより、関係する市町の負担も軽減されます。

最終処分場につきましても、平成12年4月に供用開始し、有明広域行政事務組合において、適正な維持管理により運営されております。本市、玉東町によりますりサイクルの推進、ごみ減量化により延命化が図られ、平成20年に第2期を行ないましたが、14年目を迎え、今回は当初の計画どおり、補助率3分の1で第3期の土堰堤工事が計画されているところでございます。

本市といたしましては、有明広域行政事務組合へ負担金を拠出いたしており、現有施設の有効利用によるさらなる延命化又は地球温暖化対策を達成するよう、玉東町、有明広域行政事務組合と連携を図りながら、循環型社会の形成、ごみの減量化に向け、市民へのさらなる啓発を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 15番 宮田知美君。

〔15番 宮田知美君 登壇〕

○15番（宮田知美君） 今答弁いただいたんですが、ここは広域行政事務組合議会ではありませんので、そんな詳しいことは聞けないことはわかってたんですが、ただ我々は9割の人口割りで負担をしておりますので、玉名市としてはですね、我々も知る権利があるし、そういったことで質問をしております。

玉名市の九州産廃についてのですね、報道がなされておりますので、それによりますとですね、菊池市は九州産廃の焼却施設の使用期間延長を認める方針について地元説明会を開いた。施設閉鎖を求める住民に対し、江頭実市長は苦渋の選択で、決断でこれよりお詫びをすると謝罪しておられます。

これはですね、内容としましては、市と会社が結んだ環境保全協定は、焼却施設の使用を15年間とし、11月が期限だった。しかし、立会人の県を含めた協議会では、施設の閉鎖後の環境対策や移転補償がまとまらなかったということで、また集会場においてですね、市長が説明をされております。会社は焼却施設を市外に移転する意向を示している。「移転完了まで最大5年のはかかるので、使用延長を認めてください」と住民の方に理解を求められました。しかし住民の方からは、「協定は守るべきだ」「5年延長は長すぎる」「短くすべきだ」などの声上がり、毅然とした対応を求めておられます。

ということで、いわゆるその最終処分場をですね、やはり必要とするこういうような、いわゆる施設というのは非常に地元住民にとっては問題、頭の痛いところであります。ちなみにですね、熊本市のほうにですね、東部と西部の焼却施設があるうち、西部は今度の建てかえによってですね、これは建てかえは公設民営で、先ほども言いました長洲町のクリーンパークファイブと同じ流動床ガス化溶解方式を採用すると聞いており

ます。いずれにしましても住民にとってはなくてはならない、我々にとってはならない施設なんです、住んでる人にとってはですね、迷惑施設でしかない場合が多く、立場によってですね、かなり温度差があります。ですから、私が今回この議会で申し上げたいのは、これから先は、もっと計画性を持ってですね、あと7年後に迫ったからといって慌てて探すのではなくて、地元などにですね、十分な説明をして、また配慮してですね、こういうものを、どういうものに切りかえていくのか、また地元の人たちにとっても迷惑施設でしかない場合が多いですので、よくその辺の立場を考えられてお願いしたいと思います。

あとはですね、先ほども言いました有明広域行政事務組合議会においてですね、詳細な審議をお願いしたいと思いますので、私の質問は終わりにします。

○議長（作本幸男君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

引き続き、12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） こんにちは。

12番議員の近松です。いろいろお世話になりましたけど、今度、無会派に来ました。より多くの仲間をつくりたいという思いですので、どうぞ皆さんまた会派室にも遊びに来てください。何か家族がふえたような気持ちでとても幸せな気持ちで暮らしております。実家にも大変お世話になっております。

では早速、通告に従いまして3点ですけども、まず、新幹線新玉名駅駐車場についてから始めたいと思います。

先ほど永野議員も質問されましたけども、また私は私の視点で質問いたします。私としては市民の中で、市長は市民目線といつも言われておりますけども、私のほうには有料化を求める声がますます大きくなってきてます。きのうも言いに来られました。「自分は市長を応援したばってん、これだけは譲れん」ということでございます。「それなら市長に直接言ってくれ」と私は言いたかったわけですけども、ほかにもいろんな声がありますので、その声を届けながら、市長の見解を伺いたいと思います。

有料化を求める声にいろいろありますけども、まずは行ったけどとめることができなかったというものです。もうあまり心配いらぬようなことを市長は言われましたけども、きょうの答弁聞きますと、もうこれでいいんじゃないかと皆さんは思われたと思いますけども、私も実際、最近といひましても秋だと思っておりますけども、昼ごろに行きましたところ、車をとめるところが見つからずに本当に困りました。電話をする余裕なんかございません。とにかく新幹線に乗らなくちゃいけませんし、ほかにもぐるぐる駐車場を探したあげくに帰る車が実際にありました。一度そんな目にあった人は、新玉名駅に行くときは不安でたまりません。

その次の声は「目的外利用者のために不自由な思いをさせられるのはたまらん」という声です。これも私の知人ですけども、たまたま電車に乗り合わせた人が言われたそうです。「自分の子どもは車で帰ってくる」と帰省するのにですね、関西だったか忘れちゃったけども、「自宅には余分な駐車場がないので、帰省中は新幹線の駐車場にとめることにしている。置くことにしている」お家には2台分か1台分の駐車場しかなければ、その車で外出すればいいわけですから、乗ってきた車は新幹線の駐車場に置かせてもらうということですね。「もう、とんでもない話だ」と「即、有料化すべし」その方は、強く言っていました。その方も、毎月小倉まで新幹線を使っている方なので、駐車場探しには困った経験があったわけです。新幹線の利用者が車を置くところがなくて困っているので、目的外で使うことは何たることかというわけです。

3番目の声は、大牟田など近くに駅がある地域の人でも、玉名が無料だから玉名にとめるという人がいるということです。きょう、先ほど城北地区の自治体のという話が市長の答弁にありましたけども、城北地区のみならず、城北になるんでしょうか、大牟田は、大牟田は違いますね、福岡県ですから。大牟田などでも実はそういうふうに言われているんです。玉名市民に「私は大牟田ばってん、玉名にとめる」と、実際、最近は県外車がふえているそうですね。これは市長御存じでしょうか駐車場に県外車がふえていると。玉名駅に近い近隣の市町の方が止められるのはまだしもですね、長洲の方とか和水の方とかまだしも、熊本や大牟田など近くに駅がありながら駐車場が無料だということで玉名を利用されるのは、市民として納得できないものです。

こういうことで何度も、私もこの議会で発言しましたが、市民の有料化を求める声に対して、市長はこの1月には観光の振興、地場産業の育成、消費拡大、さらに定住促進を考慮して無料化を継続していくと答えられました。しかしきょうは、城北自治体の協力があってできた駅だから、そしてまたのぞみの本数をふやしたいからと、そういうふうな言われることが変わってきたわけですけども、そういうことで無料化を継続していくと、そういうふうに先ほど言われました。また臨時駐車場をしたから大丈夫だというふうな発言でしたけども、私もそのように思っておりましたけども、実際私が行ったときには、臨時駐車場は臨時にしか開けないということで、臨時駐車場に車がとまって入れないようになっておりましたので、その後、そこを開けやすい、行きやすいように改善されたんですけども、とめられない人がいて、苦情が出てから対応されては困るわけですよ。とめられなかった人はそこで困っているわけですから。指定席とったけど、乗れなかったっていうんですよ、車を置いてきたから。探すのに時間がかかったから。今対応したからいいという問題じゃないんですね。電話をすれば開けにきてくれるということでしたが、だれしも携帯電話を持ってるわけでないですし、どこにかけていいか市民はわからないんです。どうしたらいいかわからないんです。



私は、担当部署がこれまで精一杯努力されてきたけども、もうこれ以上苦情が出ないように、今の状態で担当部署に対応を求めるなら、もう病气されるんじゃないかと思うくらい、誠心誠意されてきたと思うけども、もう限界ではないかというふうに私は思います。駐車場を次々とふやしてきたけども足りない。またふやしたけども足りない。そして県外車がふえるということは、また市長が先ほど言われましたもっとふやしていきたいと、そしたらまた足りなくなります。「たちごっこ」になります。

さらに、今年の7月に発行した議会報、皆さんもお読みになっていただいたと思えますけど、このように書かれています。

松木さんという方です。「主人も月に1回程度出張しておりますが、いつも駐車場がいっぱいでなかなか駐車できず、私が送り迎えしています。長洲町のように有料化し、本来の利用者が安心して利用できますよう、1日も早い対処をお願いします」とこのように書かれています。また、最近の話では「グッデイにとめた」という方もいました。玉名市民がもうあきらめて、家族や知人に送ってもらったり、グッデイに御迷惑かけているような状態で「苦情は減っています」「大丈夫です」と言っているのでしょうか。これは市民の信頼に応える市政とは言えません。もうここで、市民の声に耳を傾けて有料化を真剣に検討すべきではないかと考えます。

そこで3点質問します。

市長は有料化しないとかたくなに今日までできましたが、まず、有料化しないと決断するまでに、有料化について、有料化する場合、いろんなパターンがあると思うんですね、例えば、通勤客は無料にするとか、いろんなパターンがあります。そういうことで、いろんなシュミレーションを考えて検討されたのか。どこまで検討して、検討してみたけどもそれはだめだから無料にするようにしたのか。そのプロセスをお伺いしたいと思います。

それから、目的外利用者の対策はどうしていくのか。

またさらに駐車場が不足した場合、市長はもっとふやしていきたいと先ほど答えられましたから、じゃあ、そうして不足した場合は、今後はどのように対処していくのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） おはようございます。

近松議員御質問の新玉名駅駐車場についてお答えをいたします。

まず初めに、新玉名駅駐車場の有料化について、これまでどのような検討がなされたのかということについてでございますが、新玉名駅を開業いたします前、これは議員も御承知と思いますが、新幹線の担当部署がございまして、そちらのほうで有料化の案に

ついても検討はいたした経緯がございます。しかし、新玉名駅は広域の駅でございますので、県北の皆さまの御協力により設置できたものでございます。このような意味からしまして、もっと多くの皆さまに御利用をいただくために、駐車場の無料化を継続していきたいという思いがございまして、開業後につきましては、有料化の検討は行なっておりません。

次に、駐車場の目的外使用についてどうしていくのかということでございますが、これまで広報たまなや市ホームページあるいは看板などで目的外利用の呼びかけをしております。また、繁忙期には誘導員や警備員の配置を行ない対応をしております。最近の話題でございますけれども、12月5日と6日の両日、それぞれ朝の7時から午後7時まで、駐車場の利用目的調査をいたしました。この調査は、新駅の2階のプラットフォームから駐車場の出入りをする車を観察したものでございます。その車のうち、駅を利用したものなのか、あるいは公園やトイレを利用したのか、あるいは待ち合わせなどの目的外の利用をしたのかというものを確認したものでございます。その結果、調査車両のうち、2日間の平均で、全体の97.3%が駅及び駅関連施設の利用者による駐車場でございました。

次に、今後駐車場不足にどう対応していくのかということでございますが、現在新玉名駅駐車場は、多目的広場を含め常時295台を開放しております。また今年度から駅前の広場中央のイベント会場として使用しております交流広場について、連休期間あるいは週末に、さらに55台の臨時駐車場を設け混雑に対応しております。その結果、春の大型連休やお盆の期間、秋の連休の混雑期に比べ、駐車場の不足はほぼ解消してまいったと考えております。今後も引き続き、年末年始、連休を中心に駐車場の調査を行ない、これらの結果を踏まえながら駐車場のあり方を考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） まず、有料化の検討をしてないと。検討してなくて続けるということは、こういうことってあり得るんでしょうか。

いろんなパターンを検討してみて、その結果であれば市民もまだ納得すると思います。検討せずに頭から無料を続けていくというやり方はいかがなものかと私は思います。

それから2番の目的外使用97.7%だったということですけど、これは時期によっても違いますので、たまたまこのとき97.7%、つまり100人に2、3人はやはり目的外使用だったということですよ。市民が自分がとめられないと、やはりこういう声を聞いたときには我慢できないんですよ。

それから3番に対して、今後どうしていくのかということに対して、はっきりした答弁はありませんでした。そして、今でいいということでしたけども、週末はそこを開放するからということでしたけども、私は実際平日に行っていかなかったんですよ。そのときはそうですね、開放してなかったから平日ではありませんでした。まったく市民の声が届いてないんじゃないかと私は思います。

そこで再質問いたします。4月からの苦情の件数はわかりますか。たぶんあってあると思うので。ゴキブリが1匹見つけたら100匹いると考えると言われますけども、苦情が1件あったら10件以上の苦情があると私は思いますよ。大体、市民が新幹線に乗るのに慌てて、その場で市役所に苦情なんか電話しないですもん。電話する暇もないですもん、遅れますから。そして、どこにかけたらいいかわかんないですもん。そして、仮に1週間でも出かけたなら、そのうちに怒りはおさまってわざわざ電話しないと思いますよ。1件の苦情の影には、10件、100件あるというふうに考えていただきたいと思います。

それから目的外使用の調査はされたということですが、長期駐車の問題もあります。この間ですね、確か1カ月以上駐車してあった車があったと市民のほうからありました。無料でしたらもう3週間駐車する、1カ月停めるんでしたら、熊本からでも大牟田からでも当然来ます。この対策はどういうふうにしていかれるのか。パトロールはわかりましたけども、パトロールしてそして足りなかったときはどう対応するんですか。

3点目です。1点目は苦情の件数。2点目は長期駐車の実態と対策。この1カ月余りとめてあった実態についても報告してください。3つ目はパトロールはどうしているのか。それで足りなかったときはどうするのか。それから、城北自治体との思いでということは何度も市長が言われましたけども、城北自治体のトップの方とこのことについて話し合いはされたのかどうかをお伺いします。「実は、玉名市こういうふうに駐車場がいっぱいで困ってるんだけど、有料化を求める声があるんですけど、皆さんはどうお考えですか」とそういう話をなされたのかどうか。これを市長にお伺いします。

それから、のぞみを、利用者がふえたら、のぞみをもっととまるということを狙っておられるようですけども、あとどのくらいふえたらとめてもらえるんですか。JRとどう話し合いされたのか、これも市長にお伺いします。きちっとですね、市民にですね、あとどのくらいふえたら、のぞみがこのくらいだから我慢して、市も対応してるので、ちょっと待ってくださいね。とか、そういう言うだけの根拠が必要なんですね。そしてのぞみの利用者って玉名市民にそんなに多いんでしょうか。この実態、どう把握しているかお伺いいたします。

それと最後に、一番大事なことで、これは本当に私が市民の代表として、もうこれを聞かないと議員でいられないという思いで聞くんですけども、無料化を続けるんだって

ら「今後、1度も1回も車をとめられないということを、そういうことはないようにします」と、ここで宣言できるのかどうか。その覚悟で、無料化を続けるのか。市長にお伺いします。

それと先ほど、建設部長が今後、何だか考えていきますと言われましたけども、もしそのことで有料化を考えているのであれば、その具体的なことをお伺いしたいと思います。

以上、7点について再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。

まず、苦情の件数というお尋ねでございますけれども、平成25年度は本市に直接、あるいは駅、たまララ等を経由して苦情が寄せられておりますけれども2件でございます。

次に、2番目として長期の駐車について、どうしているかというお話でございますが、これは以前から調査をしたこともございまして、毎日、車の車番を確認をいたしまして、ある駐車場に何日その車がとまっているかとそういったことを調査したこともございます。で、1カ月という今、お話がございましたけども、私どもが調査したときはそこまで長期化した車はございませんでした。ただ、2、3日、あるいは1週間程度の車はあったかというふうに記憶しております。

それから、3番目でございますけれども、有料化を担当課のほうで考えているのかというふうなことでございますが、そのことについては現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） もう一つ。

○建設部長（坂口信夫君） 失礼いたしました。

それから、4点目でございますけれども、パトロールの方法についてでございますが、通常、シルバー人材センターの方をお願いをしたり、あるいは年末年始等につきましては、警備会社の警備員の方をお願いをしたりということで、いろいろ進めさせていただいているところでございます。

○12番（近松恵美子さん） この間、海外に出張している、長期出張者というのは1週間以上だったんじゃないですか。あれは報告してください。

○建設部長（坂口信夫君） はい。

○12番（近松恵美子さん） この間、海外出張して、長期にとめてた実例があったじゃないですか。

○建設部長（坂口信夫君） ちょっと済みません。その件については、私ちょっと報告

を受けておりません。それは、担当課のほうからそういうお話でございましたか。

- 12番（近松恵美子さん） おまつり広場にずっととめてあったから、撤去できなくて困ったという。ずっとおまつり広場にとめてあったから、市民の目にとまってるわけなんですけど、あれはいったいどうなったんですか。あれは1週間や2週間じゃなかったじゃないですか。その事情を。

〔何ごとか呼ぶ者あり〕

- 12番（近松恵美子さん） いや、わかってますよ。私、聞きましたから。

- 建設部長（坂口信夫君） 通常でございますと、所有者の方に御連絡をして、あるいは所有者の御家族の方に御連絡をして撤去をしていただくというふうなお願いをしたいと思います。

以上です。

- 12番（近松恵美子さん） この議会で、私は、隠し事はしてほしくないんですね。

〔「調べるたい」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） あとで調べてください。

- 建設部長（坂口信夫君） ちょっとそこの件につきましては、もう一度調査をさせていただきますと思います。

- 12番（近松恵美子さん） お待ちしときます。

〔「休憩しましょう」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） 後ほどでいいですか。

- 12番（近松恵美子さん） 昼食、食べてからでいいです。

- 議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

- 市長（高嵯哲哉君） ただいまの近松議員の再質問にお答えをいたします。

この玉名駅につきましては、昭和50年代の後半にルートが決定をいたしまして、その後、期成会等々が設立をされて城北駅ができたというような状況でございます。

当時、松本市長のもとに、14市16町1村という形で誘致運動が展開をされました。そのときのやはりこの城北の皆さん方が、本当に一生懸命努力をされた結果、この新玉名駅が設置されたというような経緯がございますので、そういうものも大事にしていかなければならないというふうに思っております。

それから、JR九州に何台とまったら、何人乗ったらとまるかというようなことでございますけども、こういう数字的なことは要望はいたしておりませんが、やはりJR九州としては、一人でも多くの方が乗ることによってのぞみ等を玉名駅に停車させ

るような状況にもっていけるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、今後とも駐車場の無料化を継続していくという中で、いろいろな問題を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（近松恵美子さん） 答弁になってませんよ。

○議長（作本幸男君） いいですか、あとで。

○12番（近松恵美子さん） 答弁になってないから、再質問じゃなくて、きちっと答えてください。

地元自治体との話し合いはしたのかということで質問してるんですけども、そのことには。

○議長（作本幸男君） 市長どうですか。

市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 地元とのそういう近隣の市町村との話し合いをしたかということでありますけども、そういう要望があって、設置をした駅ということでございますので、駐車場を無料にするとかというような話はいたしておりません。

以上でございます。

○12番（近松恵美子さん） 議長、済みません。かみ合っていないんですけど。

駐車場がもう満杯になって、有料化を求める声がみんな上がってきているんですけども、この有料化に対して、今の時点で皆さんどう思いますか。有料化してもいいですかという話し合いは近隣自治体の人としてますかという質問なんです。

○議長（作本幸男君） いいですか。

今の答えで市長。

○市長（高嵯哲哉君） はい。

○議長（作本幸男君） 済みません。近松議員のですね、一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 近松議員の再質問でございます交流広場に長期間駐車していた車両の取り扱いの経過ということで御報告いたします。

9月の下旬に当該車両が2週間程度とまっているというのを発見し、9月末に玉名署に車両の所有者の方へ連絡を依頼したということでございます。それから、10月の初めに玉名署から所有者の方に御連絡をしておられます。その時点で発覚しましたこととしては、遠方の方でございまして、こちらのほうに仕事でお見えになっていたということと、それから海外に現在御出張中であるというようなことがわかったということでございます。その後でございますけども、レッカー車による移動も検討はしたということではありますが、サイドブレーキがかかっておりまして、移動する場合に車両に破損を及ぼすおそれもあるというようなこともございまして、そこまでは至らなかったということでもあります。また、当時はイベントが開催されていたというようなことでもございまして、車両の取り扱いにつきまして、イベントの実行部局と相談して、車の周りを、車両周辺を安全施設で覆うというようなことで了承を得たということでございました。今後、このような事案がありましたならば速やかに所有者の方に御連絡をして、レッカーによる移動を行ないたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） お昼を食べましたので、少し頭が整理されたというよりはちょっと勢いが失速してしまったんですけども、再質問先ほどいたしまして、真っすぐに答えていただけなかったと、やはり市民軽視であるということをつくづく感じました。

さすが高寄市長は長期政権になりますとはぐらかすのが非常に上手だなと、私は市民の付託を受けてここにいるので、このことについては今後一度も、新幹線の駐車場にとめに行ったときに困ることが一度もないようにしてほしいと、有料化を進めないんであったら、それについて自信があるのかどうか「ある」「ない」で答えていただきたいかったです。それが私の趣旨ですので、これは再々質問ではありませんで、きちっと答えていただけてないので、あるのか、ないのかということでお答えください。

それから、長期駐車場の実態。見つかったときに2週間だったんですかね、実際把握できてなかったわけですから、1カ月くらい、本人が帰ってくるまで1カ月くらいとめてあったんじゃないんですか。それも海外出張のために。これをなぜ、この議会で真っすぐ答えなかったのか。隠蔽したのか。すべてのことに対して苦情は、果たして2件だったのか。私は疑問を感じております。非常に大事なこの長期駐車の問題に対して、執行部は把握していたはずにもかかわらず、なぜこの議会で真っすぐ答えなかったのか。これは市政の職員の教育の問題として、副市長にお尋ねしたいところではありますが。

それとまだあります。近隣の自治体のトップの方とこの話をしましたかというふうに

お尋ねしましたが、それもお答えいただけていません。市長は、近隣の自治体の協力をいただいて、この新幹線の駅ができたんだから、だからそのことも含めて、有料はできないというふうなお答えですけども、私がお尋ねしたのは、今、玉名の市民が困るぐらいの状況になっている中で、有料化も検討していいだろうかということを確認したのかどうかと「確認しました」「してない」それをお尋ねしてるんです。したのか、してないのかという点できちっと答えてください。

私たちは市民の付託を得てここに来ておりますので、きちっと回答を持って帰らなければいけません。何が何だかわからないような回答はしないでください。

それから長期駐車については、実態と対策ということを私、お尋ねしたんですけど、対策もきちっと私は、理解できてないんですけども、もう一度お願いいたします。

せっかくですので、ちょっとゆっくり考えてから、まだ漏れがないかチェックします。

どれだけふえたら、どれだけ新幹線の利用がふえたらのぞみの停車がふやしてもらえるのかJRと話したのか、話してないのか。これは話してないということだったんですかね、話してないということだったらそういうふうにとめておきます。

はい、一応これは確認です。よろしくをお願いします。

○議長（作本幸男君） どなたか、市長。もう一度、再確認の部分だけ。

建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 近松議員の再確認ということで、おっしゃいましたことについて私のほうからお答えします。

まず、長期駐車の対策についてですけども、車両が長期間とまっているということに関しては把握をしていると思っております。それからあとの対応で、なかなか先ほどの事例では、海外に行っておられるということで、相当長期かかってしまったということとでございます。通常は、御連絡をすれば速やかに動かしていただいているものと思っております。

それから今後どうするのかというお話ですね、先ほどちょっと答弁させていただいたんですけども、速やかに所有者の方に御連絡を取って、移動をしていただきたいということをお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） ないですか。市長はいいですか。

○市長（高崎哲哉君） はい。

○議長（作本幸男君） いいですね。

○市長（高崎哲哉君） はい。



○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 今のはどういうことですか。

○議長（作本幸男君） 一応、再々質問のですね、粹に入らないようお願いをしたいと思います。

○12番（近松恵美子さん） さっき、再々質問じゃないと言ってます。趣旨に沿った回答が得られてないから。

[「そうそう、だけんこれ言いよらすと」と呼ぶ者あり]

○12番（近松恵美子さん） そうですよ。

○議長（作本幸男君） 市長、どうですかもう一度、今の質問に。

○市長（高寄哲哉君） はい、なら。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 自信があるのか、ないのかというような御質問でございますけれども、駐車場につきましては、これからも市民の迷惑がかからないように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） もともとこの問題は、市としては有料という方針で始まったわけですが、当分の間客寄せの意味もあって無料でやっていこうということですから、もう当分の間が済んだので有料化を検討する時期じゃないかと私は思っております。

今回の質問で非常に残念だったのは、はっきりした時間稼ぎみたいな回答しなかったということなんですけれども、はっきりわかりましたのは、有料化に関してシュミレーションを全然考えてないと、ですね。例えば、近隣自治体のことを考えるのであれば、その一つの枠だけ無料にするというやり方もあります。通勤者は無料にするというやり方もあります。そういうことを含めて検討した結果、無料を選ぶということならわかりますけど、そういうことは一切検討してない。ただ、独裁的に頭から無料を続けていくという、それを主張し続けてるだけだということがよくわかりました。

それから、長期駐車に対しては、実際はできてないんですね、長期駐車をチェックするためには、毎日車のナンバーを全部控えていかないといけないんです。そういうことができていません。ですから、今、2週間とか言われましたけど、実態は1カ月かかったわけですね。この対策どうしていくかについては、きちんとした回答をいただかせ

んでした。やる気がないんだと思います。やる気がないというよりも、これを長期駐車をチェックしていくということは、非常に負担がかかることです。毎日毎日どうしてきますか。9時に来る車、10時に来る車、11時に来る車。それを全部チェックするということはまず不可能なことです。

〔「機械ば設置すつとよかったい」と呼ぶ者あり〕

○12番（近松恵美子さん）　そうです。

いろいろ声が聞こえておりますけど、いろんなやり方があります。それを種々あることをそれぞれ検討しまして、改めて無料がいいのか、有料化がいいのかを考えていくべきであると、私は思います。

市長が、誠意ある回答をされないですので、このことはまた議会の仲間と一緒に考えていきたいと思ひまして、次に移ります。

医療費無料化に対する、医療費無料化、その中の子どもの医療費無料化についてお尋ねします。

私は医療費無料化に対して、基本的に余り賛成の立場ではありません。今まで私の人生の中で、無料化をしていくことの功罪というものをいやというほど知らされたことがあります。一つは30何年前、東京都の美濃部都知事が全国に先駆けて始めて、老人医療費を無料にしました。そのことで、どういうことが起きましたといひますと、もう枯れた老木のようになった、寝たきりのお年寄りに対しても、定期的に胃のカメラをし、血液検査をし、薬を投与していくという医療が行なわれました。出来高払いですから、いかに多く検査をするか、投薬をするかで病院収入が上がってくるんです。医療による虐待とも言えるような実態が、一時期ありました。そのことによって今は、マルメ方式であったり、規制がかかっております。また、私が健康保険組合で働いていましたときに、すべての病院から医療費の収入が来ます。いわゆるレセプトというものです。それを見ますと、当時社会保険の本人は無料でした。そして家族は有料でした。初診料ぐらいは払っていたかもしれないんですけど、それを見ていきますと、無料の本人には同じ病気でも3,000円ぐらいの診療しかしません。無料の本人には、1万円ぐらいの診療と検査をします。そして一部負担がある家族に対しては3,000円ぐらいしかしません。つまり、あそこの病院にいったら3,000円だったとか、1,000円だったと言われると困るから、お金を払う人には、必要なだけの治療しかしません。検査もしません。でも、無料の方に対しては、わからないからできるだけ多くの検査をすると、そういう実態を健康保険組合で見てきました。そういうようなことから、無料にしていくということはいいことばかりではないという思いをずっと持っております。

4年前の選挙の公約に従って、高寄市長は、それまで就学前までであった子どもの医療費の無料化を市の単独事業として12歳まで拡充しました。そして今回、さらに中学

3年まで引き上げようとしておられます。就学前までであった乳幼児医療費の助成を12歳まで引き上げたことで、市が負担する給付費は9,000万円から一気に1億7,200万円程度になりました。8,200万円の増です。10年間でしますと8億円です。これに対して、今回、15歳まで無料化を拡充するということですが、市民サービスの優先順位が果たしてこれでよいものかという思いで質問いたします。

私は、市民目線、市民の声を届けるということは、議員として大事なことでありますが、経済優先の世の中の仕組みの中で、ある方向に誘導する恣意的な情報が飛び交う今日、市民の声を真っすぐ届けるということが、また、市民の声に答えていくことが正しいとは限らないというふうに考えております。

今、この超高齢社会を乗り切るために、国は高齢者の医療費を以前の無料から、一部負担、一割負担、今回は、70歳から75歳は2割負担にしようとしております。このような流れから、安易に無料に走っていいものだろうか、新幹線の駅の有料化、無料化の問題と同じように、やはりその費用対効果をきちっと考えていくべきではないかというふうに考えています。特にほかの子育て支援サービスはどうでしょうか。学童保育に当たっては、一人の利用者が約1万円です。兄弟ですと2万円かかります。低所得者、ひとり親家庭にとって2万円の支出ができるでしょうか。年収、役所で働いている共働きの方は、たぶん年収1,000万円ぐらいいっていると思いますけども、お二人で。年収1,000万円の方も200万円の方も、ともに余り変わらないだけに負担している今の現状、この中で一律に無料化を進めることはいかなるものかという思いもあります。

そこで質問です。まず12歳まで引き上げたことで、受診率、医療費、給付費の伸びはどうなっているか。無料化していない他の自治体と比べてどうであるかお伺いいたします。

2番目、子どもの元気づくりの取り組みはどうなっているのかについてお尋ねいたします。現場の方、御存じだと思いますけども、保育園での欠席率が、欠席日数ですね、一人の子どもが1年間に7日ぐらい病気で休んでいたのが、たった1日になったという保育園があるんです。常々申し上げてますが、最高の子育て支援は、医療費の補助じゃなくて、病気をしない子どもを育てることだと私は思っております。働く人が1年に7日も10日も休めたら、子どもが休まれたら仕事に行けません。それが1日になったという保育園があります。山鹿市でもそれを目指して成果を上げています。玉名市ではどうなんでしょうか、お伺いいたします。

それからもう一つ。ここで何度も取り上げました低体温の問題です。体温が35度台の子どもが玉名市では20%ほどいたと思います。最近の試みでは、1%になったという学校があるんですよ。もうほとんど36度以下の子どもはいないという学校があるん

です。私がこの問題を指摘しましたときに、教育長は国のマニュアルがないから取り組めないというふうなそういう内容の答弁をいただきました。そのとき私は、こういうことはインターネットで調べれば何でもわかりますよとお答えしました。その後、検討して取り組まれましたでしょうか。お尋ねいたします。

三つ目は、中学生においては、主な欠席の病名は何であるかをお尋ねいたします。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 近松議員の子ども医療費無料化についての御質問にお答えします。

まず、12歳まで無料にしたことをどう評価するかとの御質問でございますが、玉名市では、平成22年7月から子ども医療費助成の対象を、就学前から小学校卒業までに拡大をいたしております。年齢拡大でどのような効果があるかを検証するために、市で把握が可能な国民健康保険被保険者の受診に伴う費用額で、本市で対象拡大となった7歳から12歳までの一人当たりの金額で比較を行っております。年齢拡大前の平成21年度が8万5,309円、拡大した22年度を挟んで23年度が8万3,499円、24年度が8万4,935円が一人当たりの金額でございます。拡大前とほぼあまり変わらないぐらいの金額の推移となっております。これは制度の目的である子どもの疾病の早期治療による医療費の減少と直接に結びつけてよいか、なかなか判断が難しいところではございますが、積極的に評価したいと考えております。

一方、子育て世代の負担軽減につきましては、言うまでもなく十分に貢献ができているものと考えております。また、無料化による不要な受診を促すことにつながる懸念を指摘される向きもございますが、子ども医療費の助成額自体につきましても、平成23年が1億7,100万円、平成24年度が1億7,200万円、25年度につきましてもほぼ横ばいの状態でございますので、問題はないものと考えております。

次に、子どもの元気づくりには取り組んできたのかとの御質問でございますけれども、平成24年度の公立保育園、7園ございますけれども、1園調査をいたしまして、園児の病気による欠席状況を調べております。一人当たり4.07日でございます。議員ご紹介の事例と単純に比較することは難しいと考えますけれども、決して年4日という数字、多い数字ではないのかなというふうに受けとめております。

公立保育園でも元気づくりに取り組んでおります。食育を中心に事例を紹介しますと、公立保育園では園により取り組みに差はございますが、生ごみを入れた堆肥をつくり、また、ネギ、ピーマン、トマト、カライモなどの野菜を栽培し、給食の材料といたしております。それを園児も喜んで食べていることを、保護者の皆さんに園便りで

お知らせをしています。また、虫歯予防と顎の発達を促すために、よくかんで食べるよう、給食のとき指導をいたしております。保護者参観のときにもこのことをお話し、家庭での食育指導にもつなげております。また、園で取れた野菜を使用した親子クッキングで、楽しいふれあいの時間をつくっております。保健センターでは「食で元気、食で笑顔」をスローガンに健康で豊かな食生活を育み、実践する取り組みとして12月1日に「玉名食育フェア」を開催いたしました。今回は、体験元気野菜づくりをテーマに、土づくりから野菜の栽培及び野菜成分の分析等を行なったほか、講演会や理解を進めるための市民向けイベントを開催し、元気野菜づくりについて学びました。1,000人を超える参加者があり、市民にも広がりが出ております。来年度は、土づくりの団体との連携をさらに強化し、取り組みを深化させたいと考えております。

それから、中学校の病欠の原因は何かということでの御質問にお答えをいたします。

小学校での病欠欠席の原因につきましては、所管する教育総務課を通して確認したところですが、どの学校も発熱、頭痛、腹痛などの風邪症状がほとんどであるとの回答でございました。しかし、欠席には至らないまでも、本市の国民健康保険の受診疾病件数でございますけども、中学生の場合、その他の損傷、外因の影響という項目に分類されるものが1位でございます。けがなどの外傷によるものと見られ、続いて風邪による症状、近視・乱視などの眼科受診、アレルギー性鼻炎、虫歯などです。厚生労働省の平成23年患者調査では、10歳から14歳区分のうち、最多のものは虫歯でございました。そのほか外傷や捻挫、脱臼、アレルギー性鼻炎や急性肺炎、気管支炎などが上位にある状況でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 近松議員の子ども元気づくりには取り組んできたのかという御質問の中で、小中学校における低体温対策についてということでお答えしたいと存じます。

これまでも何度か近松議員の一般質問においても、低体温については答弁させていただきましたが、学校保健では低体温についてのまだ明確な定義はございません。ただその教育委員会としましては、その原因はやはり生活のリズムの乱れ、朝食の欠食、運動不足というのが原因ではないかということでとらえてはおります。それで学校現場に対しては、子供たちに規則正しい生活を送るように、早寝、早起き、朝ごはん運動の推進をしっかりと進めて、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、全校体育、あるいは強化体育の充実によって、子供たちの健康づくりを努めるようにしていただいております。

しかし、何と申しましても子どもの健康というのは、親御さんの力も非常に大きゅうございます。この取り組みでも、学校現場としましては、保護者の方に学校での健康、そういうことについて、子どもさんの健康啓発をいつも行なっているところでございますし、議員におかれましても、ぜひ地域の方々への啓発をお願いできたらということです。

以上です。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） お忙しい中いろいろ調べていただきまして、医療費の問題については、無料にする前も、無料にしてからも余り変わらないということだったですね、ですから無料にしたからといって無駄な受診はないだろうというふうなことだったと思います。つまりこれは初日に質問にあった窓口無料化にしても医療費はふえないということにつながるんじゃないかなというふうに思います。

私の今回の趣旨はそれとは違いますけども、そのことはわかりました。ただ、私はですね、いろいろ今の状態で分析できなかったのかもしれないんですけども、今の子どもはですね、先ほど学校では出していただきましたけども、年何回ぐらい病院に行っているのか、そして医療費はどのくらい一人当たり使っているのかとか、こういう分析があって当たり前じゃないかなと、これができるような仕組みをぜひ考えていただきたいなと思います。

それから保育園の件に関しては、年に欠席が4.7、約5日ということですね、どういう条件でされたのかよくわからないんですけども、余り悪くないんじゃないかという答弁でしたけど、確かに私もこれはあんまり悪くないんじゃないかと思います。今の時代にとっては、余り悪くないんじゃないかと思いますけども、決して少ないとも思いません。年約5日ということは、10日休む子もいるし、休まない子もいるということですよ。ただ、保育園がかなり努力されているということは評価したいと思います。父兄からも声が出ます。「保育園の給食で生きているようなもんだ」とかですね。そして保育園の職員さんも、保育園に来るようになったら、お昼1食ですけど、「保育園の給食を食べるようになったら元気になった」という声を聞きますので、保育園かなり頑張っていると思うんですけども、さらにこの年4.7日が2日になり、1日になるように、さらに研究を重ねていただきたいなということ強く要望いたします。まだまだ保育園の生ごみを見せていただくと、皮をむいていたり、芯を捨てていたりしますので、その辺はぜひ、御指導いただきたいなというふうに思います。そして、今後もきちっと欠席率を出していく、各園全部出していく、欠席日数ですね、出していく。そして評価していくということをお願いしたい。また何年かたって、このことは

お尋ねしたいというふうに思います。

食育フェアについては、大変、今年は注目されまして、参加者がよかったという声を聞きました。このフェアに向けて職員、また、地域の方一体になって頑張られた成果だと思えます。本当に健診中心の健康づくりじゃなくて、土からの健康づくり、野菜づくりを通して、野菜の命、野菜と触れ合うというふうな健康づくりをぜひ継続していただきたいと、そんなふうに思います。

それから中学校の低体温の問題に対しては、私はですね、これも何度も申し上げてますけども、数字で評価しなければやったことにならないというのが、私の持論です。やった、やったと言って、じゃあ数年前に調べた低体温20%いた子どもが今、何%になったのかということなんです。保育園のほうでは出していただきました、欠席日数が4.7日だと、そしてよそと比べてこれは悪くないといわれました。確かにそうだと思います。中学校2割いた低体温がどうなったのかと、そしてまた地域、親御さんの理解のもとに教育長が言われましたけど、これが1%になったところは学校が取り組んでるんですね、四国の確か香川県だと思いますけども、仁尾小学校というところですから、調べてみてください。

どうしてこれに学校が取り組めないのか。再質問いたします。予算がないのか、そういうところに勉強に行く予算がないのか。一番大きな問題は人手がないということじゃないかなと思うんですけど、私はこの3,000万円をすぐに医療費無料化にせずに、各保育園にも学校にも臨時職員配置して、それだけの本当の健康づくりに取り組めるような体制をとるべきじゃないかなと、私は考えております。

どうして玉名はこれが、何度も申し上げますけど、どうして取り組めないのか。どうしてこの20%がその後追求してないのか。よその学校が出てるといってるのに、どうしてそれを研修に行って取り入れないのかをお伺いしたいです。

それから学校だけではなくて、給食も改善されてます、ここは。冷凍食品の使用頻度は減ったのか。無添加の調味料を使っているのか。御存じですか。玉名は調味料、添加物だらけの調味料を使ってると思いますよ。野菜の皮をむかないようにしてるのか、5ミリぐらいむいてると思いますよ。一番の成長点のある芯は食べてるか。半分ぐらいは捨ててます。野菜の半分は捨てていると思います。先進地を見に行ったり、まず勉強してはどうかと思いますけども、こういう姿勢が見られないのはどういうことが問題なのか。何が学校で困っているのか。私が思うに、お忙しいんだと思います。それは人手があつたらできるのか。予算があつたらできるのかという点で、私は今の学校の対応を批判しているというよりは、学校自体がもう手一杯ではないかということをおもっておりますので、どういう条件があつたら、これに取り組めるのかということをお伺いしたいです。

中学生の病気、発熱、頭痛、腹痛、風邪症状が一番多いということでした。風邪を自分で治せないようでは、何の病気の看護もできないというふうに言われています。本当に市民の健康、心身ともに元気な子どもづくりを目指すのであれば、この発熱、頭痛、このくらいのことで病院に行かなくてもいいような体制を、そういうふうな取り組みをしていただきたいと思います。けがについては、学校保健委員会のほうで、確か治療費出ると思いますので、余り問題はないと思うんですけども、実態として予防できるような病気でかかっているんだなという思いはしました。医療費をやたら無料にしますと、市民がですね、知らないうちにですね、病気は病院で治すものだと、病気は薬じゃないと治らないもんだという裏メッセージが届くんです。ですから必ず無料化と同時に健康づくりを広めていかないと、病院に行く必要があるから負担にならないように無料にするわけですね、つまり、行政は病院に行ってくださいと、病気は病院でしか治せないですよという裏メッセージを市民に植えつけて、医療依存を高めていくわけです。ですから確実な健康づくりを同時に進める必要があると私は思います。

そういうことで、再質問は一つ、その点です。なぜ学校ができないのか。何があったらできるのか。できてる学校があるのに、なぜ玉名はできないのかです。

次は、コミュニティ推進課についてです。私はこれについてはものすごく期待しております。役所の仕事の中で一番大事で難しいのが、市民の意識と行動を変えるということだと、常々思ってます。ですから役所の仕事の中で、このコミュニティ推進課というのは、とても重要な部門であると思います。そこにおいて、まず、市長の狙いは何であるか。市長としての狙いは何であるか。

それから私は、職員、職員がこれだけでいいかということも疑問に思っておりますけれども、一人は女性を配置してほしい。と言いますのは、公民館行事に参加する8割は女性ですので、女性を配置してほしいということ。

それから、当初は、地元出身の職員を配置してほしいと、配置するべきであると考えています。やはり地域づくりをしていくには、人脈がある人でないとできません。

もうひとつ、館長には積極的に女性を登用してほしいとそのように考えておりますので、コミュニティ推進課についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 先ほど近松議員の御質問の中で、保育園のある1園の欠席率の問題を、私4.7と、4.07で約4日の誤りでございました。失礼いたしました。

○議長（作本幸男君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]



○**教育長（森 義臣君）** 近松議員の低体温に対する学校、あるいは市教育委員会の取り組みということでございますけど、これは低体温ゼロを目指して、とにかく健康な子どもづくりというのは、日々努力をして、やっております。

ただ、今多忙だからできないとかいうようなことで、人員が不足しているというようなこともありました。確かに、多忙さというのは、これは否めません。しかし、その多忙さは、事務的、肉体的な部分よりかは、この議場で内部を全部お伝えするということではできない非常なプライベートな部分での重要な、それぞれの家庭、あるいは子供たちに対応すべく、その精神的な時間、精神的な対応というのが非常に多くなっているのは事実でございます。市の教育委員会もそのことに現実的に追われているというのを、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。どうか、これからも学校現場だけではなくて、学校現場とにかく、教員も、市教育委員会、先生たちも、それは頑張ります。地域の方々も、あるいは議員の方々皆さんに御協力、御支援いただいて、さらに子供たちの健康づくり、将来に向けた育ちを続けていきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○**議長（作本幸男君）** 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○**教育次長（西田美徳君）** 近松議員のコミュニティ推進課についての御質問にお答えをいたします。

教育委員会所管の機構改革といたしまして、平成26年度から現在の生涯学習課から中央公民館、岱明町公民館、横島町公民館、天水町公民館を切り離し、各公民館を地域づくりの拠点とするとともに、機能性向上のための新たな組織として、コミュニティ推進課を設置する予定となっております。

コミュニティ推進課の目標は、公民館を地域の活動拠点として位置づけ、地域に賑わいを取り戻し、地域の元気を引き出すための取り組みを支援することとしております。コミュニティ推進課で取り組む主な業務は、現在の生涯学習課の4公民館にて行なっております公民館の施設管理・運営事業、生涯学習の推進事業、支館活動の推進事業、自治公民館施設整備事業、いちごマラソン大会事業、みかんの里スポーツまつり事業に加えまして、地域づくりの支援に関する業務と、「なかよしの日」の事業を追加するものでございます。

新たに加わった業務であります、地域づくりの支援に関する業務は、住民や地域団体に対し、地域づくりに関する支援業務・窓口相談を行ない、市民や地域活動団体の地域的課題の解決や、地域づくりの助言、活動のサポート等を行なっていくこととしております。また、「玉名市なかよしの日」普及啓発を4公民館で実施していくことにしております。

次に、議員御指摘の人事面での配置につきましては、今後、まちづくり活動の拠点とし、地域住民との協働により、地域の元気を引き出せるような公民館を目指すためにも、男女を問わず、地域に密着した活動が積極的に行なえる職員の人事配置を検討してまいります。同様に地域ごとに異なる特性を知る、地元出身職員の配置についても、独自性のあるまちづくり活動の展開を促進する上でも、欠かせない要素だと認識をしているところでございます。また、御指摘にありました非常に短い時間での人事異動は極力避け、可能な範囲での複数年配置や適材適所の人事配置に努めることで、地域に信頼される公民館づくりを第一に考えてまいります。

さらに今回の組織再編により、分館化される中央公民館以外の3公民館には、それぞれ3人の職員を配置予定としていますが、うち1名は、一般非常勤職員を予定しているところです。この職員数については、来年度以降の各地域でのまちづくりに関する住民機運の高まり度合いや、事業の拡充等の点から増員の必要性を見きわめた上で、適切な対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、「玉名市なかよしの日」の事業についてですが、玉名市家庭教育憲章の推進を基本に、安心・安全で健やかに成長するために、親が子を育てる喜び、成長する喜びを感じる社会づくりを進めるため、平成22年10月3日に「玉名市なかよしの日」を制定いたしました。これは家庭教育力が希薄化していることから、まずは「大人同士が仲よくなり、家族、友達、学校、隣近所、地域全体で子供たちを育てていく」ことをコンセプトに、これまで家庭、学校、地域社会の仲よしをテーマとしたシンポジウム等を開催し、「玉名市なかよしの日」を普及啓発を図ったところでございます。今後は、既存の公民館の各種講座やイベント等において、「なかよしの日」とマッチングした事業を実施し、より一層「なかよしの日」の普及啓発を行なっていきます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 早く、一問一答形式を導入して1時間ぐらい教育長と議論したいところでございますが、もうこれで再々質問になってしまいますので、質問としてはできませんけども、今、「なかよしの日」のことをいろいろる説明がありましたけども、私この「なかよしの日」のことを思いますと、まずですね、職員同士が仲よくなれるような対策をとらなくては、市民の仲よしまでいかないだろうと思ってますし、その前にやはり、市民の代表としてここに立ってる議員の発言に対して、真摯に市長が答えるということが、まず、「なかよしの日」の基本ではないかというふうに思ってますし、教育長についても同様に思っております。まず、身近な人から仲よくなることをお互いに心がけていくということなしには、玉名市民の仲よしは実現しないだろう

というふうに思っております。

医療費の問題に関しては、保育園のほうは訂正して5日じゃなくて、4日だということですので、ますます2日を目指して、1日は無理といっても2日まではいくと思えますので、2日を目指して取り組んでいただきたいということを切に思います。

学校の問題に関しては、私さっきの駐車場の問題もそうなんですけども、検討してみても採用しないということなら納得するんですけども、検討もせず、わかったつもりで耳を傾けないというのが、今までの回答なんですね。それで忙しくて検討できないんですか。お金がなくて勉強にいけないんですかとお尋ねした次第でございます。私はですね、学校で1%にしたところがあると聞いたら行ってほしいですよ、「どうやって1%にしたんですか」「体温が上がったら子どもどう変わりましたか」。教育長がいろいろな問題を持った子どもに追われているということを言われましたけど、それは本当にそうだと思います。本当に大変だということをこの間、私は別の学校からも聞きました。しかし、心と体は結びついているんです。食べ物をきちっとすれば、子どもが精神的に落ちついてくると、山鹿の保育園でも言っているんです、実態が私は小学校でそれをしてきましたからよくわかります。精神が変わってくるんです。集中力、落ちつきが変わってくるんです。そこをちゃんと勉強した上でですね、勉強した上で「今はできません」と「来年から取り組みます」とか「人を入れてモデル的にこの学校だけでもしてみます」という回答がやはり欲しかったですね。

勉強してみて、頭の中が同じになった時点で、私が持っている知識と教育委員会が持っている知識が同じになった時点でないと議論はできません。それを勉強しようとしなくて議論しても、これは進みませんので、本当に残念なんですけども、私はそこが問題であると、きょうの問題であるというふうに感じました。

今後考えていただきたいと思えます。私はこういう取り組みをしないで、低体温だから風邪引くんです。そして低体温で引いた風邪は薬で治らないんです。こういう問題に取り組みないでいて、簡単に市民に喜ばれるパフォーマンスとしての無料化を続けていくということに対しては、今後も反対していきます。

行政がすることは、市民に依存させることではなくて、自立させることだと、私は考えております。病院に行かなくても生きて行けるように育てていくことが大事なことであります。パフォーマンスであってはならないと思えます。

コミュニティ推進課については、その他のことは非常に玉名の未来を考えておられるようですので、期待しながら、また一市民として協力していきたいと思えますので、ぜひ優秀な人材を、そしてそこにいましたら、次は、いい成果を上げたら、次は思うような部署に行けると、そのくらい考えて配置していただきたいなということを希望しまして、これで終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

引き続き、9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。9番、新風玉名の江田です。

最終日の最後でございます。どうかもう少し御辛抱をお願いします。そしてまた、最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。ただいま、紅一点の大変すばらしい近松議員のですね、熱弁のあとでございます。皆さんお疲れとは思いますが、どうか御辛抱ください。

今朝ですね、朝から大変すばらしいニュースが入ってきました。と言いますのは、女子のカーリングがですね、ソチのオリンピックに出場が決まったとですね、近松議員とともに、大変女子の活躍が今は日本を大変活気づけております。どうかソチオリンピックに出場される方々はですね、御期待を、応援をしたいと思っております。

ところで、年寄りばかりなのになぜ新風なのかと、皆さん、かつての同胞が笑っておりますけれども、思われるでしょうが、鶴田浩二の傷だらけの人生の歌の前語りにですね、「古いやつだと思いでしょ、古いやつほど新しいものを欲しがるものであります」とそんなわけで、新風玉名となりました。風にもですね、そよ風とか、爽やかな風もありますけれども、突風とか、竜巻とか、台風もあります。しかし我々4人の思いは一つ。全員が一丸となって、玉名のために一生懸命努力をいたしますので、どうかよろしく願いをいたします。

選挙が終わって早いもので、きょうで57日がたちました。市議選においては、新人さんが3分の1以上も立候補されまして、大変な活躍でありました。このことは、旧市議会に対して市民の御批判、期待外れもあったんじゃないかと、私も深く反省をしているところであります。

次に市長選では、合併をいたしまして3回目となりました。しかし今回は何か昔の選挙戦に戻ったみたいで、でたらめな怪文書が飛び交い、何かフェアな選挙戦ではなかったような気がいたします。高寄市長が再選されましたが、今回は前回よりも5ポイントと投票率も落ちました。知名度も少なく、玉名出身ではなかった藏原候補が最初からですね、圧倒的に高寄市長が勝つんじゃないと言われておりました。しかし、その藏原候補が2万309票とられたということは、どうか市長、頭の中において、これからの市政に取り組んでいただきたいと思います。

さて、通告に従いまして質問をいたします。

2期目を迎えた高寄市政を問うと題しまして、1番目の公立玉名中央病院のあり方について質問いたします。

11月30日付の熊日に、玉名の官民病院統合、市と医師会の方針を発表。県内初の

地方独立行政法人化の病院となると発表されておりました。現在の公立玉名中央病院はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に2番目といたしまして、監査委員の選任に対して考えを問うという題をいたしております。11月12日で議選の監査委員の任期が満了、有働代表監査委員、そして前田監査委員におかれましては、明日まで大変御苦労さまでございました。政務調査費などに関しましては、大変な御苦労をおかけいたしました。大変お世話になりました。11月19日の臨時議会で、監査委員の選任についての議案が上程されておりました。人選がまとまらないとの理由で、上程が取りやめになり、今議会ではいろいろなことがあり、本会議が6時間も遅れて開催をされました。傍聴者の皆さん方にはですね、大変お待たせをいたして苦情がまいておりました。最終的には、議選の監査委員が選任されずに、1カ月以上も空白の状態があるため、監査の業務に支障が出ている状況です。監査委員の選任について、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

○市長（高崎哲哉君） 玉名中央病院のあり方についてお答えをいたします。

現在、公立玉名中央病院は、耐震化、駐車場の確保、医師を含めた医療従事者の確保等さまざまな問題を抱えております。これらの問題は、本市において極めて重要な課題であると認識をいたしております。このようなことから、本年4月に関係機関の実務者トップによる公立玉名中央病院耐震化等検討会議を設置し、6回にわたる協議、検討を経て、9月に最終報告がなされ3つの提案をいただいたところでございます。

1つ目は、公立玉名中央病院の耐震化は、移転新築の方向が適切であること。

2つ目として、将来の玉名地域医療体制については、地域医療の中心となる公立玉名中央病院、玉名地域保健医療センター等の公的病院と民間病院の経営統合の可能性があること。

3つ目としては、小児救急、新生児、在宅医療の必要性や将来的に周産期医療が担える県北の拠点病院づくりの方向性が示され、その拠点病院を玉名地域全体で支える体制づくりが必要であること。

この3つが提案をされました。

このような状況を踏まえて、先月29日には、公立玉名中央病院の設置団体でございます玉名市と玉東町に加え、玉名地域保健医療センターを運営されておられる玉名郡市医師会にも参加いただき、玉名地域医療の体制づくりを進めるための推進本部を設置したところでございます。しかしながら、これらの提案を実現していくためには、近隣自治体、玉名郡市医師会、九州看護福祉大学等、関係機関との連携、協力が必要不可欠であるため、今後は、関係機関との協議の場を設け、将来を見据えた玉名地域の広域的な

医療体制を整備し、県北の拠点病院となるような病院づくりを進めることにより、地域住民の健康を守り、市民の皆さま方が安心して玉名で暮らせるよう、玉名地域全体で地域医療体制づくりを推進してまいります。

次に、監査委員選任に対する考えということでお答えをいたします。

監査委員は、地方自治法に基づき、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て選任するもので、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有するもの2名と、議員のうちから1名の計3名の定数を本市条例で定めているところでございます。選任に当たっては、事務や財務、もしくは業務の執行、又は財産の状況を検査し、公正かつ効率的な財務会計の事務処理を指導していくことに適している人かどうかと、また、常に公正不偏の態度を保持し、合理的かつ能率的な行政運営を念頭に監査を執行することができる人かどうか、そのようなことを考慮し選任しているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 9番 江田計司君。

〔9番 江田計司君 登壇〕

○9番（江田計司君） 大変簡単明瞭な答弁をいただきました。

今回ですね、公立中央病院のあり方について質問をいたしましたのは、9月の土曜日のことでした。夕方6時ごろ、近所に救急車がとまりました。いつまでもとまっておりましたので、心配になって見に行きました。結局、車に乗っておられたのはですね、1歳半ぐらいのお子さんでした。何か39度の熱で、急な熱を出されて、引きつけを起こされたので、救急車を呼ばれたということですけども、その6時ごろというのがですね、土曜日というのは時間帯が一番病院の先生方がおられんですね、それでその救急車のその人たちが一生懸命に問い合わせをされてるわけですね、玉名の中央病院もだめ、最終的に地域医療センターですかね、あそこと連絡が取れて、ただし、7時からでないと病院の医師が来られないと、だから結局6時過ぎでしょ。だから救急車の人がいよいよだめなときは、熊本の済生会。だから子どもさんですよ、ですね。その間の家族の方の御心配、御苦労、不安な1時間でありました。

恐らくこんな状態はですね、あってるんじゃないかと思います。そういうことで質問いたしましたけども、平成21年10月16日に玉名市民会館で玉名の未来を決めるローカルマニフェスト型の公開討論会がありました。そのとき、前島津市長と今の高崙市長が話をされている中で「福祉医療制度を充実する」と、その中で「小児医療などの24時間医療体制づくりを図ります」と言われておりました。平成22年度9月に出された「チェンジ玉名」には、小児医療体制の充実として、小児医療体制の充実のために検討を行なうとされておりますですね。しかし、その後いろいろ23年度とか24年度、

「チェンジ玉名」とかですね、いろいろ出されております。達成度とかいろいろ出されておりますけども、体制はあんまり変わっていないんですね。この小児医療の緊急体制については、大変厳しい状況のままであるんですね。だから先ほど市長、例の官民の病院をされる前にですね、やっぱり今の公立玉名中央病院をどうするのかですね、これは恐らくこの病院ができるのは、予定では平成30年かな、30年の予定でしょ。しかしそれはまだ予定だけ、まだ未定でわからんとですよ、どうなるかですね。しかし現実をピシッとしていかないとですね、きのうからサッカー場の問題とか、新幹線の問題とかいろいろあつとるけども、最終的にですね、やっぱり検討、検討ばかりじゃいつまでたつたっちゃらちの明かんとですよ。やっぱりですね、目標には必ず日付を打っていかんといかんとですよ。だからですね、サッカー場もいつまで、どがんしてつくるばいたて、これはリーダーシップである市長がはっきり言わんとですよ。検討委員会どんつくてどうのこうのとか、そがんした問題じゃなかつですよ。やっぱりですね、リーダーというのは、いつまで、どがんせなんということばやっぱりはっきり言わんとですね、いつまでたつたっちゃ検討、検討でおしまいになつとですよ。もうそのうち市長も辞めらすかもしれんもんな、もう。4年たつたら恐らく、ただその検討でしまいになつて、どがんなるかわからんです。

だから何のことにしてもですね、検討せれ、検討せれじゃいかんとです。いつまで、どがんせれというのがですね、はっきり言わんとですね、やっぱり下の人たちでん「はい、検討ばしよります」「検討ばしよります」駐車場当たりでん、何遍、何遍話の出とるですか。しかし回答はですね、結局、支障はなかという回答でしょうが。ところが近松議員が言われるように、実際支障はあつとつとですけん。それに対してのですね、やっぱりぴしつとした明確な答えば出していかんと、いつまでたつたっちゃ検討で終わるです。

このことはですね、最終的には、やっぱり病院のことにしてもやっぱり市長が言われているような定住化構想にもつながってくつとですよ。やっぱり住みよい玉名ですね。やっぱり若い人が来るのは、やっぱり医療関係が一番大事じゃなからうかと思うんですよ。そういうことをよろしく願いをいたしておきます。

続きまして、2番目の監査委員の選任についてでありますけども、普通地方公共団体の監査委員については、監査委員の設置及び定数を初め、選任及び兼職の禁止、任期、服務、職務権限など、必要な事柄について、地方自治法の第195条から第202条にわたって定められておりますね、これは皆さんホームページあたりで調べて見られるとわかると思います。

監査委員の選任に当たっては市長が答弁されたとおりであります。確かにですね、そう書いてありました。平成21年6月に第29次地方制度調査会が、今後の基礎自治体

及び監査・議会制度のあり方に関する答申をされております。その中で、監査委員制度の充実・強化について、監査委員の独立性を強化し、適正な監査を確保する観点から、監査委員の選任方法や構成について検討を行なったが、監査を受ける立場である長、これは市長ですね、監査委員を選任しているため、監査委員の独立性が十分に確保されていないのではないかといった指摘がっております。このため、監査委員の選任方法を議会の選挙によることに改め、長からの選任委員の独立性を確保することが適当であるとの意見がっております。さらに、議会の選挙の際の候補者の選考方法についても、地方公共団体の判断で公募ができるようにするなど、選択の余地を設けるようにすべきとの意見もあったと報告されております。

これまでの監査委員制度について、独立性の強化や専門性の確保を図る観点から、地方公共団体の自主性、独立性が拡大する中で、住民の信頼のもとに地方行政の適正な運営を確保していくためにも、さらなる監査委員制度の充実・強化が必要となるものであり、監査委員の独立性の強化や監査の透明性の確保などについて、さらに改革を図るべきではないかと言われております。

議会は、市の発展については、執行部と車の両輪として機能するが、市の行政全般にわたって、執行機関をチェックするという本来の機能を有しております。仲間同士のなれ合い監査との批判を避ける上からも、また、今の議会の構成からしても議会から推薦する議員を選任することが議会軽視と言われたいことじゃないかと思えます。

議長、副議長の就任のあいさつを読みました。「地方自治は民主主義の基本であり、長と議会の二元代表性において、議会は議決機関として市の意思を最終的に決定し、市政を監視するという重要な役割を果たす。議会は、長の提案や市の施策をただ受け入れるだけでなく、その執行状況を厳しく監視していく」と言われております。地方自治法の中にも意見の決定は監視委員の合議によるものとされておりますが、市長の選任された二人の監査委員と議選の監査委員3人の合議があつてこそ、高崙市長が言われている「市民の目線」のためにもまた、議会の混乱を防ぐためにも、議会が選任する監査委員を選任することが何も不利益なことがなければ、堂々と議会からの選任する議員を選任されることをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（作本幸男君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第108号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第128号工事請負契約の変更についてまで、及び、議第135号玉名市長等の給料の特例に関する条



例の制定についてまでの議案 2 2 件、並びに、陳情 4 件について一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第 1 0 8 号平成 2 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）から議第 1 2 8 号工事請負契約の変更についてまで、及び、議第 1 3 5 号玉名市長等の給料の特例に関する条例の制定についてまでの議案 2 2 件、並びに、陳情 4 件については、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 議案及び陳情付託表

##### 総務委員会

- 議第 1 0 8 号 平成 2 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）  
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 8 目人権推進費、⑨消防費、⑫公債費・第 3 表地方債補正 ①変更、②廃止）
- 議第 1 2 5 号 権利の放棄について
- 議第 1 2 6 号 権利の放棄について
- 議第 1 2 8 号 工事請負契約の変更について
- 議第 1 3 5 号 玉名市長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 陳第 3 号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 5 号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する陳情

##### 建設経済委員会

- 議第 1 0 8 号 平成 2 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）  
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費・第 2 表債務負担行為補正 追加（4））
- 議第 1 1 1 号 平成 2 5 年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 1 2 号 平成 2 5 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 1 3 号 平成 2 5 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 1 4 号 平成 2 5 年度玉名市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 1 5 号 玉名市特別会計条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 9 号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 2 1 号 指定管理者の指定について

- 議第 1 2 2 号 指定管理者の指定について  
議第 1 2 7 号 市道路線の認定について  
陳第 6 号 全市民を対象とした住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情

文教厚生委員会

- 議第 1 0 8 号 平成 2 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）  
（歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 8 目人権推進費を除く〕、  
④衛生費、⑩教育費・第 2 表債務負担行為補正 追加（1）（2）  
（3）（5）（6）（7））  
議第 1 0 9 号 平成 2 5 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
議第 1 1 0 号 平成 2 5 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議第 1 1 6 号 玉名市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 1 1 7 号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 1 1 8 号 玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 1 2 0 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 1 2 3 号 指定管理者の指定について  
議第 1 2 4 号 指定管理者の指定について  
陳第 4 号 玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区 6 小学校の校舎建設位置に関する陳情

---

○議長（作本幸男君） 各委員会におかれましては、それぞれ会期日程に従い、審査をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 4 分 休憩

---

午後 3 時 1 4 分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙を、日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙

- 議長（作本幸男君） これより、玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙を行いません。

最初に、玉名市選挙管理委員会委員の選挙を行いません。4人の委員をもって組織する選挙管理委員会の委員については、地方自治法第182条第1項の規定により、選挙権を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会において選挙することとなっております。現在の委員が、本年12月25日をもって任期満了となりますので、新たに4人の委員の選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法について、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から、玉名市選挙管理委員会委員に川本徳人君、小山勝正君、川原守君、立川泰君、以上、4人の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました川本徳人君、小山勝正君、川原守君、立川泰君、以上、4人の方を、玉名市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました川本徳人君、小山勝正君、川原守君、立川泰君、以上4人の方が、玉名市選挙管理委員会委員に当選されました。

ただいま、玉名市選挙管理委員会委員に当選されました川本徳人君、小山勝正君、川原守君、立川泰君、以上4人の方には、会議規則第32条第2項の規定による当選の告

知をいたしておきます。

続いて、玉名市選挙管理委員会補充員の選挙を行ないます。地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員の選挙を行なう場合は、同時に、選挙権を有するものうちから、委員と同数の4人の補充委員を選挙することとなっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法について、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたします。

それでは議長から、玉名市選挙管理委員会補充員に、第1順位田中武弘君、第2順位井上浩介君、第3順位村上利弘君、第4順位前田盛継君、以上4人の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました。田中武弘君、井上浩介君、村上利弘君、前田盛継君、以上4人の方を、玉名市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中武弘君、井上浩介君、村上利弘君、前田盛継君、以上、4人の方が、玉名市選挙管理委員会補充員に当選されました。

ただいま、玉名市選挙管理委員会補充員に当選されました田中武弘君、井上浩介君、村上利弘君、前田盛継君、以上、4人の方には、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたしておきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明17日から24日までは、委員会審査のため休会とし、25日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時20分 散会

第 5 号

1 2 月 2 5 日 (水)

# 平成25年第5回玉名市議会定例会会議録（第5号）

## 議事日程（第5号）

平成25年12月25日（水曜日）午前10時00分開議

### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

### 日程第2 質疑・討論・採決

### 日程第3 玉名市選挙管理委員会補充員再選挙

### 日程第4 玉名市農業委員会委員の推薦について

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

### 日程第2 質疑・討論・採決

### 日程第3 玉名市選挙管理委員会補充員再選挙

### 日程第4 玉名市農業委員会委員の推薦について

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君

23番 吉田喜徳君

24番 作本幸男君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	企業局長	植原宏君
教育委員長	池田誠一君	教育長	森義臣君
教育次長	西田美德君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時36分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（作本幸男君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 委員長報告

○議長（作本幸男君） 各委員会に付託し、審査の終了した事件を一括議題といたします。お手元に配付しております、委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

ただいま、議題となっております事件について、委員長報告を行いません。審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 江田計司君。

[総務委員長 江田計司君 登壇]

○総務委員長（江田計司君） おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、議案5件及び陳情2件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第108号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億903万6,000円を追加し、総額を296億1,193万4,000円とするものです。

執行部から、第3表の地方債補正の変更は、土地改良施設整備事業など2件の限度額の減額で、地域の元気臨時交付金の交付決定に伴う財源の組み替えによるもの及び普通交付税の確定にあわせて、臨時財政対策債が確定したことによる臨時財政対策の増額であります。また、廃止は、コミュニティセンター施設整備事業、漁港整備事業などに係る起債を地域の元気臨時交付金の交付決定に伴い、財源の組み替えによるものであります。

続いて歳入歳出について、それぞれ予算項目ごとに説明を受けたあと、次のような質疑応答がありました。

委員から、繰越金が今回の補正で2億4,000万円程度上がっているが、平成24年度の繰越金がすべて予算化されたものか、それとも財源が残っていて3月に補正されるのかとの質疑に、執行部から、繰越金について、平成24年度の決算額は8億7,138万7,000円で、残りが1億5,351万6,000円であるとの答弁でした。さらに委員から、それは3月に財源化されることになるのかとの質疑に、執行部から、そのようになるとの答弁でした。また委員から、地域の元気臨時交付金が2億6,937万2,000円入っているが、財源組み替えに使うのか、事業などするわけではないの



かとの質疑に、執行部から、平成24年度国の補正予算で経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、特別な措置として創設されたもので、内容としては土地改良施設整備、道路・橋りょう整備、コミュニティセンター施設整備、漁港の整備など、平成25年度事業に充てているとの答弁でした。さらに委員から、この地域の元気臨時交付金は、荒尾市、山鹿市、菊池市など近隣の市にはどのくらい入っているのかとの質疑に、執行部から、荒尾市2億6,382万2,000円、山鹿市約3億8,200万円、菊池市約7億8,800万円が入っているとの答弁でした。また委員から、第3表地方債補正の廃止の中の漁港整備事業についての説明及び2款総務費の中の時間外勤務手当について、公立玉名中央病院の検討協議会の立ち上げに係る残業手当との説明だったが、立ち上げ専門の職員は何人ぐらいいるのかとの質疑に、執行部から、漁港整備事業は、滑石漁港内の野積み場道路整備を行なった事業で、事業費に起債を充当していたが、この起債部分に地域の元気臨時交付金を充てたので、起債がなくなったとの答弁でした。また、2款総務費の中の時間外勤務手当は、公立玉名中央病院に係る検討協議会立ち上げ準備のため、総務課職員の時間外手当で、来年4月1日から事務局を立ち上げ、職員体制は10から12名程度になる予定との答弁でした。さらに委員から、4月1日から建設関係に10名も職員が必要なのかとの質疑に、執行部から、建設に限らず、玉名地域の医療体制づくりという幅広い事務が必要なので、例えば玉名地域医療センターとの合併問題、玉名地域の医療体制づくりなど検討すべき課題が多くあり、玉名市玉東町公立玉名中央病院、県の出向職員など、総勢10から12名になるとの答弁でした。さらに委員から、総務課の職員はふえるのかとの質疑に、執行部から、事務局は公立玉名中央病院内に置き、市役所総務課職員の増減はないとの答弁でした。さらに委員から、玉名市から何名ぐらいの職員が出向するのかとの質疑に、執行部から、職員の中から4名から5名準備をしているとの答弁でした。

また、委員から、道路橋りょう整備事業の内容は、新設かインフラの老朽化に伴う長寿化の計画なのか、特に橋りょうについてはどうなのかとの質疑に、執行部から、道路の新設、改良及び橋りょうなどの事業を行なっているとの答弁でした。さらに委員から、橋りょうは、昭和30年代、40年代に建設されて、この老朽化の問題が多くあり、全国的にも事故等が発生しているので、この問題は長期計画を立て、整備をしなければならないと思うが、その辺はどのような計画を持っているのかとの質疑に、執行部から、道路、橋りょうは、調査を全部実施したとの中で、その中で早急に対応しなければいけないものについては、その対応にすぐにするということで進めているとの答弁でした。さらに委員から、緊急度の高いもの、中期的なもの、長期的なものなど整備計画を立て、緊急度の高いものは起債を活用しての事業と位置づけてでも、1日も早く改修をしてほしいとの要望もありました。

また、委員から、障害者自立支援給付費負担金について、利用者が増加したとの説明であったが、どれくらいの増加があったのかという質疑に、執行部から、1,002人から1,125人に増加し、延べ人数で平成20年度が1万677人、平成25年度が1万1,919人になっているとの答弁でした。

また、委員から、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の204万円の補正が上がっているが、新聞報道にも非常勤職員が多くなり、玉名市も30%を超しているが、具体的に保育士等の処遇改善はどのような形で労働条件、勤務条件の改善を行なうのかとの質疑に、執行部から、国の緊急経済対策の中で、民間保育所の保育士の処遇改善を行なう事業で、保育所運営費とは別に、市内の私立保育園の13園に対し、臨時特例の交付金として交付したものである。6月補正で計上したが、交付金額は児童数が関係するため、10月1日現在で額が確定した。また、本来平成25年度の給料に反映させるべきものであるが、6月補正で決定した関係で、平成25年度は賞与に反映させ、一人当たり年間10万円の増になるとの答弁でした。また委員から、企画費のおためし暮らしのため、来年度からのスタートということだが、既に住んでみたいという希望者がいるのかとの質疑に、執行部から、今回の補正で整備する住宅ではないが、今まで民間の貸し出しをしていたが、この実績は2件あり、またおためし暮らしをしたいという需要は相談会などで多く寄せられているとの答弁でした。さらに委員から、情報発信はインターネットで行なっているのかとの質疑に、執行部から、発信は市のホームページはもちろん、東京、大阪、福岡などで行なわれている定住促進フェアなどへの参加で、相談に来られた方への周知は行なっていくとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第108号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第125号権利の放棄についてであります。

執行部より、これは地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するもので、内容としましては、昭和55年度に玉名市住宅新築資金及び宅地取得資金貸付債権の回収見込みがない償還分827万2,079円を放棄するもので、放棄の理由は債務者が破産宣告及び免責の決定を受け、保証人のうち一人は失踪宣言がなされ、もう一人も生活保護受給者であることから、貸付債権の回収の見込みがないとの説明がありました。

委員から、権利の放棄は今後どの程度見込んでいるのかとの質疑に、執行部から、住宅新築資金等貸付金は国の同和対策事業で、地域開発の一環として昭和41年に発足した事業で、玉名市は貸し付け事業を昭和42年度から平成8年度まで実施し、新築資金129件、宅地取得資金102件、住宅改修資金107件、合計で338件、244名の方に総額12億946万7,000円を貸し付けている。そのうち、平成24年度

末に49名、80件、2億2,000万円弱の収入未済金があり、回収に力を入れている。本年11月29日現在では47名、76件、総額2億1,026万399円の未収金があるが、47名のうち30名の方が分納されており、そのほか生活保護世帯、入院されている方、破産宣告者、失踪宣言者などいろんな方がいるが、まだ数件、本人との接触ができていないケースもある。今後とも、さらに債権回収に努めていきたいとの答弁でした。さらに委員から、この貸付資金の財源はどのようなものだったのかとの質疑に、執行部から、貸付資金の4分の1は国庫補助金で、4分の3が郵政の起債を玉名市が借り受けて、貸し付け財源にしていたとの答弁でした。また委員から、平成24年度に訴えの提起をして、5、6件法的な措置を実施するという事だったが、その後どのようなようになったのかとの質疑に、執行部から、平成24年3月に弁護士から配達証明つき内容証明による催促書を送付したにもかかわらず、回答がなく、償還の意思のない5名に、平成24年6月議会で訴えの提起を議決いただき、その後裁判を起し、示談の成立もあったが、2名の方については履行していただけないので、強制執行を行なうとの答弁でした。さらに委員から、2名の方について、既に強制執行はしたのか、今後行なうのかとの質疑に、執行部から、今回の補正で、弁護士費用の補正をお願いしていますので、議案が可決されれば裁判所に手続きを行なうとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第125号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第126号権利の放棄についてであります。

執行部から、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するもので、提案の内容の説明がありました。特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第126号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第128号工事請負契約の変更についてであります。

執行部から、これは平成25年6月24日議決の工事請負契約の締結について、一部を変更するもので、九州新幹線濁水等被害対策に伴う福山地区1号配水池新設工事で、想定外の転石が発見され、工程の追加に伴い、契約金額が922万970円の増額となり、議決事件の変更を行なうためとの説明がありました。

委員から、九州新幹線濁水等被害対策では、同様の事業が今までに何件も発注されていたと思うが、その中で転石などの理由で請負契約の変更があったのか、また、今回の案件で4カ所のボーリング調査を行なって、事前に転石があることが把握できなかったのかとの質疑に、執行部から、今までの工事では転石は発見されていない。また、地質調査ではボーリング孔66ミリメートル、深さ10メートルの調査を4カ所実施したが、仮に転石に当たった場合は、掘削を行ない確認するが、今回は順調に調査が行なわれ、その確認の必要がなかったとの答弁でした。さらに委員から、今までかなり発注さ

れており、転石が出てこなかった、変更がなかったというのはあり得ないのではないかと、今までは量も今回と比べて少なく、企業努力で追加分を請求しなかったのではないかと思う。今回、4カ所のボーリングで転石に当たらず、砂山として計算をしていたということも納得できないとの意見もありました。また委員から、工事の追加分の内容がどうなっているかとの質疑に、執行部から、削岩機を使用した破碎が約460万円、落下防止策としてのモルタル吹きつけが約160万円、残土運搬が300万円で、合計920万円との答弁でした。また委員から、今回の請負業者の方は妥当と思うが、設計段階でこのことが把握されてなかったことが大きな問題であるわけで、担当課と設計業者との綿密な打ち合わせが必要だったのではないかとの質疑に、執行部から、現場付近のボーリング調査による地質調査を行ない、その結果で実施設計をしており、今回の案件は請負業者に負担させるわけにはいけないので、このような変更契約になったとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第128号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第135号玉名市長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

執行部から、下水道使用料の賦課徴収漏れに伴い、市長及び副市長の給料平成26年1月1日から同月31日まで1割を減額するため、条例を制定するものと説明を受けました。

委員から、下水道使用料の賦課徴収漏れが発覚したのが2年前で、そのとき嚴重に調査をやっておれば被害は少なくなったのではないかと、この問題に対し市長、副市長の気持ちはわかるが、給料を10%カットするから責任を取ったというような問題ではない。また、給料のほかに責任の度合いがあるのではないかと意見がありました。また委員から、10年以上前の事案で、事務的に10年以上さかのぼって徴収することは現実的にはできないが、平成23年7月の事案が判明したとき、直ちに本格的な調査をやっていれば、これだけの被害にならなかったのではないかと、その中で職員の処分については口頭嚴重注意という処分は、給料、昇格にも影響がないと理解しているが、これだけの被害に対してどうなのか、どのような理由でこの処分内容になったのかとの質疑に、執行部から、平成23年7月時点では、年間にこのような事案が1、2件発生していたので、その都度対応をやっていたが、その後、検針員からの報告で本格的に調査を始めたということでした。担当課は、通常ミスが生じたとの認識で対応したことで、それで遅れたことも事実である。処分については、分限懲戒審査委員会を開き、担当課から詳細に説明を求め、その後、審査委員会では他市の状況と見比べながら、個人の仕事内容でのミスという特定が難しく、今回の処分に至ったとの答弁でした。さらに委員か

ら、平成23年7月に全体像がわかっていなかったことは理解しているが、その時点でなぜ本格的な調査に取りかからなかったのか、職員の中に不作為があったのではないか、それがこのような被害を拡大させたのではないか、今後、根本的な対策をする上で、この大きな被害に対して身内に甘い処分ではなかったのかと思う。また過去の25年2月の大きな不祥事の際、当時の上司は文書厳重注意であったけれども、市長、副市長は議会にみずから給与減額条例などを出されるべきではなかったかと思う。平成24年8月に、担当部局から報告を受けたとの答弁でしたが、その時点では何件くらいあったのかとの質疑に、執行部からは、中間時点で報告した数字はそこまでなかったが、全体で1万3,000件の調査が必要だったので、時間を費やしたことは理解をしてほしいとの答弁でした。さらに委員から、平成25年9月議会に公になり、その後11月に最終報告をもらい、2カ月足らずで調査が終わっているのに、何でもっと早く調査に取りかからなかったのかという思いで、職員の危機感が不足しているのではないかと思うがとの質疑に、執行部から、御指摘のことに対して、確かに職員の危機に対しての意識が薄かったと思う。公務員として働く以上は、意識を強く持った職員の指導をしていなければならぬとの答弁でした。さらに委員から、1件あたり一番多い債権はどのくらいなのかとの質疑に、執行部から、約601万円で請求可能金額は約501万円であり、先方とは協議が済んでおり、全額納入する意向であったとの答弁でした。さらに委員から、延滞金は加算し了解されているのかとの質疑に、執行部より、延滞金は見込んでいない、あくまでも実金額を請求する予定との答弁でした。さらに委員から、延滞金に関する条例などもあると思うが、行政がミス認めて、特例を免除したと理解してよいのかとの質疑に、執行部から、他市の事例などを参考にして、本市も同様の対応をしたとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第135号については、異議もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳第3号消費税増税中止を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。委員から、増税には、あたかも誰でも国民は反対であろうけれども、現在の日本の事情を勘案すると、既に政府は前に進んでいるので、取り上げてよいか疑問に思うとの意見がありました。

審査を終了し、採決の結果、全員一致で不採択にすべきものと決しました。

次に、陳第5号消費税増税中止を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、全員一致で不採択にすべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 建設経済委員長 福嶋讓治君。

[建設経済委員長 福嶋譲治君 登壇]

○建設経済委員長（福嶋譲治君） 建設経済委員会の報告をいたします。

今回、建設経済委員会に付託されました案件は、議案10件及び陳情1件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第108号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳出の部6款農林水産業費が5,722万5,000円の追加。そのうち主なものは、経営体育成支援交付金が1,682万6,000円の追加で、人・農地プランに位置づけられた担い手に対して、農業経営の改善に必要な農業機械、施設を支援するもので、トラクター、田植え機、クローラスプレーヤ等を整備する13戸に対する補助であります。また、玉名地区の集落基盤整備事業における測量設計委託として3,000万円を追加するもので、農道が3地区で総延長1,650メートル、排水路が11地区で延長9,495メートルとため池1地区の整備によるものです。また10月11日に発生した横島排水機場の1号ポンプの故障に対する早期復旧のための工事で、624万6,000円の追加であります。7款商工費は、天水草枕交流館の事務用パソコン等備品購入費で40万円の追加。また8款土木費は、市営住宅の退去者の増加等に伴う修繕料の550万円の追加等であります。また、債務負担行為補正として、裏川水際緑地花しょうぶ管理業務の追加で、平成26年度から平成27年度までの期間で、限度額1,123万4,000円であります。内容は、平成26年4月1日から花ショウブの開花終了時の平成27年6月30日までを委託期間とするものであり、期間が2カ年にわたる理由として、開花終了時の7月1日から翌年の6月30日を花ショウブの生育サイクルととらえ、その期間を同一の造園業者へ委託することにより、生育に合わせた管理と開花実績の責任の所在を明確にすることを目的とするものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員より、市営住宅の退去者がふえた理由と現在の空き室状況について質疑があり、執行部から、家の新築や親族のもとに帰るなどの理由で退去されており、現在、天満町団地に1戸、一本松団地に3戸、糠峯団地に5戸の住宅に空きがある状況で、広報たまな1月1日号で入居者募集を行なう予定であるとの答弁でした。また委員から、退去後の補修等は迅速に行ない、早く入居できるようにしてほしいとの意見がありました。また委員から、裏川水際緑地花ショウブ管理業務に関して、花があまり咲いていない年もあるが、植えかえはしているのかとの質疑に、執行部から、株分けした1年目は花が咲きにくい傾向がある。本年度は300株を植えかえているが、平成26年度には桃田運動公園の調整池で、本格的に補植用の苗を育成する予定である。また、排水や冠水等により生育が難しい面もあるが、毎年きれいに花が咲くよう努力しているとの答弁でした。また複数の委員から、入札のたびに業者が変わるの

では、ショウブの育成は難しいのではないかと、複数年の委託契約はできないのかとの質疑に、執行部からは、契約業務のシステム上できないとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第108号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出にそれぞれ34万7,000円を追加するものであり、平成26年4月1日からの消費税改正に伴うシステム改修の委託料によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第112号平成25年度玉名市九州新幹線湧水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

事業予定地に取得困難な地権者と複雑な相続関係を有する土地が現れたことにより、道路等の設計変更が発生し、適正工期では年度を越えるため、繰越申請を行なうものです。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第112号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第113号平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

債務負担行為に玉名市上下水道システム改修業務を追加するもので、期間は平成26年度で、限度額は43万2,000円であります。これは平成26年4月1日からの消費税改正に伴うシステム改修の委託料であります。また、平成25年9月定例会で可決しました債務負担行為の玉名市上下水道施設運転管理業務について、限度額に274万7,000円の追加で、これは平成26年4月1日からの消費税改正に伴い、債務の総額が上がることによるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第113号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第114号平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

債務負担行為に玉名市上下水道システム改修業務を追加するもので、期間は平成26年度で、限度額は43万2,000円であります。これは平成26年4月1日からの消費税改正に伴うシステム改修の委託料であります。また、平成25年9月定例会で可決しました債務負担行為の玉名市上下水道施設運転管理業務について、限度額に1,084万8,000円の追加で、これは平成26年4月1日からの消費税改正に伴い、債

務の総額が上がることによるものであります。また、収益的収入で752万6,000円の追加であります。これは下水道使用料賦課漏れに係る新たな賦課51件分によるもので、現年度分が33万1,000円、過年度分が719万5,000円であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、今回計上された過年度分は請求可能なものか、本年度末までに納付されなかったものの会計処理はどうなるのかとの質疑に、執行部から、賦課漏れの総額2,377万1,624円のうち、地方自治法による金銭債権消滅時効を除いた1,282万3,140円を請求可能なものとしており、今回そのうちの752万6,000円を請求している。また、今回計上していないものについても、全額納付の方向で話を進めており、3月に補正する予定である。また、本年度末までに納付されなかったものについては、未収金として処理するとの答弁でした。また、事務的なミスから賦課漏れとなったが、その説明を行なう中で文句などは出なかったかとの質疑に、執行部から、これまでに苦情はないが、まだ説明に伺っていないところもあるので、今後も誠心誠意を持って対応していきたいとの答弁がありました。また複数の委員から、賦課漏れがわかっていたのに、すぐ発表しなかったトップの責任、時効分に対する市の責任がはっきりしていないのではないか、時効になったから回収できないという簡単なものではない、道義的な責任についても十分考えてほしいなどの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第114号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第115号玉名市特別会計条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、条例の整備を図るもので、農業集落排水事業における加入分担金の取り扱いや、条例に規定する排水区域面積や排水人口を変更するものなどであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第115号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第119号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、法の目的に該当する事件等は過去にあったかとの質疑に、執行部から、発生していないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第119号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。



次に、議第121号指定管理者の指定についてであります。

玉名市横島農産加工研修センター、玉名市横島農業体験施設、玉名市ふるさとセンターY・BOXの3施設について、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、有限会社横島町特産物振興協会を指定管理者に指定するものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第121号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第122号指定管理者の指定についてであります。

観光ほっとプラザ「たまララ」について、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間、平成26年3月設立予定の一般社団法人玉名観光協会、仮称ですが、これを指定管理者に指定するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、たまララの開業以来の売り上げについて質疑があり、執行部から、平成23年度が約8,033万円、平成24年度が約5,918万円、平成25年度が10月までで約3,430万円の売り上げがあったとの答弁。これを受けて委員から、新幹線の利用者はふえているが、売り上げが減っていることをどう分析しているかとの質疑に、執行部から、たまララの利用者は平成23年度が約5万1,000人、平成24年度が約3万3,300人、平成25年度10月までで約1万9,000人となっており、平成23年度については開業効果により新幹線を利用しないでたまララを利用する方が多かったと考えている。売り上げ減少は、経済状況の影響もあると思われるので、現在、展示商品の入れかえや在庫管理を徹底しているとの答弁でした。さらに委員から、売り上げが減った場合、指定管理料はどうなるのか、平成24年度の損益はとの質疑に、執行部から、赤字になっても指定管理料は変わらない、また平成24年度は、約150万円の赤字であったとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第122号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第127号市道路線の認定についてであります。

これは、道路法第8条第2項の規定により、議会の承認を得るものであります。今回認定する路線は一路線で、路線名は、船津唐人町2号線であります。この路線は、伊倉の船津区及び唐人町区の集落から県道へのアクセス道路として利用されており、幅員が狭小で緊急車両等も通りにくいため、市道認定を行なうものであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第127号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第6号全市民を対象とした住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情についてであります。

陳情の要旨は、建設不況の中、アベノミクスのもとでも、建設業者や労働者・職人

の間では仕事がなく、賃金・単価が下げられ暮らしが立ち行かない状況にあるため、建設事業者の仕事確保、労働者・職人の雇用機会の拡大、地域経済の活性化のために、地元産材の利用の促進や国の住宅政策にも対応する住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求めるものであります。

委員から、住宅の新築・リフォームに対する助成制度について、本市及び県内の他自治体の状況について質疑があり、執行部から、本市には定住化促進事業として、玉名市に転入された方を対象とした住宅取得補助等を行っており、県内の十数の自治体でも同様の補助や地元産材を使用した新築・リフォームに対する助成を行っている。現在、本市において、全市民を対象とした住宅の新築・リフォームの補助等の計画はないとの答弁でした。

また委員から、願意は理解できるが、全市民を対象とするならば、その補助内容等を十分に検討する必要がある、早急に結論を出すことはできないなどの意見もあり、審査を終了し、採決の結果、陳第6号については、全員異議なく継続審査とすることに決しました。

以上で建設経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長 田中英雄君。

〔文教厚生委員長 田中英雄君 登壇〕

○文教厚生委員長（田中英雄君） おはようございます。

今期、文教厚生委員会に付託されました、議案9件、陳情1件について、審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第108号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳出の主なものとして、3款民生費は1億1,994万9,000円の追加で、障害サービス利用者の見込み増による、障害者介護給付・訓練等給付事業の補正、また中学生までの医療費の無料化を平成26年4月から実施するための案内通知などの準備経費の補正、4款衛生費は3,545万2,000円の追加で、公立玉名中央病院事業負担金などによるもの、10款教育費は1,136万7,000円の追加、第2表債務負担行為補正につきましては、重度心身障害者医療費助成処理業務ほか6件を追加するものです。

執行部からの説明のあと、委員から、国民年金免除の承認者数について質疑があり、執行部より、平成24年度で4,176名であり、所得基準により適用する。内訳の主なものとして、法定免除が765名、全額免除が1,892名、4分の3免除が224名、学生納付特例が874名となっているとの答弁。また、委員からの保育所での一時預かり事業補助金の増額補正の理由についての質疑に、執行部は、補助基準の変更

で県からの補助金がふえたためとの答弁。これに対し委員から、公費の負担がふえたのであれば、一時預かりを利用する保護者の利用料を軽くすべきとの要望がありました。また、臨時保育士の処遇改善についての質疑に対して、私立と公立の臨時保育士で賃金格差が生じているため、人材確保にも影響がでることが予想される。近隣自治体の賃金を勘案して、賃金単価の見直しを検討し、安定した人材確保を行なうことで、保育園児の安全、保護者の安心につなげたいとの答弁でした。その他、12月1日に開催された食育フェアの継続開催の要望があがっております。また、委員からの旧玉名干拓施設などの重要文化財の修復計画と周辺の清掃活動についての質疑に、執行部は、持ち主による維持管理が原則であるが、高齢化も進み、非常に難しい問題であるため、検討を重ね、策定中の文化振興基本計画において対策を織り込みたい。また、周辺の清掃については、毎年ボランティアによる活動を行ない、今年も300人体制で実施、加えて委託による除草作業や雑木処理を行ない、文化財保護に努めているとの答弁でした。さらに委員からの学校給食センターの業務委託についての質疑に、執行部は、委託業者の選定方法は、プロポーザル方式で行ない、年明け過ぎには募集をかける予定、また、現在センターで働いている臨時職員の継続雇用については、本人の希望に沿えるような項目を仕様書の中に盛り込んで対応したいとの答弁。これに対し委員から、現在も臨時職員が多い状況だが、委託ではなく市の直営で管理すべきとの要望がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、議第108号は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第109号平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

第1表歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ1億3,759万円を追加し、総額を97億650万2,000万円とするもので、主なものは、歳出の3款後期高齢者支援金の決定による追加、11款諸支出金は平成24年度の療養給付費等負担金などの決定に伴う国及び県への償還金です。

委員からの後期高齢者支援金と医療費の推移についての質疑に、執行部は、後期高齢者支援金は平成20年度の後期高齢者医療制度開始からおおむね9億円から10億円台で推移し、平成25年度は11億円を超えると見込んでいる。また、一人当たり医療費も、ここ数年は約102万円かかっている状態であるとの説明があり、高齢介護課で行なっている、いきいきふれあい活動をより一層推進して健康増進を図り、医療費の抑制につなげていきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第109号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第110号平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

についてであります。

内容については、新たに債務負担行為を設定し、二次予防事業対象者把握業務ほか2件の期間及び限度額を定めるもの。

この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第110号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第116号玉名市奨学金基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方税法の一部改正に準じ、条例の整備を図るもので、現在の低金利の状況を勘案し、納税者等の負担を軽減する観点から地方税法の一部改正が行なわれたことに準じて、奨学金に係る延滞金の割合を引き下げ、玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の規定により延滞金を徴収するもので、執行部からの説明のあと、委員から奨学金返済の滞納について質疑があり、執行部は13名の滞納者がいるが、借りるときと返済するときでは、就業状況などそれぞれに状況が変わってくる場合がある。その際は相談してもらい、分割返済などに応じているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第116号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第117号玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、医療費の助成の対象となる者の範囲の拡大に伴い、条例の整備を図るもので、助成の対象となる者の範囲について、現在の満12歳の達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者を、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者に改めるもの。また附則として、平成26年4月1日から施行し、制度の円滑な移行のため、準備行為及び経過措置について規定するものです。

この件について委員から、中学生卒業まで無料化するのは保護者にとってありがたいが、一方で安易な受診による医療費増加も懸念される。初診料くらいは負担してもらったらどうかとの意見があり、これに関して執行部から、他市状況として、熊本市では月額500円の保護者負担があるが、当市においては保護者の経済的負担の軽減と子どもの疾病の早期治療を図り、子育てしやすい環境整備をより図るために完全無料化し、経過を見守りたいとの説明がなされています。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第117号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第118号玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴

い、条例の整備を図るもので、配偶者からの暴力の防止を及び被害者の保護に関する法律の題名が改正されたことに伴い、条例の本則に引用しております法律の題名を改めるもの。また、受給者に関する規定について、従来の配偶者からの暴力及びその被害者に加え、生活の本拠を伴にする交際相手からの暴力及びその被害者を対象とするものです。

この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第118号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第120号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、機構改革に伴い、条例の整備を図るもので、公民館の区分を明確化するため、本館を玉名市公民館とし、分館を玉名市中央公民館、玉名市岱明町公民館、玉名市横島町公民館、玉名市天水町公民館に改めるもの。

委員から、分館の運営体制についての質疑があり、執行部は、現在の3名体制は継続し、内訳として正職員2名と施設貸出しや管理業務を経験した非常勤職員を1名配置する。非常勤職員については、それぞれの地元精通した方の雇用を十分考慮したい。また、コミュニティ推進課の新設により、全公民館の管理運営を一本化することで、状況に合わせた柔軟な対応を図りたいとの答弁でした。また委員から、天水公民館内の図書室の位置づけについて、図書館法に基づく図書館として設置してほしい、蔵書の充実等を図り、利用の増加につなげてもらいたいとの要望がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、議第120号は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第123号指定管理者の指定についてであります。

これは、玉名市蛇ヶ谷公園テニスコートの管理について、平成26年4月1日から平成31年3月31日までを指定の期間として、公益社団法人玉名市シルバー人材センターを指定するもの。

この件について委員から、テニスコートの運営費、利用額、利用人数、指定管理料等について、執行部に確認がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第123号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第124号指定管理者の指定についてであります。これは、玉名市武道館の管理について、平成26年4月1日から平成31年3月31日までを指定の期間として、公益社団法人玉名市シルバー人材センターを指定するものであります。

この件についても委員から、武道館の運営費、利用額、利用人数、指定管理料等について、執行部に確認がっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第124号は、全員異議なく可決すべきもの

と決しました。

次に、陳情について、陳第4号玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情について報告いたします。

陳情の趣旨は、玉陵中学校区の6小学校の統合を行なう際、さまざまな偉人を輩出している玉名小学校地区であるため、伝統ある玉名小学校という校名を存続させてほしい。また、統合後の新校舎について、台風等の被害拡大が想定される玉陵中学校への併設ではなく、現在の玉名小学校の南側に建設してほしいというものです。本委員会では現地調査を行ない、陳情者とお会いし、その後、玉陵中にて地元の皆さんと意見交換を行ないました。その際には、主に現計画での新校舎の用地が狭いとの御意見がありました。

その後、委員会を再開し、審議しましたところ、委員から、新小学校の校名や特に建設位置については、地元の意向に配慮しながら検討中であり、状況の推移を見守る必要があるとの意見が上がり、審査を終了し、陳情の意向はわかるものの、拙速に採択するのではなく、もう少しばらぐ熟慮すべきとの結論により、採決の結果、陳第4号については全員異議なく、継続審査とすべきものと決しました。

また、学校規模・配置適正化基本計画における玉陵中学校区の新小学校の建設が、平成30年4月を目標にさまざまな検討がなされておりますが、この計画の一番の目的である複式学級の解消について、委員と執行部で協議がなされ、新小学校ができるまでは複式学級が依然として継続するため、その間の対応として、複式学級に対する補助委員の確保について、委員から要望が出されました。また、教育委員会からは現状の課題として、特別支援が必要な児童の支援体制を充実させることも重要であるとの説明がなされました。

以上の点を踏まえ、協議した結果、特別支援員及び複式学級補助員を配置することで、特別支援学級及び複式学級での授業の充実を図ることを、執行部に対し、委員全員の強い意見として要望いたしました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私、建設経済委員長にちょっとお尋ねします。

議第114号の玉名市下水道事業会計補正予算についてですね、委員長の報告の中にあつたかもしれませんが、私が聞き漏らしたかもしれませんが。3つの点についてどういった議論がなされたのか。

1つは下水道、今回の件の再発防止について、委員会ではどういった議論がなされたのか。2つ目が、無届け工事っていうのがあつたわけですけど、この無届けの工事をした業者への今後の対応について、どういった議論がされたのか。3つ目が今度の補正予算に未徴収金ですかね、これを計上してあるわけでありましたが、もともと無届けの工事っていうことでありますので、企業局側が、下水道局側がつかみようもないようなお金であるわけですよね。そういったこの金額をですね、事務的なミスは別ですよ、この金額を計上するに当たり、その算出方法についてはですね、どういったことが、どういう経過で、こういった計上がなされたのか。この3つの点でですね、ちょっとどういった議論がされたのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 建設経済委員長 福嶋譲治君。

[建設経済委員長 福嶋譲治君 登壇]

○建設経済委員長（福嶋譲治君） 議第114号の審査について、前田議員より3つの質問がなされました。

1番目の再発防止につきましては、執行部側より、再発防止に努めるという説明がずっとありまして、特に議員間での議論はなされませんでした。次に、無届け工事につきましても、議員間での特段の議論はなされませんでした。未徴収金については、756万円の方でしょう。計上されている、これも特段どういうことであつてということではなくて、執行部の説明のとおりであります。執行部から未徴収金分の752万6,000円の請求の理由については、特段質問はなく、もう説明のとおりであります。

以上です。

○議長（作本幸男君） ほかに質疑はありませんか。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 私、この件をですね、考えるに当たり、この3つ、再発防止と無届け工事の業者への今後の対応と、全くつかみようがなかつたところをどうやって計上したかという点についてはですね、大変なことじゃないかなと、そういうふうに理解しているわけですよ。委員長の報告の中では、責任問題云々というのはありましたけれども、それはそれとしてですね、大事なことだと思います。しかし、今私が申し上げたようなこともですね、やっぱり大事な点として、今後しっかり議会の役割を果たすという点ではですね、チェック機能を果たすという点では非常に大事ではないかなとい

うふうに思いましたので、一応申し添えます。

○議長（作本幸男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は今議会に提案している議案の中で、議第108号平成25年度玉名市一般会計補正予算、議第120号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案について反対をいたします。

玉名市一般会計補正予算では、岱明町学校給食センター及び天水町学校給食センターの調理運搬業務を平成26年度から民間委託することが予算化されております。学校給食の調理業務民間委託は、これは偽装請負になり、そのようなことに私は賛成できません。学校給食では、2008年に学校給食法の一部改正が行なわれたことにより、給食水準や衛生管理などの給食内容に、教育委員会や学校長のいわゆる直接関与が法律的にも強く求められるようになっていきます。教育の一環として、学校給食を充実させようとするならば、直営方式が当たり前であります。直営を民間に業務委託すれば、これは学校給食法からしても、偽装請負にならざるを得ません。

厚労省の労働者派遣事業と請負により行なわれる事業との区分に関する基準に関する疑義応答集には、発注者が口頭に限らず、文書等で仕事の内容、順序、方法などの指示や、請負労働者の配置について詳細に指示し、そのとおりに請負事業主が作業を行なっている場合は偽装請負になることが明記されております。現在、玉名中央学校給食センターの実態は、まさに偽装請負そのものだと言わざるを得ません。

したがって、そのような方式を岱明と天水学校給食センターにも広げることには、私は絶対に反対であります。

次に、玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これはコミュニティ推進課新設に伴う条例改正であります。公民館が持つ地域づくりの拠点としての役割がさらに大きく期待をされる、将来を見据えた改革ということでもあります。ところが、その仕事を受け持つ公民館職員は、今までの職員3人体制から職員2人、非常勤1人になります。目指す役割、求める効果が今以上に大きくなることを考慮すれば、それを担う職員の体制も今以上に強化しなければ目的を達成する保障はありません。したがって、職員を削減するような条例改正には反対をします。

次に、陳第3号と陳第5号について、この陳情は2つとも消費税増税の中止を求め



る意見書の提出に関する陳情であります。平成26年4月から消費税率8%が予定されています。東日本大震災復興のために、25年間続く総額8兆円規模の庶民増税が今年始まりました。生活保護には8月から削減をされて、年金は今年10月から引き下げが始まりました。そういう中で、来年4月からの消費税増税は8兆円の負担増であり、社会保障の負担増、給付の削減など含めれば、史上空前の10兆円の大負担となります。ところが、大企業には法人復興増税を1年間前倒して廃止にしてみました。こんなひどい庶民増税で、景気の回復など期待できません。また、財政も好転することはありません。来年4月からの消費税増税は中止をしてほしいという声は、これは多くの国民の声であり、市民の声であります。総務委員長の報告では、二つの陳情は否決であります。私はこの陳情に賛成します。消費税増税中止の意見書を提出して、地方の声を政府にしっかり届けさせることは、市民の暮らしを守る市議会の大きな役目であります。

以上、討論終わります。

○議長（作本幸男君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 12番の近松です。

まず、私は議第108号玉名市一般会計補正予算に関して、議第117号玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

その理由のまず1つ目は、平成22年に小学6年生まで無料化を拡大いたしました。そのことが子どもの病気の予防、健康づくりに効果があったのかどうかの検証ができていません。2億円に近いお金を毎年支出しているにもかかわらず、子供たちがどんな病気で、年に何回くらい受診しているのか、その病気の原因は何であるか、今後どのような予防対策を考えていくべきかなど、事業の評価が全くされていません。子ども医療費をさらに拡大する前に、事業の評価をする、2億円に近い子ども医療費の分析をまずもってすべきであると考えます。多分、病気は薬で治すものだという観念が日本中に蔓延してしまったこと。また、医療など専門家のすることは素人は介入できないものだという思い込み。つまり、我々素人は、医療という世界に対して無力だという思い込みが事業の評価もせずに多額の医療費を捻出し、それをまたさらに増大させることに疑問を持たないことにつながっているのではないかと思います。また、担当課においては、非常に業務量が多く、このことに取り組むお金、人手がないということも、このことを追求することが遅れていることに関係していると思います。この子ども医療費、現在2億円に近い金額ですが、10年間で20億円にもなります。財政が逼迫していくのが見えている今日、評価もせずにお金のばらまきをすることに対して賛成できません。せめて、中学生まで拡大することを2年遅らせまして、その間の経費、6,000万円を人

件費、人・物・金に使用して分析し、対策を立てて実行してみることを私はそれが先決と考えます。

2点目は、他の先進地区と比べますと、健康な子どもづくりに対する取り組みが十分とは言えないと私は思います。まず、無料化のために支出する予定の予算を予防のために使うべきではないかと考えます。

保育園についても、年間欠席日数が4日ということでしたが、食育に取り組んでいる保育園では1日になったという報告もありますので、ぜひ職員が勉強に行くなり、その保育園の先生に講師に来ていただいて、皆さんで勉強するなり、もっと市を挙げて取り組む必要があります。中学生においては、一般質問でも意見を述べましたが、病気の予防として一番大事な、そして一番わかりやすい体調をはかる目安である体温が35度台の子どもが20%もいるのに、いまだに対策がなされていません。そして、どうしてできないかとの私の質問に対し、学校現場では子どもの対応に追われて大変であると、教育長より答弁をいただきました。なぜ、そんなに対応が大変な子どもがふえてきたのか、そもそもここが大きな問題なのです。学問的に原因がわかるまで待ってはい間に合いません。他の地域で成果を上げているなら、まず取り入れてみたらいかがでしょう。半分の3,000万円でもあるならば、一校に一人パートを雇うことができます。本当に教育の現場は今でも大変で、これ以上仕事をふやさないでくれという状態だということは、十分に私もわかっております。しかし、子どもの健康づくりに真剣に取り組んだら、低体温がほとんどなくなったという学校、子どもが風邪を引かなくなった、集中力が増してきた、成績が上がってきた、子どもの心が安定してきたなど、そして結果的には学校現場が楽になったという、そのような学校があるのです。それも少しずつふえてきています。私はせめて、横島小学校のような自校方式のところからでも取り組んでみる必要があるのではないかと思います。

大切なことであっても人手不足、予算不足で取り組めないということでしたら、まず元気な子どもをつくるための予算をつけるべきではないでしょうか。多分、皆さん方は学校には栄養士さんがついて、国の指針を守ってきちんとしているのだから、これ以上はすることがないとの思いもあつてのことでしょうが、国の言うことを信じてやってきて、この現実、専門家に任せてきて、この現実。つまり、知的障がいの驚くほどの増加、高齢化のせいとばかりいえない認知症の増加、不妊症の増加、アレルギーの増加、給食で死ぬほどの重症のアレルギーの子どもさえもいる。そんな時代が不気味で、日本の将来が危ぶまれるとは思わないのは、なぜなのでしょう。国の基準は、ある意味では最低限のものであるにもかかわらず、国の政策を末端まで押し進めるために、養成されている専門職にすべてを委ねてはいけません。国の指示待ち行政ではなく、先進地をどんどん見に行つて成果を上げているところは玉名でも試してみる。そういうところに

市の予算を優先的に使っていかなければ、若い人が住みたいと思うような魅力的な玉名にはならないと思います。職員もやる気が出ないし、真の意味での地方行政の能力も育たないと思います。まず、子どもの心身の健康上の問題を分析し、効果的な対策のために、貴重な予算を使うべきであり、それができてから無料化を考えればよいというのが私の考えです。知恵を働かせず、漫然とお金のばらまきをすることは、市民と職員の潜在能力を無視することにしかなりかねません。

以上をもって、反対討論といたします。

- 議長（作本幸男君） 討論の途中ではありますがけれども、ここで議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

---

午後 1時01分 開議

- 議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

- 8番（内田靖信君） 8番の自友クラブの内田です。

議第135号玉名市長等の給料の特例に関する条例の制定について、反対討論を行います。

下水道使用料金の賦課漏れ未徴収の事案について、その管理監督の責任を取るとして、議第135号は追加提案をされ、市長、副市長ともども10分の1、1カ月間の減給とするものでございます。賦課漏れ徴収件数が52件で、未徴収金が約2,377万円となっております。このうち、対応の遅れなどにより、地方自治法による時効消滅分は約1,000万円に達し、それがまた徴収不能となっております。このことは、事案判明以来、議会の報告がなく、迅速な対応を怠り、被害額をさらに拡大させたものでございます。関係職員の実質的な処分も行なわず、身内に甘く、今回の事例に対する責任感希薄であると言わざるを得ません。泣いて馬謖を斬る勇気がなければ、組織は甘えの構造を温存することとなり、また再発することとなります。管理監督者が、みずから厳しく律し罰することで、初めてその組織は緊張感を持って事務事業に当たるものでございます。今回の事案に対する管理監督者としての処分は、市民に多大な損害を与えたことから、軽すぎる処分でありまして、到底市民の納得のいく処分ではございません。

以上が私の反対討論でございます。

- 議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） これにて、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。まず、予算議案の採決に入ります。

議第108号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

以上、予算議案1件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第109号 平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第110号 平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第111号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議第112号 平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）

議第113号 平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

議第114号 平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）

以上、予算議案6件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております予算議案6件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告どおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案6件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第108号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について採決いたします。本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第108号については、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第108号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第117号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第120号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第135号 玉名市長等の給料の特例に関する条例の制定について

以上、条例議案3件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第115号 玉名市特別会計条例等の一部を改正する条例の制定について

議第116号 玉名市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 8 号 玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 1 9 号 玉名市営住宅の条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 4 件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております条例議案 4 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案 4 件については、いずれも原案のとおり決定いたします。

議第 1 1 7 号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 1 1 7 号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 1 1 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 1 2 0 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 1 2 0 号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 1 2 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 1 3 5 号 玉名市長等の給料の特例に関する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 1 3 5 号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 1 3 5 号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第121号 指定管理者の指定について  
議第122号 指定管理者の指定について  
議第123号 指定管理者の指定について  
議第124号 指定管理者の指定について  
議第125号 権利の放棄について  
議第126号 権利の放棄について  
議第127号 市道路線の認定について  
議第128号 工事請負契約の変更について

以上、議案8件については、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議案8件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告とおりに決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議案8件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第4号 玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情

陳第6号 全市民を対象とした住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情

以上、陳情2件の閉会中の継続審査については、あとに譲り採決いたします。

陳第3号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する陳情について採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は、不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

陳第3号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、陳第3号については、不採択とすることに決定いたしました。

陳第5号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する陳情について、採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は、不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

陳第5号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、陳第5号については、不採択とすることに決定いたしました。

陳第4号 玉名小学校の校名存続及び玉陵中学校区6小学校の校舎建設位置に関する陳情の閉会中の継続審査について、文教厚生委員長から、陳第4号について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。陳第4号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳第4号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すこと決定いたしました。

陳第6号 全市民を対象とした住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情の閉会中の継続審査について、建設経済委員長から、陳第6号について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。陳第6号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳第6号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すこと決定いたしました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

総務委員長から、総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から、産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり、各委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 玉名市選挙管理委員会補充員再選挙

○議長（作本幸男君） 次に、玉名市選挙管理委員会補充員再選挙を行ないます。

選挙管理委員会の補充員につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、去る12月16日の本会議において選挙を行ない、4人の方を補充員の当選人として選出いたしていましたが、当選の告知後、第4順位の補充員の当選人の方より、当選を辞する旨の届け出がなされました。よって、現在、補充員の当選人が、選挙すべき者の数に達していませんので、未選出となっております補充員1人につきましては、再選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法について、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から、玉名市選挙管理委員会補充員に、第4順位、松本稔彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、松本稔彦君を玉名市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、松本稔彦君が玉名市選挙管理委員会補充員に当選されました。

ただいま、玉名市選挙管理委員会補充員に当選されました松本稔彦君には、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたしておきます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 玉名市農業委員会委員の推薦について

○議長（作本幸男君） 次に、玉名市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会委員については、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、当該市の議会において、4人以内を推薦できることとなっています。今任期の玉名市農業委員会委員については、平成24年第2回玉名市議会定例会において、既に2人を議会より推薦いたしてありますが、市長より、地域の公平性及び農業委員活動の充実のため、さらなる選任を行なうべく、新たな委員の推薦を求められております。よ



って、議会推薦の農業委員会委員について、新たに推薦を行なうものであります。

まず、議会推薦の農業委員会委員の人数について、お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員の人数については、既に推薦済みの2人も含め、4人といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員の人数は、既に推薦済みの2人も含め、4人とすることに決定いたしました。

それでは、これより、残る2人の議会推薦の農業委員会委員について、推薦を行ないます。

お諮りいたします。推薦の方法については、被推薦人を議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は、被推薦人を議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から、議会推薦の玉名市農業委員会委員に、杉本征子さん、堀田昌子さん、以上、2人の方を新たに指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました2人の方を、新たに玉名市農業委員会委員に推薦することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、杉本征子さん、堀田昌子さん、以上、2人の方を、新たに玉名市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 改選後、初の定例議会であります、平成25年第5回玉名市議会の閉会に当たりまして、議長より発言のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

平成25年度最後となりました今議会に提案いたしました案件に対しまして、議員各位には慎重なる審議を賜り、すべて御承認を賜り厚くお礼を申し上げます。

我が国の経済におきましては、上昇気流にあるというふうに言われております。し

かしながら、社会保障改革や財政再建、あるいは来年度控えております、消費税の増税問題等々、私たち直接に影響があるものばかりでございます。これからも一人一人が国の進む方向、あるいは施策に注目をしていかなければならないと考えております。

それから、これからも玉名市の発展のために、精一杯努力してまいりたいと思っておりますので、皆さま方の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後になりましたけれども、本年も残すところあと1週間となりました。今年も無事に終わりますとともに、来年平成26年が皆さまにとりまして、すばらしい年になりますこと、御祈念申し上げましてごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

まことにありがとうございました。

○議長（作本幸男君） これにて本会議を閉じ、平成25年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 1時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            作 本 幸 男

玉名市議会議員           松 本 憲 二

玉名市議会議員           徳 村 登志郎

玉名市議会会議録  
平成25年第5回定例会

発行人 玉名市議会議長 作本幸男

編集人 玉名市議会事務局長 辛島政弘

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

---

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155